

官報

号外

昭和二十八年七月二十二日

○第十六回 衆議院會議録第二十六号

昭和二十八年七月二十二日(水曜日)

議事日程 第二十五号

午後一時開議

第一 行政機關職員定員法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第二 行政管理局設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第三 總理府設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第四 恩給法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第五 昭和二十七年十月三十一日以前に給与事由の生じた恩給等の年額の改定に関する法律案(内閣提出)

第六 元南西諸島官公署職員等の身分、恩給等の特別措置に関する法律案(内閣提出)

第七 中小企業金融公庫法案(内閣提出)

第八 開拓融資保証法案(内閣提出、参議院送付)

第九 農産物価格安定法案(足立憲郎君外二十三名提出)

●本日の會議に付した事件

日程第一 行政機關職員定員法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第二 行政管理局設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第三 總理府設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第四 恩給法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第五 昭和二十七年十月三十一日以前に給与事由の生じた恩給等の年額の改定に関する法律案(内閣提出)

日程第六 元南西諸島官公署職員等の身分、恩給等の特別措置に関する法律案(内閣提出)

日程第七 中小企業金融公庫法案(内閣提出)

日程第八 開拓融資保証法案(内閣提出、参議院送付)

日程第九 農産物価格安定法案(足立憲郎君外二十三名提出)

午後二時二十四分開議

○議長(堤隆次郎君) これより會議を開きます。

第一 行政機關職員定員法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第二 行政管理局設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第三 總理府設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第四 恩給法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第五 昭和二十七年十月三十一日以前に給与事由の生じた恩給等の年額の改定に関する法律案(内閣提出)

第六 元南西諸島官公署職員等の身分、恩給等の特別措置に関する法律案(内閣提出)

○議長(堤隆次郎君) 日程第一、行政機關職員定員法の一部を改正する法律案、日程第二、行政管理局設置法の一部を改正する法律案、日程第三、總理府設置法の一部を改正する法律案、日

程第四、恩給法の一部を改正する法律案、日程第五、昭和二十七年十月三十一日以前に給与事由の生じた恩給等の年額の改定に関する法律案、日程第六、元南西諸島官公署職員等の身分、恩給等の特別措置に関する法律案、右六案を一括して議題といたします。委員長の報告を求めます。内閣委員長稻村順三君。

給等の特別措置に関する法律案、右六案を一括して議題といたします。委員長長の報告を求めます。内閣委員長稻村順三君。

六、元南西諸島官公署職員等の身分、恩給等の特別措置に関する法律案、右六案を一括して議題といたします。委員長長の報告を求めます。内閣委員長稻村順三君。

行政機關職員定員法の一部を改正する法律案

行政機關職員定員法の一部を改正する法律案

行政機關職員定員法(昭和二十四年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項の表を次のように改める。

行政機關の区分		定員	備考
行政機關の区分	本府	一、九一九人	
	公正取引委員会	二二七人	
	国家公安委員会	四五、二八〇人	うち三〇、〇〇〇人は警察官とする。
	国家地方警察	一一一人	
	国家消防本部	一八人	
	土地調整委員会	九五五人	
	總理府宮内庁	三、九七三人	
	調達庁	一、七四二三人	
	行政管理局	三、二〇三人	
	北海道開発庁	二二三三人	
計	自治庁	八、一一六人	
	保安庁	三九五五人	
	経済審議庁	六六、一七二人	
	本省	四三、六五九人	うち一〇、九〇七人は、檢察庁の職員とする。
	司法試験管理委員会	一〇人	
	法務省公安審査委員会	一、七〇二人	
	公安調査庁	四五、三七一人	
	計	一、六五〇人	
	外務省本省	二四、〇五一一人	
	大蔵省 国税庁	五二、七七二人	

昭和二十八年七月二十二日 衆議院會議録第二十六号 行政機關職員定員法の一部を改正する法律案外五件

合	文部省		厚生省		農林省		通商産業省		運輸省		郵政省		労働省		建設省		計
	本省	文化財保護委員会	本省	計	本省	食糧庁 林野庁 水産庁	本省 特許庁 中小企業庁	本省 船舶労働委員会 捕獲審檢再審査委員会 海難審判庁	本省	本省	本省	本省	中央労働委員会 公共企業体等仲裁委員会 公共企業体等調停委員会	本省 首都建設委員会	計	計	
	六三、三〇三人	四四九人	六三、七五二人	四五、八八六人	二五、七八八人 二八、〇三六人 二二、一〇〇人 一、四四三人	七三、三六七人	一三、二七八人 七〇〇人 一七〇人	一七、七一七人 五四人 五人 一五八人	一七、九三四人	二五五、二五五人	一九、九七五人 九〇人 二二人 一二四人	二〇、二一〇人	一〇、七八〇人	一〇、七八〇人	六九四、三四七人		
	うち六、七〇三人は、国立学校の職員とする。																

附則

- この法律は、昭和二十八年八月一日から施行する。
- 改正後の行政機関職員定員法第二条第一項の規定にかかわらず、大蔵省の本省の職員の定員は、昭和二十八年十二月三十一日までの間は、二万四千二百五十一人とする。
- 改正後の行政機関職員定員法第二条第一項の規定にかかわらず、水産庁の職員の定員は、昭和二十八年九月三十日までの間は、一千五百十人とする。
- 改正後の行政機関職員定員法第二条第一項の規定にかかわらず、通商産業省の本省の職員の定員は、昭和二十八年十二月三十一日までの間は、一万三千二百八十四人とする。
- 改正後の行政機関職員定員法第二条第一項の規定にかかわらず、昭和二十八年八月一日から海上公安局法(昭和二十七年法律第二百六十七号)施行の日の前日までの間は、保安庁の職員の定員は、一人とし、海上保安庁の職員の定員は、一万六千九百九十九人とし、運輸省の本省の職員の定員は、一万五千二百十六人とする。
- 改正後の行政機関職員定員法第二条第一項の規定にかかわらず、昭和二十八年八月一日から昭和二十九年三月三十一日までの間は、厚生省の本省の職員の定員は、四万四千百十五人とし、引揚援護庁の職員の定員は、千七百七十二人とする。
- 各行政機関においては、この法律施行の際現在に在職する職員のうち改正後の行政機関職員定員法第

二条第一項の定員(前五項の規定が適用される場合においては、これらの規定によつて置くことができる定員とする。)をこえる員数の職員は、昭和二十八年十一月三十日までの間は、定員の外に置くことができる。

8 行政機関職員定員法の一部を改正する法律(昭和二十七年法律第二百五十四号)の一部を次のように改正する。

附則第五項及び第六項を削り、附則第七項を附則第五項とし、附則第八項中「前三項を」「前項」とし、同項を附則第六項とし、附則第九項を附則第七項とする。

行政機関職員定員法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書(最終号の附録に掲載)

行政管理庁設置法の一部を改正する法律案

行政管理庁設置法の一部を改正する法律

行政管理庁設置法(昭和二十三年法律第七十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第十二号中「公共企業体労働関係法」を「公共企業体等労働関係法」に、「第二条第一項に規定する公共企業体」を「第二条第一項第一号に掲げる公共企業体」に改める。

第四条第三項を削り、同条第四項を同条第三項とし、同条に次の六項を加える。

4 長官は、監察を行うため必要な範囲において、各行政機関の業務について実地に調査することができる。

5 長官は、各行政機関の業務の監察に關連して、当該行政機関と協力して、第二条第十二号に規定する業務について、書面により又は実地に調査することができる。

6 長官は、監察上の必要により、公私の団体その他の関係者に対し、必要な資料の提出に關し、協力を求めることができる。

7 長官は、監察の結果第三項の規定により関係行政機関の長に対し勧告をしたときは、当該行政機関の長に対し、その勧告に基いて執つた措置について報告を求めることができる。

8 長官は、監察の結果行政運営の改善を図るため必要と認めたときは、内閣総理大臣に対し、関係行政機関の長に所管事項の改善を指示するよう意見を具申することができる。

9 長官は、監察の結果綱紀を維持するため必要と認めたときは、関係行政機関の長に対し、これに關し意見を述べることができる。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

行政管理庁設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書(最終号の附録に掲載)

總理府設置法の一部を改正する法律案

總理府設置法の一部を改正する法律

總理府設置法(昭和二十四年法律第二百二十七号)の一部を次のように改正する。

第五條の次に次の一条を加える。
(特別の職)

第五條の二 恩給局に、次長一人を置く。

2 次長は、局長を助け、局務を整理する。

第六條第一項第六号中「大臣官房所管」を削る。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

総理府設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

(最終号の附録に掲載)

恩給法の一部を改正する法律案

恩給法の一部を改正する法律案

恩給法(大正十二年法律第四十八号)の一部を次のように改正する。

第二條第一項中「傷病年金」を「傷病年金」に改め、同条第二項中「傷病年金」を削り、「一時恩給」を「傷病年金、一時恩給」に改める。

第六條中「普通恩給、増加恩給又ハ傷病年金」を「普通恩給又ハ増加恩給」に改める。

第八條第二項中「第六十五條ノ二第三項」を削る。

第十一條第一項に次の但書を加える。

但シ国民金融公庫及別ニ法律ヲ以テ定ムル金融機関ニ担保ニ供スルハ此ノ限ニ在ラズ

第三十一條から第四十條までを次のように改める。

第三十一條乃至第四十條 削除

第四十六條ノ二 公務員公務ノ為傷病ヲ受ケ又ハ疾病ニ罹リ不具發疾

ノ程度ニ至ラザルモ第四十九條ノ三ニ規定スル程度ニ達シ失格原因ナクシテ退職シタルトキハ之ニ傷病年金ヲ給ス

公務員公務ノ為傷病ヲ受ケ又ハ疾病ニ罹リ失格原因ナクシテ退職シタル後五年内ニ之ガ為不具發疾ノ程度ニ至ラザルモ第四十九條ノ三ニ規定スル程度ニ達シタル場合ニ於テ其ノ期間内ニ請求シタルトキハ之ニ傷病年金ヲ給ス

前項ノ期間ヲ經過シタルトキト雖裁定庁ニ於テ恩給審査會ノ議ニ付スルヲ相当ト認メ且恩給審査會ニ於テ其ノ傷病ノ程度ガ公務ニ起因シタルコト顯著ナリト議決シタルトキハ之ニ傷病年金ヲ給ス

前條第四項ノ規定ハ前三項ノ規定ニ依リ給スベキ傷病年金ニ付之ヲ準用ス

傷病年金ハ國家公務員災害補償法(昭和二十六年法律第九十一号)第十三條若ハ労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)第七十七條ノ規定ニ依リ障害補償又ハ之ニ相当スル給付ニシテ同法第八十四條第一項ノ規定ニ該當スルモノヲ受ケタル者ニハ之ヲ給セズ但シ当該補償又ハ給付ノ金額ガ傷病年金ノ金額ヨリ少キトキハ此ノ限ニ在ラズ

傷病年金ハ之ヲ普通恩給又ハ一時恩給ト併給スルヲ妨グズ

第四十八條第二号中「別表第二号表ノ二」を別表第一号表に改める。

第四十九條を次のように改める。

第四十九條 削除

第四十九條ノ二中「別表第一号表ノ四ニ掲グル八項」を別表第一号表

ノ二ニ掲グル七項に改める。

第四十九條ノ三 傷病年金ヲ給スベキ傷病ノ程度ハ別表第一号表ノ三ニ掲グル五款トス

第五十條第三項を削る。

第五十五條第二項を削る。

第五十六條中「前三條」を「前二條」に改める。

第五十八條ノ二中、増加恩給及傷病年金」を「及増加恩給」に改める。

第五十八條ノ三第一項中「四十歳」を「四十五歳」に、「四十五歳」を「五十歳」に、「五十歳」を「五十五歳」に改め、同条第二項中「傷病年金」を「傷病ノ程度ガ別表第一号表ノ三ニ掲グル第一款証乃至第五款証ニ係ル傷病年金」に改める。

第五十八條ノ四第一項中「六万五千円」を「八万円」に、「三十三万円」を「四十六万円」に、「三十九万五千円」を「五十四万円」に、「四十六万円」を「六十二万円」に、「五十九万円」を「七十八万円」に、「七十八万円」を「百万円」に改める。

第五十八條ノ五中「及傷病年金(第六十五條ノ二第三項ノ規定ニ依リ加給ヲ含ム)」を削り、「國家公務員災害補償法(昭和二十六年法律第九十一号)を、國家公務員災害補償法」に、「労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)を、労働基準法」に改める。

第六十條第三項を削り、同条第六項中「第五十五條ノ二」を削る。

第六十三條第三項を削り、同条第四項中「第五十四條第一項第二号若ハ第三号又ハ第五十五條ノ二」を、又

ハ第五十四條第一項第二号若ハ第三号に改め、同条第五項中「及第四項」を削る。

第六十五條第一項本文を次のように改める。

第六十五條 傷病年金ノ金額ハ退職當時ノ俸給年額及不具發疾ノ程度ニ依リ定メタル別表第二号表ノ金額トス

第六十五條ノ二 傷病年金ノ金額ハ退職當時ノ俸給年額及傷病ノ程度ニ依リ定メタル別表第三号表ノ金額トス

前條第一項但書ノ規定ハ傷病年金ヲ給スベキ者ノ退職當時ノ俸給年額ニ付之ヲ準用ス

第四十六條ノ二第五項但書ノ規定ニ依リ給スベキ傷病年金ノ金額ハ第一項ノ規定ニ依リ金額ト其ノ者ノ受ケタル國家公務員災害補償法第十三條若ハ労働基準法第七十七條ノ規定ニ依リ障害補償又ハ之ニ相当スル給付ニシテ同法第八十四條第一項ノ規定ニ該當スルモノノ金額トノ差額トス

第六十五條ノ三 傷病年金ヲ受ケタル後四年内ニ第四十六條第二項又ハ第三項ノ規定ニ依リ増加恩給ヲ受ケルニ至リタルトキハ傷病年金ノ金額ノ六十四分ノ一ニ相当スル金額ニ傷病年金ヲ受ケタル月ヨリ起算シ増加恩給ヲ受ケルニ至リタル月迄ノ月數ト四十八月トノ差月數ヲ乗ジタル金額ノ傷病年金ノ之ヲ負担シタル國庫又ハ都道府県ニ返還セシム

前項ノ規定スル場合ニ於テハ増加恩給ノ支給ニ際シ其ノ返還額ニ連スル迄支給額ノ三分ノ一ニ相当スル金額ヲ控除シテ返還セシム

第一項ノ場合ニ於テ都道府県傷病年金ヲ負担シ國庫増加恩給ヲ負担シタルトキ若ハ國庫傷病年金ヲ負担シ都道府県増加恩給ヲ負担シタルトキ又ハ一ノ都道府県傷病年金ヲ負担シ他ノ都道府県増加恩給ヲ負担シタルトキハ前項ノ規定ニ依リ傷病年金ノ返還ヲ受ケタル國庫又ハ都道府県ハ其ノ返還額ヲ傷病年金ヲ負担シタル都道府県又ハ國庫ニ還付スベシ

第七十五條第一項第一号中「乃至第四号」を「及第三号」に改め、同項第二号から第四号までを次のように改める。

二 公務員公務ニ因リ傷病疾病ノ為死亡シタルトキハ前号ノ規定ニ依リ金額ニ退職當時ノ俸給年額ニ依リ定メタル別表第四号表ノ率ヲ乗ジタル金額

三 増加恩給ヲ併給セラルル者公務ニ起因スル傷病疾病ニ因ラズシテ死亡シタルトキハ第一号ノ規定ニ依リ金額ニ退職當時ノ俸給年額ニ依リ定メタル別表第五号表ノ率ヲ乗ジタル金額

第七十五條第二項中「乃至第四号」を「及第三号」に改める。

第七十九條ノ三 第七十五條第一項第二号又ハ第三号ノ規定ニ依リ扶助料ヲ受ケル者國家公務員災害補償法第十五條若ハ労働基準法第七十九條ノ規定ニ依リ遺族補償又ハ之ニ相当スル給付ニシテ同法第八十四條第一項ノ規定ニ該當スルモノヲ受ケタル者ナルトキハ当該補

給額ノ三分ノ一ニ相当スル金額ニ連スル迄支給額ノ三分ノ一ニ相当スル金額ヲ控除シテ返還セシム

第一項ノ場合ニ於テ都道府県傷病年金ヲ負担シ國庫増加恩給ヲ負担シタルトキ若ハ國庫傷病年金ヲ負担シ都道府県増加恩給ヲ負担シタルトキ又ハ一ノ都道府県傷病年金ヲ負担シ他ノ都道府県増加恩給ヲ負担シタルトキハ前項ノ規定ニ依リ傷病年金ノ返還ヲ受ケタル國庫又ハ都道府県ハ其ノ返還額ヲ傷病年金ヲ負担シタル都道府県又ハ國庫ニ還付スベシ

第七十五條第一項第一号中「乃至第四号」を「及第三号」に改め、同項第二号から第四号までを次のように改める。

二 公務員公務ニ因リ傷病疾病ノ為死亡シタルトキハ前号ノ規定ニ依リ金額ニ退職當時ノ俸給年額ニ依リ定メタル別表第四号表ノ率ヲ乗ジタル金額

三 増加恩給ヲ併給セラルル者公務ニ起因スル傷病疾病ニ因ラズシテ死亡シタルトキハ第一号ノ規定ニ依リ金額ニ退職當時ノ俸給年額ニ依リ定メタル別表第五号表ノ率ヲ乗ジタル金額

第七十五條第二項中「乃至第四号」を「及第三号」に改める。

第七十九條ノ三 第七十五條第一項第二号又ハ第三号ノ規定ニ依リ扶助料ヲ受ケル者國家公務員災害補償法第十五條若ハ労働基準法第七十九條ノ規定ニ依リ遺族補償又ハ之ニ相当スル給付ニシテ同法第八十四條第一項ノ規定ニ該當スルモノヲ受ケタル者ナルトキハ当該補

給額ノ三分ノ一ニ相当スル金額ニ連スル迄支給額ノ三分ノ一ニ相当スル金額ヲ控除シテ返還セシム

第一項ノ場合ニ於テ都道府県傷病年金ヲ負担シ國庫増加恩給ヲ負担シタルトキ若ハ國庫傷病年金ヲ負担シ都道府県増加恩給ヲ負担シタルトキ又ハ一ノ都道府県傷病年金ヲ負担シ他ノ都道府県増加恩給ヲ負担シタルトキハ前項ノ規定ニ依リ傷病年金ノ返還ヲ受ケタル國庫又ハ都道府県ハ其ノ返還額ヲ傷病年金ヲ負担シタル都道府県又ハ國庫ニ還付スベシ

第七十五條第一項第一号中「乃至第四号」を「及第三号」に改め、同項第二号から第四号までを次のように改める。

二 公務員公務ニ因リ傷病疾病ノ為死亡シタルトキハ前号ノ規定ニ依リ金額ニ退職當時ノ俸給年額ニ依リ定メタル別表第四号表ノ率ヲ乗ジタル金額

三 増加恩給ヲ併給セラルル者公務ニ起因スル傷病疾病ニ因ラズシテ死亡シタルトキハ第一号ノ規定ニ依リ金額ニ退職當時ノ俸給年額ニ依リ定メタル別表第五号表ノ率ヲ乗ジタル金額

庫ノ支弁ニ係ル恩給ノ支給ニ必要ナル資金ヲ郵政大臣ノ指定スル出納官吏ニ交付スベシ

別表第一号表を削り、別表第一号表ノ二を別表第一号表とし、別表第一号表ノ三を削り、別表第一号表ノ四中第七項の項を削り、同表を別表第一号表ノ二とし、別表第一号表ノ五中

傷病ノ程度	傷病ノ狀態
一 一眼ノ視力ガ視標〇・一ヲ二メートル以上ニテハ弁別シ得ザルモノ	二 一耳全ク聾シ他耳尋常ノ話声ヲ一・五メートル以上ニテハ解シ得ザルモノ
三 一側腎臟ヲ失ヒタルモノ	四 一側拇指ヲ全ク失ヒタルモノ
五 一側示指乃至小指ヲ全ク失ヒタルモノ	六 一側足關節ガ直角位ニ於テ強剛シタルモノ
七 一側總趾ヲ全ク失ヒタルモノ	

第二

「第一款症」を「第二款症」に、「第二款症」を「第三款症」に、「第三款症」を「第四款症」に、「第四款症」を「第五款症」に改め、同表を別表第一号表ノ三とする。
別表第二号表を次のように改める。

[illegible]

別表第三号表を次のように改める。

第一 款 症	第二 款 症	第三 款 症	第四 款 症	第五 款 症	傷病ノ程度	退職當時ノ 俸給年額
九、五〇〇円	七、四〇〇円	六、五〇〇円	五、六〇〇円	四、六〇〇円	ニ、八〇〇円ヲ超 スルモノ	ニ、八〇〇円ヲ超エ 老、八〇〇円以下 ノモノ
八、九〇〇円	七、一〇〇円	六、三〇〇円	五、一〇〇円	四、四〇〇円	老、八〇〇円ヲ超エ スルモノ	老、八〇〇円以下 ノモノ
八、五〇〇円	六、八〇〇円	五、九〇〇円	五、一〇〇円	四、二〇〇円	老、八〇〇円以下 ノモノ	老、八〇〇円以下 ノモノ

別表に次の二表を加える。

退職當時ノ俸給年額		率	
四六五、六〇〇円以上ノモノ		一七・〇割	
三九八、四〇〇円ヲ超エ四六五、六〇〇円未満ノモノ		一七・〇割ニ四六五、六〇〇円ト退職當時ノ俸給年額トノ差額一五、六〇〇円毎ニ〇・五割ヲ加ヘタル割合	
二五九、二〇〇円ヲ超エ三九八、四〇〇円以下ノモノ		一九・〇割	
二四九、六〇〇円ヲ超エ二五九、二〇〇円以下ノモノ		一九・〇割ニ二六八、八〇〇円ト退職當時ノ俸給年額トノ差額九、六〇〇円毎ニ〇・五割ヲ加ヘタル割合	
一一八、二〇〇円ヲ超エ二四九、六〇〇円以下ノモノ		二〇・〇割	
一一四、六〇〇円ヲ超エ一一八、二〇〇円以下ノモノ		二〇・五割	
九七、八〇〇円ヲ超エ一一四、六〇〇円以下ノモノ		二〇・五割ニ一一八、二〇〇円ト退職當時ノ俸給年額トノ差額三、〇〇〇円毎ニ〇・五割ヲ加ヘタル割合	
九四、八〇〇円ヲ超エ九七、八〇〇円以下ノモノ		二三・五割	
九一、八〇〇円ヲ超エ九四、八〇〇円以下ノモノ		二四・〇割	

昭和二十八年七月二十二日 衆議院會議録第二十六号 行政機關職員定員法の一部を改正する法律案外五件

第五号表	
退職当時ノ俸給年額	率
八八、八〇〇円ヲ超エ九一、八〇〇円以下ノモノ	二四・五割
七九、八〇〇円ヲ超エ八八、八〇〇円以下ノモノ	二四・五割ニ九一、八〇〇円ト退職当時ノ俸給年額トノ差額三、〇〇〇円毎ニ〇・五割ヲ加ヘタル割
七六、八〇〇円ヲ超エ七九、八〇〇円以下ノモノ	二六・五割
七六、八〇〇円以下ノモノ	二七・〇割
四六五、六〇〇円以上ノモノ	一二・八割
三九八、四〇〇円ヲ超エ四六五、六〇〇円未満ノモノ	一二・八割ニ四六五、六〇〇円ト退職当時ノ俸給年額トノ差額一五、六〇〇円毎ニ〇・四割ヲ加ヘタル割
二五九、二〇〇円ヲ超エ三九八、四〇〇円以下ノモノ	一四・三割
二四九、六〇〇円ヲ超エ二五九、二〇〇円以下ノモノ	一四・三割ニ二六八、八〇〇円ト退職当時ノ俸給年額トノ差額九、六〇〇円毎ニ〇・四割ヲ加ヘタル割

附 則

(施行期日)
 第一条 この法律は、昭和二十八年八月一日から施行する。但し、恩給法第五十八条ノ四の改正規定は昭和二十八年七月分の恩給から、附則第三十三条の規定は昭和二十七年六月十日から、附則第三十六条の規定は昭和二十八年四月一日から適用する。
 (法令の廃止)
 第二条 左に掲げる法令は、廃止する。
 一 恩給法の特例に関する件(昭和二十一年勅令第六十八号)
 二 恩給法の特例に関する件の措置に関する法律(昭和二十七年法律第二百五号)

(この法律施行前に給与事由の生じた恩給の取扱)

第三条 この法律施行前に給与事由の生じた恩給については、この法律の附則に定める場合を除く外、なお、従前の例による。
 (現在に在職する者の在職年に附すべき加算年の取扱)
 第四条 この法律施行の際現在に在職する者でこの法律施行後六月を経過する日の属する月までの在職年の計算については、この法律の附則に定める場合を除く外、恩給法第三十八条から第四十条までの改正規定にかかわらず、なお、従前の例による。
 (現に第七項症の増加恩給又は傷病年金を受ける者の恩給の取扱)

第五條 この法律施行の際現に第七項症に係る増加恩給又は傷病年金を受ける者に対しては、改正前の恩給法第五十八条ノ五の規定の適用を受けている者にあつては、その者が同条の規定の適用を受けなくなつた後、同条の規定の適用を受けていない者にあつては、この法律施行後、当該恩給を受ける者の請求により、改正後の恩給法第六十五条ノ二(第三項を除く。)の規定により計算して得た金額の傷病賜金を給することができるものとする。

2 前項の規定により傷病賜金を給する場合においては、改正前の恩給法第五十八条ノ五の規定の適用を受けている者にあつては、その者が同条の規定の適用を受けなくなつた日の前日、同条の規定の適用を受けていない者にあつては、この法律施行の日の前日において、それぞれその者は、当該増加恩給(恩給法第六十五条第二項の規定による加給を含む。)及び普通恩給(普通恩給法第三十三条の規定による加給を含む。)を受ける権利を失つたものとみなす。
 (普通恩給の停止に関する改正規定の適用)
 第六条 改正後の恩給法第五十八条ノ三及び第五十八条ノ四の規定は、この法律施行前に給与事由の生じた普通恩給についても適用する。但し、この法律施行の際現に普通恩給を受ける者に改正後の恩給法第五十八条ノ三の規定を適用する場合には、この法律施行の際現に受けている年額の普通恩給について改正前の同条の規定を適用した場合に支給するものとする。

一一八、二〇〇円ヲ超エ二四九、六〇〇円以下ノモノ	一五・〇割
一一四、六〇〇円ヲ超エ一一八、二〇〇円以下ノモノ	一五・四割
九七、八〇〇円ヲ超エ一一四、六〇〇円以下ノモノ	一五・四割ニ一一八、二〇〇円ト退職当時ノ俸給年額トノ差額三、〇〇〇円毎ニ〇・四割ヲ加ヘタル割
九四、八〇〇円ヲ超エ九七、八〇〇円以下ノモノ	一七・六割
九一、八〇〇円ヲ超エ九四、八〇〇円以下ノモノ	一八・〇割
八八、八〇〇円ヲ超エ九一、八〇〇円以下ノモノ	一八・四割
七九、八〇〇円ヲ超エ八八、八〇〇円以下ノモノ	一八・四割ニ九一、八〇〇円ト退職当時ノ俸給年額トノ差額三、〇〇〇円毎ニ〇・四割ヲ加ヘタル割
七六、八〇〇円ヲ超エ七九、八〇〇円以下ノモノ	一九・九割
七六、八〇〇円以下ノモノ	二〇・三割

給法第五十八条ノ五の規定の適用を受けている者にあつては、その者が同条の規定の適用を受けなくなつた日の前日、同条の規定の適用を受けていない者にあつては、この法律施行の日の前日において、それぞれその者は、当該増加恩給(恩給法第六十五条第二項の規定による加給を含む。)及び普通恩給(普通恩給法第三十三条の規定による加給を含む。)を受ける権利を失つたものとみなす。

2 この法律施行の際現に在職する者でこの法律施行後六月以内に退職するものに改正後の恩給法第五十八条ノ三の規定を適用する場合においては、その退職の際受ける年額の普通恩給について改正前

② 旧軍人若しくは旧準軍人又はこれらの者の遺族に給する恩給の金額を計算する場合におけるその計算の基礎となるべき俸給年額の計算については、前項の俸給年額をもつて恩給の金額の計算の基礎とす。

三 實在職年の年数が旧軍人又は旧準軍人の普通恩給について所要最長在職年数未満である場合（増加恩給を併給される者場合を除く。）にあつては、五十分の五十から所要最長在

軍属及びその遺族の恩給を受ける権利又は資格の取得について準用する。この場合において、左の上欄に掲げる条項の中欄に掲げる字句は、下欄に掲げる字句と置き替えるものとする。

四六五

(在職年の計算)
第二十一条 旧軍人、旧準軍人又は旧軍属としての实在職年は、左の各号に掲げるものを除く外、恩給の基礎在职年に算入しないものとする。

一 旧勅令第六十八号施行前に普通恩給を受ける権利の裁定を受けた者（在職年が普通恩給についての最短恩給年限に達しない者で第七項に係る増加恩給を受けていたものを除く。）の当

四 前三号に掲げる実在職年を除く外、旧軍人以外の公務員（旧軍属を除く。）としての引き続く実在職年にこれに引き続く旧軍人、旧準軍人又は旧軍属としての引き続く実在職年及び更にこれに引き続く旧軍人以外の公務員（旧軍属を除く。）としての引き続く実在職年を加えたものが七年以上である者のその旧軍人、旧準軍人又は旧軍属としての引き続く実在職年

旧軍人、旧準軍人又は旧軍属としての實在職年に附すべき加算年は、旧勅令第六十八号施行前に普通恩給を受ける権利の裁定を受けた者（在職年が普通恩給について

の最短恩給年限に達しない者で、第七項症に係る増加恩給を受けていたものを除く。の当該普通恩給の基礎在职年に算入されていたものを除く外、恩給の基礎在职年に算入しないものとする。

旧軍人以外の公務員（旧軍属を除く。）としての実在职年に附すべ

(再就職した者等の取扱)

第二十二條 附則第九條、第十六條又は第二十條の規定により普通恩給を給されるべき者(この法律施行前に死亡した者で、この法律施行の日まで生存していたならば普通恩給を給されるべきであつたものを含む)が、この法律施行前に公務員に再就職していた場合においては、当該普通恩給を受ける者が再就職したものとみなし、これに恩給法第五十四條から第五十六条までの規定を適用する。

2 附則第九條、第十六條又は第二
十條の規定により普通恩給を給
されるべき者が、この法律施行の
際現に公務員として在職する場合
においてはその公務員を退職する日

の属する月まで、この法律施行の際に恩給法第五十八条ノ二に規定する普通恩給を停止すべき事由に該当している場合においては、その事由の止む日の属する月まで、それぞれ当該普通恩給を停止する。

(恩給の選拔)
第二十三条 附則第九条、第十六
条、第二十条又は第二十六条の規

昭和二十七年十月三十一日以前に退職し、又は死亡した公務員（旧軍人を除き、旧準軍人以外の公務員（旧準する者を含む。以下本条において「退職公務員」といふ。）並びにこれらの者の遺族に給する恩給の年額の計算について改正後の恩給法別表第二号表から第五号表までの規定を適用する場合においては、これらの表中、附則別表第三上欄に掲げるものは、退職公務員及び子

の遺族の恩給については同表中欄に掲げるものに、旧軍人及び旧準軍人並びにこれらの者の遺族については同表下欄に掲げるものに、それぞれ読み替えるものとする。(旧軍人若しくは旧準軍人又はこれらの者の遺族に給する恩給についての恩給法の規定の適用)

第二十五条 旧軍人若しくは旧軍属
人又はこれらの者の遺族に給する
恩給については、この法律の附則
に定める場合を除く外、恩給法の
規定を適用する。

(旧勅令第六十八号第八条第一項
の規定により恩給を受ける権利又
は資格を失つた者の当該権利又は
資格の取得)

第二十六條 旧恩給法の特例に関する

2 前項の規定は、左の各号に掲げる公務員又はその遺族については、適用しないものとする。

一 旧勅令第六十八号施行後恩給法に規定する普通恩給を受ける権利を失うべき事由に該当した公務員

二 旧勅令第六十八号施行後恩給法に規定する普通恩給を受ける権利を失うべき事由（死亡を除く。）に該当した公務員の遺族

三 前号に掲げる者以外の公務員

の遺族で、当該公務員の死亡後恩給法に規定する扶助料を受ける権利又は資格を失うべき事由に該当したものの

四 前二号に掲げる者以外の公務員の子で、この法律施行前に成

年に達したものの(不具發疾で生活資料を得るみちのない子を除く)。

3 第一項の規定により公務員又はその遺族に給する一時恩給又は一時扶助料の金額は、これらの者が当該公務員の退職又は死亡の時から年金たる恩給を給されていたものとしたならばこの法律施行の際の計算の基礎となるべき恩給年額の十二分の一に相当する金額に在職年(旧勅令第六十八号第二條第二項に規定する加算年を除く)の年数を乗じたものとする。

4 改正前の旧勅令第六十八号第八條第一項の規定に該当して拘禁されている者については、その拘禁中は、年金たる恩給を停止し、又は一時金たる恩給の支給を差し止めるものとする。

(未帰還公務員)

第二十七條 昭和二十年九月二日から引き続き公務員(公務員に準ずる者を含む)として海外にあつてまだ帰国していない者(以下「未帰還公務員」といふ)に対しては、その者が左の各号の一に該当する場合においては、それぞれ当該各号に掲げる日に退職したものとみなして恩給を給する。

一 未帰還公務員が昭和二十八年七月三十一日において普通恩給に達している最短恩給年限に達している場合にあつては、同日

二 未帰還公務員が昭和二十八年七月三十一日において普通恩給に達している最短恩給年限に達し

ていない場合に於ては、当該最短恩給年限に達する日

三 未帰還公務員が普通恩給に達している最短恩給年限に達しない日(以下「未帰還日」といふ)に於ては、その

2 前項第一号又は第二号に該当する未帰還公務員に給する普通恩給の給付は、当該未帰還公務員が帰国した日の属する月から始めるものとする。但し、未帰還公務員の祖父、父母、妻又は未成年の子が内地に居住しているものがある場合においては、これらの者から請求があつたときは、同項第一号に該当する者に給する普通恩給の給付は昭和二十八年八月から、同項第二号に該当する者に給する普通恩給の給付は同号に規定する日の属する月の翌月から始めるものとする。

3 前項但書の規定による普通恩給の給付は、未帰還公務員が帰国した日(海外にある間に死亡した場合に於ては、死亡の判明した日)の属する月まで、妻、未成年の子、父母(養父母を先にして実父母を後にする)、祖父(養祖父を後にして実祖父を後にする)の順序により、請求者に対して行ふものとする。

4 未帰還公務員が帰国するまでの間に自己の責に帰することのできない事由により負傷し、又は疾病にかつた場合において、裁定庁がこれを在職中に公務のため負傷し、又は疾病にかつた場合と同

扱することを相当と認めるときは、その者を在職中に公務のため負傷し、又は疾病にかつたものとみなし、その者又はその遺族に對し相當の恩給を給するものとする。但し、未帰還公務員に給する恩給で当該未帰還公務員が帰国するまでの間に給する事由の生じたものは当該未帰還公務員が帰国した日の属する月の翌月から(一時金たる恩給にあつては、当該未帰還公務員が帰国した時に於いて)遺族に給する恩給は未帰還公務員の死亡が判明した日の属する月の翌月から給するものとする。

5 第一項の規定は、未帰還公務員が帰国後に於いても引き続き公務員として在職する場合又は公務員として在職する者又は公務員とみなされる職員となつた場合においては、同項第一号及び第二号に掲げる者については適用がなかつたものとみなし、同項第三号に掲げる者については適用しないものとする。但し、第二項及び第三項の規定により給された普通恩給は、返還することを要しないものとする。

(この法律施行後給する文官等の普通恩給の年額)

第二十八條 附則第十三條の規定は、この法律施行後給する事由の生ずる旧軍人以外の公務員(旧軍人を除く)の普通恩給で、その基礎在職年のうちに旧軍人、旧軍人若しくは旧軍人としての在職年又は旧勅令第六十八号第二條第二項に規定する加算年を含むものの年額について準用する。この場合において、

て、同条中「實在職年」とあるのは「在職年(旧軍人、旧軍人又は旧軍人としての在職年に於ては實在職年とし、旧軍人以外の公務員(旧軍人を除く)としての在職年に於ては旧勅令第六十八号第二條第二項に規定する加算年を除いた在職年とする。)」と、前條の規定により計算した恩給の金額の計算の基礎となるべき恩給年額(昭和八年九月三十日以前に退職し、又は死亡した旧軍人又は旧軍人にあつては、退職又は死亡当時の階級に對應する同條第一項の恩給年額)とあるのは「退職当時の恩給年額」とあるのは「百五十分の二・五(警察監獄職員にあつては、百五十分の三・五)と読み替へるものとする。

(この法律の附則の規定による年金たる恩給等の給付の特例)

第二十九條 附則第八條、第九條、第十六條、第十九條、第二十條又は第二十六條の規定によりこの法律施行の日(以下「施行日」といふ)の属する月分(以下「施行月」といふ)から年金たる恩給を受ける者及び昭和二十八年四月一日からこの法律施行の日(以下「施行日」といふ)の前日まで給する事由の生じた傷病年金で旧勅令第六十八号第六條第一項に規定するものを受ける者に対しては、この法律が昭和二十八年四月一日から施行されていゝものとみなされ給されるべきであつた恩給(その者が昭和二十八年四月一日以後死亡した公務員(公務員に準ずる者を含む)以下本条において同じ)の遺族又は同日以後恩給法に規定する扶助料を受ける権利若しくは資格を失ふべき事由に該当

した遺族の後順位者である場合に於ては、その者及び当該公務員又は当該先順位者たる遺族に給されるべきであつた恩給)を給するものとする。

(旧軍人又はその遺族に給する一時恩給又は一時扶助料の支給)

第三十條 この法律施行前に退職し、若しくは死亡した旧軍人又はその遺族に附則第九條から第十一條までの規定により給する一時恩給又は一時扶助料は、昭和二十九年一月、昭和三十年一月及び昭和三十一年一月の三期に分割して支給するものとする。但し、前支給期月に支給すべきであつた恩給は、支給期月でない月においても支給する。

2 前項の規定により各支給期月において支給すべき金額は、当該一時恩給又は一時扶助料の金額の三分の一に相当する金額に昭和二十八年四月一日(同日以後退職し、若しくは死亡した旧軍人又はその遺族に於ては、その退職又は死亡の日(以下「死亡日」といふ)から各支給期月の前月末日までの当該金額に対する利子(利率は年六分とする)を加えた金額とする。

(戦傷病者遺族等援護法に於ける遺族年金又は遺族年金を受ける者に対する恩給の支給)

第三十一條 この法律施行の際現に戦傷病者遺族等援護法(昭和二十七年法律第二百七十七号)による障害年金又は遺族年金を受ける権利を有する者又はこの法律の附則の規定により給する増加恩給又は扶助料を支給する場合において

した遺族の後順位者である場合に於ては、その者及び当該公務員又は当該先順位者たる遺族に給されるべきであつた恩給)を給するものとする。

(旧軍人又はその遺族に給する一時恩給又は一時扶助料の支給)

第三十條 この法律施行前に退職し、若しくは死亡した旧軍人又はその遺族に附則第九條から第十一條までの規定により給する一時恩給又は一時扶助料は、昭和二十九年一月、昭和三十年一月及び昭和三十一年一月の三期に分割して支給するものとする。但し、前支給期月に支給すべきであつた恩給は、支給期月でない月においても支給する。

2 前項の規定により各支給期月において支給すべき金額は、当該一時恩給又は一時扶助料の金額の三分の一に相当する金額に昭和二十八年四月一日(同日以後退職し、若しくは死亡した旧軍人又はその遺族に於ては、その退職又は死亡の日(以下「死亡日」といふ)から各支給期月の前月末日までの当該金額に対する利子(利率は年六分とする)を加えた金額とする。

(戦傷病者遺族等援護法に於ける遺族年金又は遺族年金を受ける者に対する恩給の支給)

第三十一條 この法律施行の際現に戦傷病者遺族等援護法(昭和二十七年法律第二百七十七号)による障害年金又は遺族年金を受ける権利を有する者又はこの法律の附則の規定により給する増加恩給又は扶助料を支給する場合において

は、その増加恩給を受ける者又は扶助料を受ける者(その扶助料が扶養遺族について加給される場合に於ては、その扶助料を受ける者及びその扶養遺族とし、その扶助料を受ける者が昭和二十八年四月一日以後死亡した公務員(公務員に準ずる者を含む。以下本項において同じ。)の遺族又は同日以後恩給法に規定する扶助料を受ける権利若しくは資格を失うべき事由に該当した遺族の後順位者である場合に於ては、その扶助料を受ける者及び当該公務員又は当該先順位者たる遺族とする。)に対する昭和二十八年四月分以降の障害年金又は遺族年金(戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律(昭和二十八年法律第 号)附則第十四項の規定により遺族年金とみなされるものを含む。)の額は、これらの者に支給する恩給(増加恩給を受ける者にあつては、普通恩給を含む。)の額から控除する。

2 この法律施行の際現に戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金を受ける権利を有する者で、この法律の附則の規定により旧軍人、旧準軍人又は旧軍属の遺族の

附則別表第二

第 一 日 症	退職当時の 傷病の程度	
	傷病の程度	年額
第 一	六〇、六〇〇円をこえ七三、二〇〇円以下のもの	六〇、六〇〇円以下のもの
第 二	二六、八〇〇円 一七、九〇〇円	二五、五〇〇円 一七、〇〇〇円

附則別表第三

昭和二十八年七月二十二日 衆議院會議録第二十六号 行政機關職員定員法の一部を改正する法律案外五件

扶助料を受ける権利又は資格を取得すべきものが、遺族年金を受ける権利を失なかつた場合においては、その者は、この法律の附則の規定の適用については、当該扶助料を受ける権利又は資格を取得しなかつたものとみなす。

(総理府設置法の一部改正)
第三十二条 総理府設置法(昭和二十四年法律第二百七号)の一部を次のように改正する。

第十五条第一項の表中恩給法特例審議会の項を削る。

(恩給法の一部を改正する法律の一部改正)
第三十三条 恩給法の一部を改正する法律(昭和二十二年法律第七十七号)の一部を次のように改正する。

附則第十條第二項第七号中「第四項を第五項」に改める。

第三十四條 恩給法の一部を改正する法律(昭和二十六年法律第八十七号)の一部を次のように改正する。

附則第十條中「従前のこれらの規定の下に(同法第六十二條に於いては、同條の規定中第三項及び第四項の規定並びに同條第六項

の規定中第六十條第三項の規定を準用する部分を除いた部分とし、同法第六十四條については、同條第三項の規定中第六十條第三項の規定を準用する部分を除いた部分とする。」を加える。

(恩給法を準用される者の勤続在職年についての加給に関する改正規定の適用)
第三十五條 附則第七條の規定は、恩給法以外の法律によつて恩給法の規定が準用される者に対して、前條の規定による改正後の恩給法の一部を改正する法律(昭和二十六年法律第八十七号)附則第十項の規定を適用する場合について準用する。この場合において、附則第七條第一項中「改正前の同法第六十三條第五項」とあるのは「恩給法の一部を改正する法律(昭和二十六年法律第八十七号)による改正後の恩給法第六十二條第六項又は第六十四條第三項(同法第六十條第三項を準用する部分に限る。)」と、同條第二項中「改正前の恩給法第六十三條第三項」とあるのは「恩給法の一部を改正する法律(昭和二十六年法律第八十七号)による改正後の恩給法第六十二條

(イ) 改正後の恩給法別表第二号表の規定を適用する場合

上	中	下
三八二、八〇〇円ヲ超ユルモノ	二八三、二〇〇円ヲ超ユルモノ	二四四、八〇〇円ヲ超ユルモノ
二二二、六〇〇円ヲ超ユルモノ	一六八、〇〇〇円ヲ超ユルモノ	一四六、四〇〇円ヲ超ユルモノ
八二、八〇〇円以下ノモノ	三、二〇〇円以下ノモノ	四、八〇〇円以下ノモノ
一一八、二〇〇円ヲ超ユルモノ	九九六、〇〇〇円ヲ超ユルモノ	八七、六〇〇円ヲ超ユルモノ
一三、六〇〇円以下ノモノ	〇〇〇円以下ノモノ	四〇〇円以下ノモノ

第三項又は第四項」と、「同項の規定」とあるのは「これらの規定」と読み替へるものとする。

(北海道開発関係職員に対する恩給法の適用)
第三十六條 昭和二十八年三月三十一日において地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)附則第八條の規定に基く国の公共事業又は産業経済費の支弁に係る北海道開発に関する事務に従事する地方事務官又は地方技官であつた者が、引き続き都道府県たる普通地方公共団体又は特別区たる特別地方公共団体の職員となつた場合(その地方事務官又は地方技官が引き続き地方事務官又は地方技官として在職し、更に引き続き都道府県たる普通地方公共団体又は特別区たる特別地方公共団体の職員となつた場合を含む。)において、恩給法の一部を改正する法律(昭和二十二年法律第七十七号)附則第十條の規定の適用がある場合を除く外、これを文官として勤続するものとみなし、当分の間、これに恩給法の規定を準用する。

2 恩給法の一部を改正する法律(昭和二十二年法律第七十七号)附

階 級	假定係給年額
大 将	四九四、四〇〇円
中 将	三九〇、〇〇〇円
少 将	二九二、八〇〇円
大 佐	二四四、八〇〇円
中 佐	二二八、〇〇〇円
少 佐	一八六、〇〇〇円
大 尉	一四六、四〇〇円
中 尉	一一五、二〇〇円
少 尉	九九、六〇〇円
准士官	八七、六〇〇円
曹長又は上等兵	七三、二〇〇円
軍曹又は一等兵	七〇、八〇〇円
等兵	六八、四〇〇円
兵 長	六〇、六〇〇円
上等兵	五八、八〇〇円
一等兵	五七、〇〇〇円
二等兵	五五、二〇〇円

備考 各階級は、その相当するものを含むものとする。

附則別表第一

則第十條第二項から第四項までの規定は、前項の規定により恩給法の規定を準用する場合に準用する。

(ロ) 改正後の恩給法別表第三号表の規定を適用する場合

上	中	下
九七、八〇〇円ヲ超エ一一 八二〇〇円以下ノモノ	八二、八〇〇円ヲ超エ九 六〇〇円以下ノモノ	七三、二〇〇円ヲ超エ八 七、六〇〇円以下ノモノ
七九、八〇〇円ヲ超エ九七、 八〇〇円以下ノモノ	六八、四〇〇円ヲ超エ八二、 八〇〇円以下ノモノ	六〇、六〇〇円ヲ超エ七三、二 〇〇円以下ノモノ
七九、八〇〇円以下ノモノ	六八、四〇〇円以下ノモノ	六〇、六〇〇円以下ノモノ

(ハ) 改正後の恩給法別表第四号表又は第五号表の規定を適用する場合

上	中	下
一一八、二〇〇円ヲ超ユル モノ	九九、六〇〇円ヲ超ユルモノ	八七、六〇〇円ヲ超ユルモノ
九七、八〇〇円ヲ超エ一一 八二〇〇円以下ノモノ	八二、八〇〇円ヲ超エ九 六〇〇円以下ノモノ	七三、二〇〇円ヲ超エ八七、六 〇〇円以下ノモノ
七九、八〇〇円ヲ超エ九七、 八〇〇円以下ノモノ	六八、四〇〇円ヲ超エ八二、 八〇〇円以下ノモノ	六〇、六〇〇円ヲ超エ七三、二 〇〇円以下ノモノ
七九、八〇〇円以下ノモノ	六八、四〇〇円以下ノモノ	六〇、六〇〇円以下ノモノ

(ハ) 改正後の恩給法別表第四号表又は第五号表の規定を適用する場合

上	中	下
四六五、六〇〇円以上ノモノ	三三八、四〇〇円以上ノモノ	二九二、八〇〇円以上ノモノ
三九八、四〇〇円ヲ超エ四 六五、六〇〇円未満ノモノ	二九二、八〇〇円ヲ超エ三三 八、四〇〇円未満ノモノ	二五四、四〇〇円ヲ超エ二九 二、八〇〇円未満ノモノ
四六五、六〇〇円ト退職当 時ノ俸給年額トノ差額一五、 六〇〇円	三三八、四〇〇円ト退職當時 ノ俸給年額トノ差額二二、〇 〇〇円	二九二、八〇〇円ト退職當時 ノ俸給年額トノ差額九、六〇 〇円
二五九、二〇〇円ヲ超エ三 九八、四〇〇円以下ノモノ	一九九、二〇〇円ヲ超エ二九 二、八〇〇円以下ノモノ	一七四、〇〇〇円ヲ超エ二五 四、四〇〇円以下ノモノ

二四九、六〇〇円ヲ超エ二 五九、二〇〇円以下ノモノ	一九二、〇〇〇円ヲ超エ一九 九、二〇〇円以下ノモノ	一六八、〇〇〇円ヲ超エ一七 四、〇〇〇円以下ノモノ
二六八、八〇〇円ト退職當 時ノ俸給年額トノ差額九、 六〇〇円	二〇六、四〇〇円ト退職當時 ノ俸給年額トノ差額七、二〇 〇円	一八〇、〇〇〇円ト退職當時 ノ俸給年額トノ差額六、〇〇 〇円
一一八、二〇〇円ヲ超エ二 四九、六〇〇円以下ノモノ	九九、六〇〇円ヲ超エ一九二、 〇〇〇円以下ノモノ	八七、六〇〇円ヲ超エ一六八、 〇〇〇円以下ノモノ
一一四、六〇〇円ヲ超エ一 一八二〇〇円以下ノモノ	九六、六〇〇円ヲ超エ九九、 六〇〇円以下ノモノ	八五、二〇〇円ヲ超エ八七、六 〇〇円以下ノモノ
九七、八〇〇円ヲ超エ一一 四六〇〇円以下ノモノ	八二、八〇〇円ヲ超エ九六、 六〇〇円以下ノモノ	七三、二〇〇円ヲ超エ八五、二 〇〇円以下ノモノ
一一八、二〇〇円ト退職當 時ノ俸給年額トノ差額三、 〇〇〇円	九九、六〇〇円ト退職當時ノ 俸給年額トノ差額二、七〇〇 円	八七、六〇〇円ト退職當時ノ 俸給年額トノ差額二、四〇〇 円
九四、八〇〇円ヲ超エ九七、 八〇〇円以下ノモノ	八〇、四〇〇円ヲ超エ八二、 八〇〇円以下ノモノ	七〇、八〇〇円ヲ超エ七三、二 〇〇円以下ノモノ
九一、八〇〇円ヲ超エ九四、 八〇〇円以下ノモノ	七八、〇〇〇円ヲ超エ八〇、 四〇〇円以下ノモノ	六八、四〇〇円ヲ超エ七〇、八 〇〇円以下ノモノ
八八、八〇〇円ヲ超エ九一、 八〇〇円以下ノモノ	七五、六〇〇円ヲ超エ七八、 〇〇〇円以下ノモノ	六六、〇〇〇円ヲ超エ六八、四 〇〇円以下ノモノ
七九、八〇〇円ヲ超エ八八、 八〇〇円以下ノモノ	六八、四〇〇円ヲ超エ七五、 六〇〇円以下ノモノ	六〇、六〇〇円ヲ超エ六六、〇 〇〇円以下ノモノ
九一、八〇〇円ト退職當時 ノ俸給年額トノ差額三、〇 〇〇円	七八、〇〇〇円ト退職當時ノ 俸給年額トノ差額二、四〇〇 円	六八、四〇〇円ト退職當時ノ 俸給年額トノ差額一、八〇〇 円
七六、八〇〇円ヲ超エ七九、 八〇〇円以下ノモノ	六六、〇〇〇円ヲ超エ六八、 四〇〇円以下ノモノ	五八、八〇〇円ヲ超エ六〇、六 〇〇円以下ノモノ
七六、八〇〇円以下ノモノ	六六、〇〇〇円以下ノモノ	五八、八〇〇円以下ノモノ

恩給法の一部を改正する法律案に
対する修正案
恩給法の一部を改正する法律案
に対する修正
恩給法の一部を改正する法律案の
一部を次のように修正する。
第五十八条ノ三の改正に關する部
分中「傷病ノ程度が別表第一号表ノ
三三掲グル第一款証乃至第五款証ニ
係ル」を「第四十六条ノ二ニ規定ス

ル」に改める。
第六十五条第一項本文の改正に關
する部分の次に次のように加える。
第六十五条第三項中「扶養家族ト
ハ」の下に「増加恩給ヲ受クル者ノ妻
並ニを加え、」を削る。
第七十五条第二項の改正に關する
部分の次に次のように加える。
第七十六条第三号中「婚姻シタル
トキ」を「婚姻ニ因リ其ノ氏ヲ改メタ

ルトキ」に改める。
第七十九条ノ三の改正に關する部
分の次に次のように加える。
第八十条第一項第三号中「婚姻シ
タルトキ」を「婚姻ニ因リ其ノ氏ヲ改
メタルトキ」に改める。
附則第一條中「但し」の下に「附則
第二十二條の規定は、昭和二十九年
四月一日から施行し、」を加え、「第
三十三條」を「第三十七條」に「第三

十六條」を「第四十條」に改める。
附則第六條に次の一項を加える。
3 旧恩給法の特例に關する件（以
下「旧勅令第六十八号」といふ。）第
六條第一項の規定による傷病賜金
を受けた者で普通恩給を受けるも
のに改正後の恩給法第五十八條ノ
三の規定を適用する場合において
は、その者は、この法律施行の時
から普通恩給に改正後の恩給法第

四十六條ノ二に規定する傷病賜金
を供給されるものとみなす。
附則第八條の見出し中「増加恩給」
の下に、「傷病年金」を加え、同條第
一項中「旧恩給法の特例に關する件
（以下「旧勅令第六十八号」といふ。）
を「旧勅令第六十八号」に改め、「そ
の年額」の下に「恩給法第六十五條
第二項及び第七十五條第二項の規定
による加給年額を除く。」を、「第六

十五条」の下に「第一項を、第七十五条」の下に「第一項」を加え、同条第二項を次のように改める。

2 この法律施行の際現に第七項に係る増加恩給を受ける者(附則第五條第二項に規定する者を除く。)については、この法律施行の日(附則第五條第二項に規定する者)の属する月分以降、その年額(恩給法第六十五條第二項の規定による加給年額を除く。)を、附則別表第四の年額に改定する。但し、附則別表第四の年額が従前の年額に達しない者については、その改定を行わない。

3 この法律施行の際現に傷病年金を受ける者については、この法律施行の日(附則第五條第二項に規定する者)の属する月分以降、その年額を、附則別表第五の年額に改定する。但し、附則別表第五の年額が従前の年額(改正前の恩給法第六十五條第二項第三項の規定による加給年額を含む。)に達しない者については、その改定を行わない。

4 前三項の恩給年額の改定は、裁定庁が受給者の請求を待たずに行ふ。

5 この法律施行の際現に増加恩給を受ける者(旧勅令第六十八号第五條に規定する増加恩給を受ける者を除く。)に、改正後の恩給法第六十五條第三項の規定に該当する妻で当該増加恩給の加給の原因となつていないものがあるときは、この法律施行の日(附則第五條第二項に規定する者)の属する月分以降、改正後の恩給法第六十五條(第一項を除く。)の規定により、当該増加恩給の年額に加給するものとする。

6 この法律施行の際現に改正前の恩給法第七十五條第一項第二号から第四号までに規定する扶助料を受ける者に、その者により生計を維持し、又はその者と生計を共にする者で附則第九條の規定により扶助料を受ける資格を取得したものがあるときは、この法律施行の日(附則第五條第二項に規定する者)の属する月分以降、改正後の恩給法第七十五條第二項の規定による当該扶助料を受ける者の扶助料の年額に加給するものとする。附則第八條の次に次の一条を加える。

(文官等の父母又は祖父母の扶助料を受ける権利又は資格の取得)

第九條 公務員又は公務員に準ずる者の父母又は祖父母で昭和二十三年一月一日以後婚姻に因り扶助料を受ける権利又は資格を失つた者でその婚姻に因り氏を改めなかつたものは、この法律施行の時から、当該扶助料を受ける権利又は資格を取得するものとする。但し、父母の後順位者たる遺族がこの法律施行の際現に扶助料を受ける場合においては、その父母は、当該後順位者たる遺族が扶助料を受ける権利を失つた時から扶助料を受ける権利を取得する。

附則第九條第一項第一号中「附則第二十一條を、附則第二十四條」に改め、同条同項第二号中「事由」の下に「(旧軍人又は旧準軍人の父母及び祖父母については、昭和二十三年一月一日以後の婚姻(氏を改めなかつた場合に限る。)を除く。以下附則第二十九條までにおいて同じ。)」を加え、同条を附則第十條とする。

附則第十條を附則第十一條とし、以下附則第十三條まで順次一條ずつ繰り下げる。

附則第十四條中「附則第九條から第十一條を、附則第十條から第十二條」に、附則第十二條を、附則第十三條に改め、同条を附則第十五條とする。

附則第十五條を附則第十六條とする。

附則第十六條中「附則第九條」を「附則第十條」に改め、同条を附則第十七條とする。

附則第十七條第二項中「附則第十三條」を「附則第十四條」に、附則第十七條を、附則第十八條とする。

附則第十八條を附則第十九條とし、附則第十九條を附則第二十條とする。

附則第二十條の次に次の二條を加える。

(旧軍人、旧準軍人及び旧軍属の公務傷病恩給の特例)

第二十一條 この法律施行の日(昭和二十九年三月三十一日)まで、旧勅令第六十八号第六條第一項に規定する傷病恩給を受けるべき事由に該当した者の恩給については、附則第二十二條に規定する場合は除く外、なお、この法律施行の際の従前の例による。

第二十二條 この法律施行前に公務のため負傷し、又は疾病にかかつた旧軍人、旧準軍人又は旧軍属で、その傷病の程度が改正後の恩給法別表第一号表ノ三に掲げる第一款症から第五款症までに該当するもののうち、退職後恩給法に規定する普通恩給を受ける権利を失

定する普通恩給を受ける権利を失うべき事由に該当しなかつた者に對しては、改正後の恩給法第四十六條ノ二の規定にかかわらず、退職当時の傷病年額により定められた附則別表第四の年額の増加恩給及び普通恩給(附則第十條第一項(附則第十七條において準用する場合を含む。))の規定により普通恩給を受ける権利を取得した者にあつては、その普通恩給)又は退職当時の傷病年額及び傷病の程度により定められた附則別表第五の年額の傷病年金を給するものとする。但し、その者の請求により、改正後の恩給法第六十五條ノ二の規定により計算して得た金額の傷病恩給を給することができるものとする。

2 前項但書の規定により傷病恩給を給する場合においては、これを受ける者に對しては、同項本文に規定する増加恩給(第三項の規定による加給を含む。)及び普通恩給(附則第十條第一項(附則第十七條において準用する場合を含む。))の規定により普通恩給を受ける権利を取得した者(附則第二十一條第一項第一号、第一項の規定を除く。)の規定は、第一項本文の規定により給する増加恩給の年額について準用する。

3 改正後の恩給法第六十五條(第一項の規定を除く。)の規定は、第一項本文の規定により給する増加恩給の年額について準用する。

附則第二十條第三項中「附則第二十一條を、附則第二十四條」に改め、同条第六項中「附則第十三條を、附則第十四條」に、附則第二十條を「附則第二十三條」に改め、同条を附則第二十三條とする。

二項及び第三項中「在職年が普通恩給に對しての最短恩給年限に達しない者で、第七項に係る増加恩給を受けていたものを除く。」を削り、同条を附則第二十四條とする。

附則第二十二條中「附則第九條、第十六條又は第二十條を、附則第十條、第十七條又は第二十三條」に改め、同条に次の一項を加え、同条を附則第二十五條とする。

3 附則第十條又は第十一條の規定により旧軍人の一時恩給を給されるべき者で、この法律施行の際現に公務員として在職しているものに恩給法第六十四條ノ二及び第六十四條ノ三の規定を適用する場合においては、その者は、旧軍人を退職した月において公務員に再就職したものとみなす。

附則第二十三條中「附則第九條、第十六條、第二十條又は第二十六條」を「附則第十條、第十七條、第二十三條又は第二十九條」に改め、同条を附則第二十六條とする。

附則第二十四條を附則第二十七條とし、附則第二十五條を附則第二十八條とする。

附則第二十六條第一項中「附則第九條又は第十六條を、附則第十條又は第二十七條」に改め、同条を附則第二十七條とする。

附則第二十七條を附則第三十條とする。

附則第二十八條中「附則第十三條」を「附則第十四條」に改め、同条を附則第三十一條とし、同条の次に次の一條を加える。

(旧軍人、旧準軍人及び旧軍属の傷病恩給金の返還)

第三十二條 附則第十六條第二項に

昭和二十八年七月二十二日 衆議院會議録第二十六号 行政機關職員定員法の一部を改正する法律案外五件

規定する金額の傷病年金を受けた後四年内に増加恩給又は傷病年金を受けることとなつた者については、当該傷病年金の金額の六十四分の一に相当する金額を傷病年金を受けた月から増加恩給又は傷病年金を受けることとなつた月までの月数と四十八月との差月数を乗じた傷病年金を、国庫に返還させるものとする。

2 前項の場合においては、増加恩給又は傷病年金の支給に際し、その返還額に達するまで支給額の三分の一に相当する金額を控除して返還させるものとする。

3 前二項の規定は、旧勅令第六十八号第六條第一項に規定する金額の傷病年金を受けた後一年内に附則第二十二條第一項本文の規定により増加恩給又は傷病年金を受けることとなつた者について適用すること。この場合において、第一項中

「六十四分の一」とあるのは「十六分の一」と、「四十八月」とあるのは「十二月」と読み替へるものとする。

附則第二十九條の見出し中「恩給等」を「恩給」に改め、同条中「第九條、第十六條、第十九條、第二十條又は第二十六條を、第十條、第十七條、第二十條、第二十三條又は第二十九條」に改め、「及び昭和二十八年四月一日からこの法律施行の日の前日までに給与事由の生じた傷病年金で旧勅令第六十八号第六條第一項に規定するものを受ける者」を削り、同条を附則第三十三條とする。

附則第三十條第一項中「附則第九條から第十一條を」附則第十條から第十二條に改め、同条を附則第三十四條とする。

附則第三十一條を附則第三十五條とし、以下順次四條ずつ繰り下げる。

附則別表第一中

兵長	六〇、六〇〇
上等兵	五八、八〇〇
一等兵	五七、〇〇〇
二等兵	五五、二〇〇

兵

六〇、六〇〇に改める。

附則別表第二並びに附則別表第三(イ)及び(ロ)中「六〇、六〇〇円以下」を「六〇、六〇〇円」に改める。

附則別表第三(ハ)の下欄中

五八、八〇〇円超エ六〇、六〇〇円以下
ノモノ
五八、八〇〇円以下ノモノ

に改める。

附則別表第三の次に次の二表を加える。

附則別表第四

第七項症	傷病の程度			退職当時の俸給の年額
	旧軍人及び旧進軍人	旧軍人以外の公務員又は旧進軍人以外の公務員に準ずる者で、昭和二十七年十月三十一日以前に退職したもの	旧軍人以外の公務員又は旧進軍人以外の公務員に準ずる者で、昭和二十七年十月三十一日以前に退職したもの	
一四、四〇〇円	二四、四〇〇円をこえるもの	二八、三〇〇円をこえるもの	三八、二〇〇円をこえるもの	旧軍人以外の公務員又は旧進軍人以外の公務員に準ずる者で、昭和二十七年十一月一日以後に退職したもの
一三、八〇〇円	四四、四〇〇円をこえるもの	一六、八〇〇円をこえるもの	二一、三〇〇円をこえるもの	旧軍人以外の公務員又は旧進軍人以外の公務員に準ずる者で、昭和二十七年十一月一日以後に退職したもの
一三、二〇〇円	八七、四〇〇円をこえるもの	九九、六〇〇円をこえるもの	一一、八〇〇円をこえるもの	旧軍人以外の公務員又は旧進軍人以外の公務員に準ずる者で、昭和二十七年十一月一日以後に退職したもの
一三、〇〇〇円	七三、二〇〇円をこえるもの	八二、〇〇〇円をこえるもの	九七、一〇〇円をこえるもの	旧軍人以外の公務員又は旧進軍人以外の公務員に準ずる者で、昭和二十七年十一月一日以後に退職したもの
一二、六〇〇円	六〇、六〇〇円をこえるもの	六八、四〇〇円をこえるもの	七九、八〇〇円をこえるもの	旧軍人以外の公務員又は旧進軍人以外の公務員に準ずる者で、昭和二十七年十一月一日以後に退職したもの
一二、〇〇〇円	六〇、六〇〇円をこえるもの	六八、四〇〇円をこえるもの	七九、八〇〇円をこえるもの	旧軍人以外の公務員又は旧進軍人以外の公務員に準ずる者で、昭和二十七年十一月一日以後に退職したもの

附則別表第五

第一、第二、第三款症	傷病の程度			退職当時の俸給の年額
	旧軍人及び旧進軍人	旧軍人以外の公務員又は旧進軍人以外の公務員に準ずる者で、昭和二十七年十月三十一日以前に退職したもの	旧軍人以外の公務員又は旧進軍人以外の公務員に準ずる者で、昭和二十七年十月三十一日以前に退職したもの	
一五、四〇〇円	八七、六〇〇円をこえるもの	九九、六〇〇円をこえるもの	一一、八〇〇円をこえるもの	旧軍人以外の公務員又は旧進軍人以外の公務員に準ずる者で、昭和二十七年十一月一日以後に退職したもの
一三、二〇〇円	七三、二〇〇円をこえるもの	八二、〇〇〇円をこえるもの	九七、一〇〇円をこえるもの	旧軍人以外の公務員又は旧進軍人以外の公務員に準ずる者で、昭和二十七年十一月一日以後に退職したもの
一〇、八〇〇円	六〇、六〇〇円をこえるもの	六八、四〇〇円をこえるもの	七九、八〇〇円をこえるもの	旧軍人以外の公務員又は旧進軍人以外の公務員に準ずる者で、昭和二十七年十一月一日以後に退職したもの
九、九〇〇円	六〇、六〇〇円をこえるもの	六八、四〇〇円をこえるもの	七九、八〇〇円をこえるもの	旧軍人以外の公務員又は旧進軍人以外の公務員に準ずる者で、昭和二十七年十一月一日以後に退職したもの
九、七〇〇円	六〇、六〇〇円をこえるもの	六八、四〇〇円をこえるもの	七九、八〇〇円をこえるもの	旧軍人以外の公務員又は旧進軍人以外の公務員に準ずる者で、昭和二十七年十一月一日以後に退職したもの
九、五〇〇円	六〇、六〇〇円をこえるもの	六八、四〇〇円をこえるもの	七九、八〇〇円をこえるもの	旧軍人以外の公務員又は旧進軍人以外の公務員に準ずる者で、昭和二十七年十一月一日以後に退職したもの
九、〇〇〇円	六〇、六〇〇円をこえるもの	六八、四〇〇円をこえるもの	七九、八〇〇円をこえるもの	旧軍人以外の公務員又は旧進軍人以外の公務員に準ずる者で、昭和二十七年十一月一日以後に退職したもの

普通恩給を併給される者の傷病年金の年額は、この表の年額の十分の八に相当する金額とする。

恩給法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書
〔最終号の附録に掲載〕

昭和二十七年十月三十一日以前に給与事由の生じた恩給等の年額の改定に関する法律案

昭和二十七年十月三十一日以前に給与事由の生じた恩給等の年額の改定に関する法律

1 恩給法（大正十二年法律第四十八号）に基く普通恩給、増加恩給（第七項に基く増加恩給及び恩給法の一部を改正する法律（昭和二十八年法律第 号。以下「法律第 号」という。）附則第十九条の規定によつて年額を改定された増加恩給を除く。）又は扶助料で、昭和二十七年十月三十一日以前に給与事由の生じたもの（以下本項において「年金額」という。）については、昭和二十八年十月分以降、その年額を左の各号による年額に改定する。但し、改定年額が改定前の年額に達しないときは、改定前の年額をもつて改定年額とする。

一 第二号及び第三号に掲げる年金恩給以外の年金恩給については、その年額の計算の基礎となつてゐる俸給年額にそれぞれ対応する別表第一の仮定俸給年額を退職又は死亡当時の俸給年額とみなして法律第 号による改正前の恩給法の規定によつて算出して得た年額

二 昭和二十六年九月三十日以前に給与事由の生じた年金恩給で

恩給法の一部を改正する法律（昭和二十六年法律第三百六号。以下「法律第三百六号」という。）附則第三項第二号に掲げるもの又は昭和二十六年十月一日以後に給与事由の生じた年金恩給で特別職の職員の給与に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十二号）の規定による俸給を受けた者若しくはその遺族に係るものについては、その年額の計算の基礎となつてゐる俸給年額にそれぞれ対応する別表第二の仮定俸給年額を退職又は死亡当時の俸給年額とみなして法律第 号による改正前の恩給法の規定によつて算出して得た年額

三 昭和二十六年九月三十日以前に給与事由の生じた年金恩給で法律第三百六号附則第三項第三号に掲げるもの又は昭和二十六年十月一日以後に給与事由の生じた年金恩給で裁判官の報酬等に関する法律（昭和二十三年法律第七十五号）若しくは検察官の俸給等に関する法律（昭和二十三年法律第七十六号）の規定による俸給を受けた者若しくはその遺族に係るものについては、その年額の計算の基礎となつてゐる俸給年額にそれぞれ対応する別表第三の仮定俸給年額を退職又は死亡当時の俸給年額とみなして法律第 号による改正前の恩給法の規定によつて算出して得た年額

たずに行う。

3 昭和二十七年十月三十一日以前に退職し、若しくは死亡した恩給法上の公務員若しくは公務員に準ずる者又はその遺族で、法律第 号附則第十六条、第二十号又は第二十六条の規定により恩給法に基く普通恩給又は扶助料を受けるものの当該普通恩給又は扶助料については、これらをその退職又は死亡の時に給与事由の生じたものとみなし、第一項中「法律第 号による改正前の恩給法の規定」とあるのは「恩給法の規定」と変更して、同項の規定を適用する。

4 第一項又は前項の規定により年額を改定された恩給法に基く普通恩給を受けた者で法律第 号施行の際恩給法に基く普通恩給を受けていたものに恩給法第五十八条ノ三の規定を適用する場合においては、その改定された年額の普通恩給（前項の規定により年額を改定された普通恩給を受ける者にあつては、法律第 号施行の際受けていた年額を同項の規定により改定した普通恩給）について法律第 号による改正前の同条の規定を適用した場合に支給することのできる額は、法律第 号附則第六条第一項但書の規定にかかわらず、支給するものとする。

附 則
1 この法律は、昭和二十八年十月一日から施行する。
2 恩給法の一部を改正する法律（昭和二十八年法律第 号）の一部を次のように改正する。

附則第二十四条中「旧軍人、旧準軍人」を「旧軍人及び旧準軍人」に改め、「及び昭和二十七年十月三十一日以前に退職し、又は死亡した公務員（旧軍人を除き、旧準軍人以外の準公務員を含む。以下本条において「退職公務員」という。）」、「退職公務員及びその遺族の恩給については別表中欄に掲げるものに、旧軍人及び旧準軍人並びにこれらの者の遺族については「及び、それぞれ」を削る。
附則別表第三中中欄を削る。

別表第一

恩給年額計算の基礎となつてゐる俸給年額	仮 定 俸 給 年 額
五五、二〇〇	六四、八〇〇
五七、〇〇〇	六六、六〇〇
五八、八〇〇	六八、四〇〇
六〇、六〇〇	七〇、二〇〇
六二、四〇〇	七二、〇〇〇
六四、二〇〇	七四、四〇〇
六六、〇〇〇	七六、八〇〇
六八、四〇〇	七九、八〇〇
七〇、八〇〇	八二、八〇〇
七三、二〇〇	八五、八〇〇
七五、六〇〇	八八、八〇〇
七八、〇〇〇	九一、八〇〇
八〇、四〇〇	九四、八〇〇
八二、八〇〇	九七、八〇〇
八五、二〇〇	一〇〇、八〇〇
八七、六〇〇	一〇三、八〇〇
九〇、〇〇〇	一〇七、四〇〇
九三、六〇〇	一一一、〇〇〇

九六、六〇〇	一一四、六〇〇
九九、六〇〇	一一八、二〇〇
一〇三、二〇〇	一二三、〇〇〇
一〇六、八〇〇	一二七、八〇〇
一一〇、〇〇〇	一三三、二〇〇
一一五、二〇〇	一三八、六〇〇
一二〇、四〇〇	一四四、〇〇〇
一二三、六〇〇	一四九、四〇〇
一二七、八〇〇	一五四、八〇〇
一三二、〇〇〇	一六〇、八〇〇
一三六、八〇〇	一六八、〇〇〇
一四一、六〇〇	一七五、二〇〇
一四六、四〇〇	一八二、四〇〇
一五一、二〇〇	一八九、六〇〇
一五六、〇〇〇	一九六、八〇〇
一六二、〇〇〇	二〇五、二〇〇
一六八、〇〇〇	二一三、六〇〇
一七四、〇〇〇	二二二、〇〇〇
一八〇、〇〇〇	二三〇、四〇〇
一八六、〇〇〇	二四〇、〇〇〇
一九二、〇〇〇	二四九、六〇〇
一九九、二〇〇	二五九、二〇〇
二〇六、四〇〇	二六八、八〇〇
二一三、六〇〇	二七九、六〇〇
二二〇、八〇〇	二九〇、四〇〇
二二八、〇〇〇	三〇一、二〇〇
二三五、二〇〇	三一四、四〇〇
二四四、八〇〇	三二七、六〇〇
二五四、四〇〇	三四〇、八〇〇
二六四、〇〇〇	三五四、〇〇〇
二七三、六〇〇	三六七、二〇〇
二八三、二〇〇	三八二、八〇〇
二九二、八〇〇	三九八、四〇〇
三〇二、四〇〇	四一四、〇〇〇
三一四、四〇〇	四三〇、八〇〇
三二六、四〇〇	四四七、六〇〇
三三八、四〇〇	四六五、六〇〇
三五〇、四〇〇	四八三、六〇〇

三六三、六〇〇	五〇一、六〇〇
三七六、八〇〇	五一九、六〇〇
三九〇、〇〇〇	五三七、六〇〇
四〇三、二〇〇	五五五、六〇〇
四一六、四〇〇	五七三、六〇〇
四三二、〇〇〇	五九四、〇〇〇
四四七、六〇〇	六一四、四〇〇
四六三、二〇〇	六三四、八〇〇
四七八、八〇〇	六五七、六〇〇
四九四、四〇〇	六八〇、四〇〇
五一〇、〇〇〇	七〇三、二〇〇
五二八、〇〇〇	七二六、〇〇〇
五四六、〇〇〇	七五一、二〇〇
五六四、〇〇〇	七七六、四〇〇
五八二、〇〇〇	八〇一、六〇〇
六〇〇、〇〇〇	八二八、〇〇〇

恩給年額の計算の基礎となつてゐる俸給年額がこの表に記載された額に合致しないものについては、その直近多額の俸給年額に対応する仮定俸給年額による。但し、恩給年額の計算の基礎となつてゐる俸給年額が五五、二〇〇円未満の場合においては、その年額の千分の千七百七十三倍に相当する金額（二円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）を、恩給年額の計算の基礎となつてゐる俸給年額が六〇〇、〇〇〇円をこえる場合においては、その俸給年額の千分の千三百八十倍に相当する金額（二円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）を、これを切り捨てる。）を、それぞれ仮定俸給年額とする。

別表第二

(イ) 秘書官又はその遺族の恩給	恩給年額計算の基礎となつてゐる俸給年額		仮定俸給年額
	恩給年額計算の基礎となつてゐる俸給年額	仮定俸給年額	
(ロ) 秘書官又はその遺族の恩給以外の恩給	一六二、〇〇〇円	二〇四、〇〇〇円	一七五、二〇〇 一八二、四〇〇 一八二、〇〇〇 二〇五、二〇〇 二一三、〇〇〇 二五九、二〇〇 二七九、六〇〇 三〇一、二〇〇 三四〇、八〇〇 三八二、八〇〇 四一四、〇〇〇 四三〇、八〇〇 四六五、六〇〇 五一九、六〇〇 五五五、六〇〇 六一四、四〇〇 六八〇、四〇〇 七五一、二〇〇 八二八、〇〇〇
	一九二、〇〇〇	二四〇、〇〇〇	
	二二二、〇〇〇	二八八、〇〇〇	
	二五二、〇〇〇	三三六、〇〇〇	
	二八二、〇〇〇	三八四、〇〇〇	
	三一二、〇〇〇	四三二、〇〇〇	
	三四八、〇〇〇	四八〇、〇〇〇	
	三八四、〇〇〇	五二八、〇〇〇	
	四六八、〇〇〇円	六三六、〇〇〇円	
	五〇五、〇〇〇	六八四、〇〇〇	
(イ) 秘書官又はその遺族の恩給	五三四、〇〇〇	七二〇、〇〇〇	一三九、二〇〇 一四六、四〇〇 一六二、〇〇〇 一八二、〇〇〇 一九九、二〇〇 二一三、六〇〇 二二八、〇〇〇 二五五、六〇〇 二八三、二〇〇 二九八、八〇〇 三一四、四〇〇 三三八、四〇〇 三七〇、八〇〇 四〇三、二〇〇 四四七、六〇〇 四九四、四〇〇 五四六、〇〇〇 六〇〇、〇〇〇 六三六、〇〇〇 六八四、〇〇〇 七二〇、〇〇〇 七六八、〇〇〇 九六〇、〇〇〇
	五六四、〇〇〇	七六八、〇〇〇	
	六三六、〇〇〇	八六四、〇〇〇	
	六八四、〇〇〇	九三六、〇〇〇	
	七二〇、〇〇〇	九八四、〇〇〇	
	七六八、〇〇〇	一、〇五六、〇〇〇	
	九六〇、〇〇〇	一、三二〇、〇〇〇	
	四六八、〇〇〇円	六三六、〇〇〇円	
	五〇五、〇〇〇	六八四、〇〇〇	
	五三四、〇〇〇	七二〇、〇〇〇	

秘書官又はその遺族の恩給についてその恩給年額の計算の基礎となつてゐる俸給年額が一六二、〇〇〇円未満の場合においては、その俸給年額の千分の千二百五十九倍に相当する金額（二円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）を仮定俸給年額とする。秘書官又はその遺族の恩給以外の恩給についてその年額計算の基礎となつてゐる俸給年額が四六八、〇〇〇円未満の場合においては、その俸給年額の千分の千三百五十八倍に相当する金額（二円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）を仮定俸給年額とする。

別表第三

恩給年額計算の基礎となつてゐる俸給年額	仮定俸給年額
一五、二〇〇円	一三八、六〇〇円
一二三、六〇〇	一四九、四〇〇
一三三、〇〇〇	一六〇、八〇〇

恩給年額の計算の基礎となつてゐる俸給年額が一五、二〇〇円未満の場合においては、その年額の千分の千二百三十三倍に相当する金額（二円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）を仮定俸給年額とする。

一三九、二〇〇	一七五、二〇〇
一四六、四〇〇	一八二、四〇〇
一六二、〇〇〇	一八二、〇〇〇
一八二、〇〇〇	二〇五、二〇〇
一九九、二〇〇	二一三、〇〇〇
二一三、六〇〇	二五九、二〇〇
二二八、〇〇〇	二七九、六〇〇
二五五、六〇〇	三〇一、二〇〇
二八三、二〇〇	三四〇、八〇〇
二九八、八〇〇	三八二、八〇〇
三一四、四〇〇	四一四、〇〇〇
三三八、四〇〇	四三〇、八〇〇
三七〇、八〇〇	四六五、六〇〇
四〇三、二〇〇	五一九、六〇〇
四四七、六〇〇	五五五、六〇〇
四九四、四〇〇	六一四、四〇〇
五四六、〇〇〇	六八〇、四〇〇
六〇〇、〇〇〇	七五一、二〇〇
六三六、〇〇〇	八二八、〇〇〇
六八四、〇〇〇	八六四、〇〇〇
七二〇、〇〇〇	九三六、〇〇〇
七六八、〇〇〇	九八四、〇〇〇
九六〇、〇〇〇	一、〇五六、〇〇〇
	一、三二〇、〇〇〇

昭和二十七年十月三十一日以前に給与事由の生じた恩給等の年額の改定に関する法律案に対する修正案

昭和二十七年十月三十一日以前に給与事由の生じた恩給等の年額の改定に関する法律案に対する修正

昭和二十七年十月三十一日以前に

給与事由の生じた恩給等の年額の改定に関する法律案の一部を次のように修正する。

本則第一項中「第七項に係る増加恩給及び」を削り、「附則第十九条」を「附則第二十条」に改め、「増加恩給を除く。」の下に「傷病年金」を加える。

本則第三項中「附則第十六条、第

二十条又は第二十六条」を「附則第十七条、第二十三条又は第二十九条」に改める。

附則第二項中「附則第二十四条を「附則第二十七条」に改め、同項中の附則別表第三中欄の改正に関する部分の次に次のように加える。

附則別表第四及び附則別表第五中「昭和二十七年十一月一日以後に退職したる」と及び旧軍人以外の公務員又は旧軍人以外の公務員に準ずる者で、昭和二十七年十月三十一日以前に退職したるもの項を削る。

昭和二十七年十月三十一日以前に給与事由の生じた恩給等の年額の改定に関する法律案(内閣提出)に関する報告書

〔最終号の附録に掲載〕

元南西諸島官公署職員等の身分、恩給等の特別措置に関する法律案

元南西諸島官公署職員等の身分、恩給等の特別措置に関する法律

(目的)

第一条 この法律は、元南西諸島官公署職員等の身分、恩給、退職手当、死亡賜金等に関して、特別の措置を定めることを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、左の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 南西諸島 北緯二十九度以南の南西諸島(琉球諸島及び大東諸島を含む。)をいう。

二 元南西諸島官公署職員 昭和

二十一年一月二十八日において南西諸島にあつた国又は地方公共団体の機関(元陸軍又は海軍の機関を除く。)に所属していた職員をいう。但し、市町村に所属していた職員(市町村立の学校、幼稚園又は図書館に勤務し

判任官以上の待遇を受けていた者及び準教育職員であつた者を除く。)、気象官署に所属していた職員その他政令で定める職員を除く。

三 琉球諸島民政府職員 昭和二十一年一月二十九日以後において南西諸島にあつた琉球政府(これにその事務を引き継がれた機関及び将来その事務を引き継ぐ機関で政令で定めるものを含む。)に所属する職員をいう。但し、その就任について選挙によることを必要とする職員、常時勤務することを要しない職員その他政令で定める職員を除く。

四 本邦官公署職員 国又は地方公共団体の機関に所属する職員(公共企業体等労働関係法(昭和二十三年法律第二百五十七号)第二条第一項第一号に掲げる公共企業体又は政令で定める公団若しくは公庫の役員及び職員を含む。)をいう。

(元南西諸島官公署職員の退職) 第三条 元南西諸島官公署職員は、この法律に別段の定めがある場合を除く外、昭和二十一年一月二十八日において退職したものとす

(恩給に関する法令の適用) 第四条 恩給法の一部を改正する法律(昭和二十二年法律第三十一号)による改正前の恩給法(大正十二年法律第四十八号。以下本項において「改正前の恩給法」という。)第十九条に規定する公務員又は公務員に準ずべき者として在職してい

た元南西諸島官公署職員が、引き続き政令で定める琉球諸島民政府職員となつた場合においては、政令で定めるところにより、その琉球諸島民政府職員を改正前の恩給法第二十条に規定する文官又は準文官として勤続する者とみなし

(改正前の恩給法第二十三条に規定する警察監獄職員であつた元南西諸島官公署職員が、引き続き政令で定めるこれに相当する琉球諸島民政府職員となつた場合にあつては、これを同条に規定する警察監獄職員として勤続する者とみなし、その者について恩給に関する法令の規定(實在職年に附すべき加算年、勤続在職年についての加給及び納金に関する部分の規定を除く。)を適用する。

2 前項の規定により琉球諸島民政府職員に普通恩給を給する場合において、その在職年のうちに昭和二十一年一月二十八日以前の在職年で恩給法の一部を改正する法律(昭和二十六年法律第八十七号)による改正前の恩給法第六十二条第三項若しくは第四項に規定する教育職員としての勤続在職年十七年以上のもの又は同法第六十三条に規定する警察監獄職員としての勤

続在職年十二年以上のものを含むときは、それぞれ、当該勤続在職年から勤続在職年十七年又は十二年を控除した残りの勤続在職年一年について、これらの規定により加給するものとする。

3 第一項の規定により恩給に関する法令の規定の適用を受ける琉球諸島民政府職員は、その在職の間、昭和二十一年一月二十八日において受けていた俸給(昭和二十三年七月一日以後においては、当該俸給の額は、国家公務員の給与水準の改訂に伴う恩給の額の改定に關し定めた法令の規定による仮定俸給の額とする。)を受けていたものとみなす。

4 第一項の規定により恩給に関する法令の規定の適用を受ける琉球諸島民政府職員が、引き続き本邦官公署職員となつた場合における恩給に関する法令の規定の適用について必要な事項は、政令で定める。

(国家公務員等に対する退職手当の臨時措置に関する法律の適用) 第五条 国家公務員等に対する退職手当の臨時措置に関する法律(昭和二十五年法律第四十二号)の規定は、同法が昭和二十一年一月二十八日において南西諸島に適用されていたとした場合において同法第二条に規定する職員として在職した者となるべき元南西諸島官公署職員が、引き続き琉球諸島民政府職員となつたときは、昭和二十一年六月三十日以前に退職し、又は死亡した場合を除く外、その

琉球諸島民政府職員としての在職の間、その者を同条に規定する職員として在職した者とみなし、又、昭和二十一年七月一日以後その者が退職し、又は死亡した場合において、その退職又は死亡の日において退職し、又は死亡した本邦の官署に勤務する職員について適用されていた国家公務員に対する退職手当の支給に関する法令の規定がその者に適用されていたとしたときに、当該法令の規定による退職手当を受けるべきこととなるときは、その受けるべきこととなる退職手当を当該法令の規定による給付とみなして、その者について昭和二十一年七月一日以後給付事由の生ずる退職手当から適用する。但し、国家公務員等に対する退職手当の臨時措置に関する法律第四条から第六条まで(第四条中傷、疾病又は死亡に因る退職に係る退職手当に関する部分を除く。)、第九条及び第十条の規定は、この限りでない。

2 前項の場合において、その者の退職又は死亡に因り支給すべき退職手当の額の計算の基礎となる俸給月額は、その者が昭和二十一年一月二十八日において受けていた俸給月額を基礎とし、政令で定めるところにより、国家公務員の給与水準の改訂に伴う給付の措置に關し定めた法令の規定を準用して改定した後の俸給月額とする。

3 元南西諸島官公署職員のうち政令で定める元沖縄県及び鹿児島県の職員については、前二項に規定

昭和二十八年七月二十二日 衆議院會議録第二十六号 行政機關職員定員法の一部を改正する法律案外五件

する場合の例に準じ政令で定めるところにより、退職手当を支給することができる。

(在職年の通算の詳述)

第六条 第四条第一項の規定により恩給に関する法令の規定の適用を受ける琉球諸島民政政府職員が、普通恩給についての最短恩給年限(以下本条において「最短恩給年限」という。)に達した場合において、その者がその後第四条第一項の規定による在職年の通算を詳述すべき旨を申し出たときは、恩給に関する法令の規定の適用については、左の各号に掲げる区別に従い、それぞれ、当該各号に掲げる日において退職したものとみなす。

- 1 昭和二十一年一月二十八日においてすでに最短恩給年限に達している場合にあつては、同日
- 2 昭和二十一年一月二十九日以後において最短恩給年限に達した場合にあつては、その最短恩給年限に達した日
- 3 前項の規定による申出は、この法律の施行の日においてすでに最短恩給年限に達している場合にあつては、この法律の施行の日から六月以内、その他の場合にあつては最短恩給年限に達した日から六月以内、内閣総理大臣に対してしなければならない。但し、元沖縄県以外の都道府県の知事の裁定すべき恩給に係る場合にあつては、当該都道府県の知事に対してなければならない。
- 3 第一項の規定により退職したも

のとみなされる者は、前条の規定の適用についても、それぞれ、第一項各号に掲げる日に退職したものとみなす。

(死亡賜金に関する法令の適用)

第七條 官吏又は待遇官吏として在職していた元南西諸島官公署職員が、引き続き政令で定める琉球諸島民政政府職員として在職中、昭和二十八年七月三十一日以前において死亡したときは、その死亡の日まで引き続き官吏又は待遇官吏として在職していたものとみなして、その者について従前の死亡賜金に関する法令の規定を適用する。但し、その死亡前に、前条第一項の規定により退職したものとみなされる場合は、この限りでない。

2 第五條第二項の規定は、前項の場合における死亡賜金の額の計算の基礎となる俸給月額について準用する。

(引き続き他の職員として勤続するものとみなす場合)

第八條 元南西諸島官公署職員が昭和二十一年一月二十九日から九十日以内に琉球諸島民政政府職員となつた場合においては、第四條、第五條又は前条の規定の適用については、引き続き琉球諸島民政政府職員として勤続するものとみなす。

2 元南西諸島官公署職員が昭和二十一年一月二十九日から九十日以内に本邦官公署職員となつた場合においては、恩給又は退職手当に関する法令の規定の適用については、引き続き本邦官公署職員として勤続するものとみなす。

3 第四條第一項又は第五條第一項の規定により恩給に関する法令又は国家公務員等に対する退職手当の臨時措置に関する法律の規定の適用を受ける琉球諸島民政政府職員が、その退職後(第六條の規定により退職とみなされる場合を除く。)三十日(この法律の施行前に退職した場合にあつては、九十日)以内に本邦官公署職員となつた場合においては、恩給又は退職手当に関する法令の規定の適用については、その退職の日の翌日から引き続き本邦官公署職員として勤続するものとみなす。

(未帰還職員)

第九條 昭和二十九年九月二日から引き続き海外にあつて昭和二十一年一月二十八日まで帰国しなかつた元南西諸島官公署職員(以下「未帰還職員」という。)については、第三條の規定は、適用しない。

2 昭和二十八年七月三十一日まで帰国した未帰還職員は、その帰国の日から九十日以内に琉球諸島民政政府職員又は本邦官公署職員となつた場合においては、その琉球諸島民政政府職員又は本邦官公署職員となつた日の前日まで元南西諸島官公署職員として有していた身分を失なかつたものとし、その他の場合にあつては、その帰国の日から三十日を経過した日において退職したものとす。

3 昭和二十八年七月三十一日までに帰国しなかつた未帰還職員は、恩給法の規定の適用を受ける者に

あつては、恩給法の一部を改正する法律(昭和二十八年法律第百九号)附則第二十七條の規定により退職したものとみなされる日又は死亡した日において、その他の者にあつては、恩給法の規定の適用を受ける者の例に準じ政令で定める日において退職したものとす。

4 元沖縄県がその俸給その他の給与を支給していた未帰還職員に対しては、本邦官公署職員の例に準じ政令で定めるところにより、俸給その他の給与及び退職手当を支給する。

(疎開学童担当教育関係職員)

第十條 元沖縄県の疎開学童の教育を担当するため他県の教育関係職員に転じ昭和二十一年一月二十九日から同年十二月三十一日までの間において南西諸島に復帰した元沖縄県の教育関係職員が、その復帰の日から九十日以内に政令で定める琉球諸島民政政府職員となつた場合においては、また当該他県の教育関係職員の職を退いていないときは、その琉球諸島民政政府職員となつた日の前日においてその職を退いたものとみなし、すでにその職を退いているときは、その退職の日の翌日から引き続き琉球諸島民政政府職員として勤続するものとみなす。

2 前項の琉球諸島民政政府職員については、第四條から第七條までに規定する場合の例に準じ政令で定めるところにより、恩給、退職手当及び死亡賜金を給する。

2 琉球諸島民政政府職員については、第五條、第七條又は第十條の規定に

(執達吏の恩給)

第十一條 昭和二十一年一月二十八日において南西諸島の地域内にあつた旧裁判所構成法(明治二十三年法律第六号)による旧裁判所に置かれていた執達吏が、引き続きこれに相当する琉球諸島民政政府職員となつた場合においては、その者を執達吏又は執行吏として勤続する者とみなし、その者について執達吏又は執行吏の恩給に関する法令の規定を適用する。

(時効の特例)

第十二條 南西諸島の官公署の職員であつた者について、その職員たる身分に基きこの法律の施行前に生じた恩給を受ける権利その他国又は地方公共団体に対する権利で金銭の給付を目的とするものの消滅時効は、他の法令の規定にかかわらず、昭和二十年三月一日からこの法律の施行の日前までは進行しないものとする。

(給与等の負担)

第十三條 元沖縄県がその俸給を負担していた職員について、昭和二十一年一月二十八日までに給与事由の生じた俸給その他の政令で定める給与及び死亡賜金でこの法律の施行の日までに支払われなかつたものと並びに昭和二十一年一月二十九日以後給与事由の生じた俸給その他の政令で定める給与、退職手当及び死亡賜金は、国庫が負担する。

より支給すべき退職手当及び死亡賜金は、国庫が負担する。但し、第十条に規定する場合を除き、昭和二十一年一月二十八日において元沖繩県以外の都道府県がその俸給を支弁していた職員に係るものは、当該都道府県が支弁するものとし、その経費は、国庫又は当該都道府県が、政令で定めるところにより、それぞれその全部又は一部を負担するものとする。

(恩給の裁定及び負担)

第十四条 琉球諸島民政府職員について第四條、第十条又は第十一条の規定により給すべき恩給は、総理府恩給局長が裁定し、国庫が負担する。但し、昭和二十一年一月二十八日に元南西諸島官公署職員として恩給の給付事由が生じたとした場合において、元沖繩県以外の都道府県の知事がその恩給を裁定し、当該都道府県がこれを負担すべきであつた職員に係るものは、当該都道府県の知事が裁定し、当該都道府県が負担するものとし、その経費（政令で定める日以後に支給すべき恩給に係るものを除く）は、政令で定めるところにより、国庫が交付するものとする。

(実施規定)

第十五条 この法律に特別の定があるものの外、この法律の実施に關し必要な事項は、政令で定める。

附則

(施行期日)

1 この法律は、昭和二十八年八月一日から施行し、第三條から第十

一条までの規定は、昭和二十一年一月二十八日から適用する。

(恩給支払事務の委託)

2 郵政大臣は、当分の間、南西諸島に居住する者に対し給する恩給で国庫の負担に係るものの支払に關する事務を処理する場合において、特に必要があるときは、他の法令の規定にかかわらず、その事務の一部を政令で定める者に委託して取り扱わせることができる。

3 郵政大臣は、前項の場合において、その支払に必要な資金を交付することができる。

4 附則第二項の規定による支払事務の委託事項及び前項の規定による資金交付の手続は、郵政大臣が大蔵大臣と協議して定める。

5 (所得税法の適用についての特別) 所得税法（昭和二十二年法律第二十七号）の施行地に住所及び一年以上居所を有しない個人で南西諸島に住所又は居所を有するものが、この法律の施行後、この法律の適用により支払を受け、又は国若しくは地方公共団体の職員としてなされた勤務（この法律の施行前に当該職員が退職したの場合に限る。）に因り支払を受ける所得税法第九條第一項第五号に規定する給与所得又は同項第六号に規定する退職所得については、これを同法第一條第二項第五号に規定する所得とみなし、当該給与所得又は退職所得のうちこの法律の施行前にその支給期が到来したものについては、その支給期

がこの法律の施行の日到来するものとみなして、所得税法の規定を適用する。この場合において、同法第十七條及び第四十一條第一項中「百分の二十の税率」とあるのは、「百分の十の税率」と読み替えるものとする。

元南西諸島官公署職員等の身分、恩給等の特別措置に關する法律案に對する修正案

元南西諸島官公署職員等の身分、恩給等の特別措置に關する法律案に對する修正案

元南西諸島官公署職員等の身分、恩給等の特別措置に關する法律案に對する修正案

元南西諸島官公署職員等の身分、恩給等の特別措置に關する法律案（内閣提出）に關する報告書

〔最終号の附録に掲載〕

〔附則第三項の趣旨〕

○附則第三項 ただいま議題になりました恩給関係等の六法律案につき、内閣委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

恩給法の一部を改正する法律案は、昭和二十一年勅令第六十八号により廃止制限された旧軍人等に対する恩給を新たな基準のもとに復活支給することをおもなる目的として、現行法に所要の改正を加えようとするものであり

まして、さき第十五国会において審議未了となつたものでありますが、すでに軍人恩給の復活として、とかくの論議のあつたところでございます。政府の説明によれば、本法案は、さきに設けられた恩給法特別審議会の建議趣旨を尊重しつつ、かつ国家財政の現状及び国民感情をも考慮の上、可能な範囲で遺族、重傷病者及び老齢者の保護を重点に、旧軍人にも恩給を給するものであります。これに伴つて一般公務員に対する現行恩給制度をも若干改正しようとするものであるとのことであります。本法では、いわゆる軍人恩給に關する規定は主として附則にあつて、ここに定められていない事項については、一般公務員同様に、本則の規定を適用する趣意になつております。

そこで、本則のおもなる内容を申し上げますと、第一に、在職年に対する各種の加算並びに加給の制度を廃止することであり、第二に、公務傷病者に対する恩給におきましては、特殊公務と普通公務の区別を廃止するとともに、従来増加恩給対象であつた第七項証を傷病年金対象であつた款証と一緒にして、新たに一時金たる傷病賜金の制度を設けることでもあります。第三は、普通恩給におけるいわゆる若年停止並びに多額所得停止の規定を改正し、前者において現在よりも年齢を五才引上げようとするものであります。第四は、公務傷病者に対する増加恩給及び傷病賜金の支給基準に關するものであります。すなわち、退職当時の俸給年額により教簡の区分を設け、その区分ごとに傷病の程度により定めたる額を給することになつておりますが、増加恩給では、程度の高い傷病者及び少額俸給者が多少割よい支給を受けるようになつていゝと思われ、第五は、公務傷病に特殊と普通の区別がなくなつたのに伴つて、従来やはり特殊及び普通の二つにわけていました公務扶助料を一本にしていることでもあります。

以上の本則における規定は、一般公務員にも旧軍人軍属にも原則として適用されることになつておりますが、附則の経過規定に、一般公務員に關する加算、加給及び若年停止を本法施行後六箇月間除外することを認めてゐる等のことがあります。特に旧軍人關係に關する附則第九條以下の規定等がありますので、両者の間に種々なる相違点も見出されます。

そこで、旧軍人關係について申し上げますと、第一に、各種恩給金額の算

定にあたり、在職年数とともに恩給計算の基礎となつてゐる俸給額が、一般公務員と比べて若干下まわつてはおりますが、別の仮定俸給表により、旧軍人の位階制そのままに、旧大將以下二等兵に至る十七階級にわけられてゐます。第二に、在職年数の計算にあつては、軍人恩給の廃止制限前までに恩給を給せられていた者と、しからざる者との間に差等を設け、前者に対しては加算を認めております。そこで、前者の實在職年が恩給年限に達しない場合でも受給権を認めております。但し、その場合、一定の割合をもつて減額支給することとしてゐます。これに反して、後者は、原則として引続き七年以上の實在職年に達しない限り、恩給上の基礎在職年として認めないこととしてゐます。第三に、一時恩給または一時扶助料は、一般公務員では實在職三年以上となつてゐますが、軍人関係では引続く實在職年が七年以上となつてゐます。そして、今回あらためて兵たる旧軍人またはその遺族に対しても、同一条件のもとにこれを給することとしたしております。第四に、旧勅令第六十八号によつて現に増加恩給を受けてゐる第六項症以上の者または傷病賜金を給されてゐるそれ以下の傷

病者に対しては、今後は、一般公務員と同様に、改正後の恩給法の規定によつて増加恩給または傷病賜金を給し、増加恩給には普通恩給を併給することとし、また軽度の傷病である傷病賜金第一目症または第二目症に該当する下士官以下の旧軍人に対しては、その傷害程度に應ずる傷病賜金を給することとしたしております。第五に、連合国最高司令官により抑留または逮捕され有罪となつた者及びその遺族に対しては、恩給を受ける権利または資格を与えることとしておりますが、ただ、現に拘禁中の者については、その支給を停止することになってゐます。第六に、未帰還者に対しては、一定条件のもとに恩給を給し、留守家族の請求に依つてこれを支給することとしております。

次に、戦傷病者戦没者遺族等援護法と本法との関係であります。受給者の選択によつて、どれか適用を受けることとしてゐます。この法律施行の日は本年八月一日となつてゐますが、旧軍人関係の年金恩給については、実質的に本年四月から支給されたと同様な取扱ひをすることになつております。かつして、本改正法が施行されたあ

つきのには、これに要する総額の九六が戦死者の遺族に給せらるべき公務扶助料となつております。また、これを受給人員について申し上げますれば、年金恩給受給者の総数は約百九十三万人でありまして、その七八が公務扶助料の受給者であります。本法案は、去る六月三十日日本委員会に付託され、七月三日政府の説明を聞いて以来、昨日まで審議に十九日間を要しましたが、担当大臣出席等の関係で、本法案に関する会議は、六回でありました。その間、七月十三日には厚生委員会並びに海外同胞引揚及び遺家族援護に関する調査特別委員会との連合審査会、同十四日には両委員会との連合公聴会を開き、審査に慎重を期したのであります。しかし、委員会における質疑はすこぶる多岐にわたりました。が、旧軍人恩給復活の可否、遺族、傷病者の援護を恩給復活によるべきか社会保障制度によるべきか、旧軍人に既得権として恩給権があるかないか、恩給復活は再軍備のための下工作ではないか、一般公務員の恩給との均衡、加算及び加給制度の廃止、七項症並びに戦犯に対する恩給等々の諸問題、総動員法によつて徴用された者の死傷病者に対する保障をいかにするか

等々が主たるものであります。しかし、ここで一々述べる余裕がありませんので、詳細は會議録によつて御承知をお願いいたします。次に、昭和二十七年十月三十一日以前に給付事由の生じた恩給等の年額の改正に関する法律案、総理府設置法の一部を改正する法律案及び元南西諸島官公署職員等の身分、恩給等の特別措置に関する法律案については、その要旨及び審議の経過はすべて會議録によつて御承知を願うこととして、省略させていただきます。しかし、昨日改進黨の高瀬委員より、恩給法の一部を改正する法律案に対し、改進黨並びに両自由党の三派共同修正案として「一、仮定俸給について、兵長以下の俸給を兵長と同額とする。二、第七項症、第一款症ないし第四款症を設け、第七項症に増加恩給、第一款症ないし第四款症に傷病年金を給することとし、これは昭和二十九年四月一日より適用すること。三、増加恩給または傷病年金の事由発生後婚姻せる妻に扶養家族加給を支給すること。四、恩給受給権発生後、父母、祖父母が婚姻せる場合、同一戸籍内にある場合に限り、恩給権を喪失せざる」との修正案、並びにこれ

が修正に伴ひ前述の三法律案に対する修正案が提出され、これら修正案について質疑を行い、討論に入りましたところ、日本社会党の上林委員より、敗戦の責任は旧軍人のみに負ふべきではないが、戦争犠牲者またひとり旧軍人のみに限られるものでない実情にかんがみ、旧軍人等の恩給が既得権であるとすれば、戦争犠牲者をこゝろにたすけ、国民も国家から補償を受ける権利がある。それゆゑに、かような援護は、軍人であるとして一般国民であるに限り、もつぱら社会保障によるべきである、それを、本法が、旧軍人恩給の復活、特に職業軍人優遇を本旨としてゐるために、旧軍人の階級差が遺族、傷病者にまで及んでゐる。これまでに遺族、傷病者援護に便乗して、旧軍人の特権を認める政治的陰謀である、そのことは、軍人優遇によつて旧職業軍人のきげんを何つて再軍備せんとするものである、わが党は、戦死者の遺家族及び傷病者の援護にはむしろ戦争犠牲者に対する補償法を制定すべきものとして、その法案を用意しておるものであるとして、恩給法の一部を改正する法律案及びその修正案並びに総理府設置法の一部を改正する法律案については反対、その他の二法案については賛成の

意見が述べられ、自由党の高橋委員、

改進黨の赤澤委員及び自由党の濱地委員より、四法案については修正案及び修正を除く原案についてそれ／＼賛成の意見が述べられ、また日本社会党の鈴木委員より、わが党は国家財政とも

にらみ合せ、文武官を通じて合理的な年金制度を考えておるものであつて、そのために、遺族、戦傷病者年金法ともいふべき法案を準備しつつあるのである、その意味において、本案は決して満足すべきものではないが、戦争犠牲者を慰める意味において、會議に就せられた詳細なる条件を付して賛成する旨述べられ、その他の三法案とともに条件付で賛成したのであります

が、詳細は會議録によつて御承知を願います。

そこで採決したところ、總理府設置法の一部を改正する法律案については多数をもつて原案の通りに議決し、恩給法の一部を改正する法律案は修正案通り同じく多数をもつて修正議決、昭和二十七年十月三十一日以前に給付事由の生じた恩給等の年額の改定に関する法律案及び元南西諸島官公署職員等の身分、恩給等の特別措置に関する法律案については全会一致をもつて修正案の通り修正議決いたしました。

なお、行政機關職員定員法の一部を改正する法律案、行政管理庁設置法の一部を改正する法律案について、審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

前者は、その趣旨が、昭和二十八年度における各行政機關の必要やむを得ざる増員を認めるとともに、事務処理の合理化、能率化による欠員、整理等に伴う定員の縮減を行うにあるのであります。増員のおもなるものは、現に郵政省在職の電気通信業務に従事する資金要員に対する定員法の適用による四千七百八十五人、旧軍人等の恩給復活のために五百九十人、入国管理事務増加による入国警備官等五百二十七人及び私設保税地域の出願増加による税関特派職員二百人等であり、減員のおもなるものは、国立病院の地方移譲による三百四十二人、賠償指定解除国有財産管理事務の減少による二百人及び水産業基礎調査員制度の廃止による百十八人等であります。数字上では総定員六十九万四千三百四十七人となり、四千七百六十六人増したことになるのであります。増員要員に対する定員法適用及び都道府県職員との移しかえ等により、実質は二百三十二人の減員にしかすぎないのであります。なお、本

法案は八月一日から施行することになつておりますが、大蔵、農林、通商産業の三省のごときものは、一定期日を限り経過的に新定員に附加して認めることとし、また海上保安庁は海上公安局法施行の前日までの間は運輸省の外局として、また引揚機護庁は昭和十九年三月三十一日までの間は厚生省の外局としていづれも存続するので、それらに対する経過措置を規定するとともに、実人員の整理を円滑に実施するための措置として、本年十一月三十日までの四箇月間を限り、新定員を越える員数を定員のほかに置くことができることにいたしました。

次に、行政管理庁設置法の一部を改正する法律案は、行政監察の効果を保証するために、行政管理庁長官の権限を強化せんとするものであります。第一は、行政管理庁長官が各行政機關の業務を各行政機關の協力のもとに実地に調査することができることとしたこと。

第二は、各行政機關の監察に關連して行ふ公共企業体の業務及び国の委任した補助にかゝる業務の調査について、当該行政機關と協力して、書面によりまたは実地に調査することができ、その結果を明らかにしたこと。第三は、勧告に基いてとつた措置について当該

行政機關の長から報告を求めることができることとしたこと。第四は、内閣總理大臣に対し關係行政機關の長に所管事項の改善を指示するよう意見を具申することができることとしたこと。第五は、監察の結果、綱紀維持のため必要があることを認めるときは、すみやかにこれを關係行政機關の長に連絡し、適宜の措置が講ぜられるよう意見を述べることのできることにいたしました。

両法律案は、六月二十九日、七月三日それぞれ本委員会に付託され、政府の説明を聞き、行政整理によつて氣象台、觀測所の手薄を生じ、激変に對処し得なかつたことや、あるいは郵政省職員を定員法に適應することの可否等々について質疑が行われ、昨日討論に入り、日本社会党島上委員より反對、改進黨高瀬委員及び自由党大村委員より賛成、日本社会党中村委員より希望を付して賛成の意見が述べられ、採決の結果、いづれも多数をもつて原案通り可決いたしました。

以上御報告申し上げます。(拍手)

○議長(橋本次郎君) これより討論に入ります。神近市子君。

(神近市子君登壇)

○神近市子君 私は、日本社会党を代表いたしまして、ただいま委員長報告

が行われました昭和二十七年十月三十一日以前に給付事由の生じた恩給等の年額の改定に関する法律案並びに元南西諸島官公署職員等の身分、恩給等の特別措置に関する法律案に賛成し、行政管理庁職員定員法の一部を改正する法律案、行政管理庁設置法の一部を改正する法律案、總理府設置法の一部を改正する法律案、恩給法の一部を改正する法律案並びに自由党、改進黨、自由党の三派による最後の法案の修正案に反対いたします。特に後者の三法案は、これを再軍備のための前提であるとする見地から、日本社会党はこれに強硬に反対いたすのでございます。

右恩給法の一部を改正する法律案及びその修正案にかえて、よりよく國民の意思を代表し、傷痍軍人、遺家族その他の戦争犠牲者の利益を擁護するよう、左記の要項による戦争犠牲者補償法案並びに國民年金法案を近日國會に提出する予定であります。

そも／＼昭和二十年十一月二十四日連合最高司令官の恩給及び恩給に關する覚書によつてとられまじしたところの処置は、高級職業軍人とその家族に對してはやむを得なかつたといへ、応召の戦傷病者や一般の遺家族にまでこれを及ぼしたことは殘酷きわまるもの

であつたと言へます。戦争に対しては何らの責任なく、一片の紙片によつて召集され、長い年月を困難をきわめた戦地に彷徨させられ、最後には生れもつかぬ不具となり、あるいは不治の病氣になり、しかも終戦後は生計の資を得るために不自由な身を市井にさらさなくてはならない人々、あるいは、つえとも柱とも頼む愛する夫、父親、子供のかわりに、一片の冷やかな白骨を返された家族の人々、これらの人々のためには、少くもドイツ政府がとり得た処置程度の処置は政府によつてとらるべきであつたと思ひます。(拍手)しかるに、政府は占領軍の指令に対し一切の批判的立場において発言することができなくて、七年の長きにわたつて、これらの人々は窮乏の中に無念の涙をのんで占領の終了するのを待つていたのでござります。(拍手)講和条約発効によつて、ようやくこれらの戦争犠牲者に救済の手が差延べられ得ることになり、国民は一日も早く戦後の理念によつて新しい合理的な処置がとられることを期待しているものでござります。しかるに、政府のこれに対する処置は、国民の期待に反し、まったく異なる動機によつて案出され、旧職業軍人及びその家族に厚く、一般応召軍人と

遺家族に薄いのであります。(拍手)この点に日本社会党は最も大きな反対理由を発見しているものでありまして、かかる欺瞞的な、前時代的な意図による処置を一蹴し、真に合理的で、時代の要望でもある社会保障制度の一環として、老齢軍人、傷病者、遺家族の十二分の擁護を必要とし、これを主張するものであります。(拍手)

第一に、本法案の基礎概念が、最近ようやく国民の面前に打出されて参りました再軍備の伏線に乗るものであり、ということば、歴然たるものがあります。(拍手)何となれば、本法案の企画者である諸方副総理は、前議会の委員会及び本会議におきまして、この非難に対して、ためにする者のデマであると再三反駁しながら、そのすぐあとでは、旧軍人の要請によつて動かされたということを告白されているのであります。そして、その道義的見地としては、軍人の潜在的権利であること並びに文官恩給が退職時の俸給に準拠するゆえんをあげられているのであります。が、この見地がいかに不合理で、ゆがめられたものであり、この法案が再軍備を計画している人々のためにする法案であるかということは、次の根拠によつて明らかであります。

まず、潜在する権利という表現が現実を最先とされるべき国会において通用するということに、私は驚きを押えることはできないのであります。(拍手)過去に関する限り、政治は現実によつて処理さるべきであります。憲法は国民の人権に潜在する平和にして幸福なる生活を保障しているものであります。が、これは、民主主義の真理に基礎を置く日本において、まだ実現され得ない将来の希望を表示しているものであります。これに反しまして、軍人恩給は、過去の戦争の跡始末であり、また、もう、一旦打切つた法制に定むるところの権利をこんなに安易に復活せしめることができるならば、占領当時他の指令によつて失われた権利をしるを復活せしめるのでありましようか。(拍手)皇族、貴族の身分制度、農民のための地主の土地解放、あるいは公娼廃止ですら、失われた既得権はあるのであります。前時代的な立場において言われしめれば、これらの権利喪失者にも既得権は潜在するのであります。でありますから、喪失された権利に対しては、今日改革された日本の立場において、時代に適した方法によつて戦争の犠牲者を保護する方法が立案されるべきであつたのであります。(拍手)

副総理はまた、軍人たちが社会保障による援護を好まず、在来の恩給法による給手を希望したと言われているが、これは、旧軍人たちの立場では、給手額が高まるのですから、あり得ることでもあります。が、恩給と社会保障の差は、前者が旧帝国政府の支給せんとする約束であり、一般国民が必ず知り知らぬ給手であるのに対して、社会保障による給手は、国民に直接につながりまして、他日国民の一人々々が同じ境遇に落ちた場合にこれにあずかることを得るという点で、はるかに国民的の制度と言へるのであります。(拍手)

ここには、不特定の国民の出資によつて援助されるという恩恵に対する責任感がなく、国民相互の連帯性によつて支持されるという民主主義のはるかに楽しい恩恵と、何人も国民であれば権利としてこれを大いばりて享受することができるといふ特性があるのであります。文官恩給制度のさや寄せも、この観点から徐々にこの制度に改革されて行くべきでありまして、今日公務員の特遇改善の方法が制限されているとはいへ、帝国政府時代に比べて大幅にその生活権が改善され得るといふ事態は、社会保障制度にこれを移行させ得

ないものではないということが考えられるのであります。

階級制による軍人恩給復活の一つの理論的支柱である、一般応召者に比べて経済能力喪失が多であるという観念も、事実に反するものであります。今日の老齢軍人は、過去においては少くも快適な生活のできる給料を与えられ、戦争中は国民の怨嗟の的となるくらいにゆたかな生活が許されていたのであります。子供に高等教育を受け、女子は十分な婚費をもつて上流社会と縁組ができたのであります。これらが今日老親を扶養する立場にあるのは、応召した兵士の家族が傷病の夫や父を扶養する場合とは比較のできない容易さがあるのであります。これらの観点からいたしましても、足一本、手一本の傷病は、同じように足一本、手一本の傷病と見らるべきで、大将、中將の手足と一兵士の手足と輕重を付すべき理由は発見できないのであります。(拍手)

日本社会党は、これらの観点からいたしまして、この職業旧軍人恩給復活の観念を一蹴し、戦地内地を問わず、戦争犠牲者たる旧軍人軍属、国家総動員法による動員者、学徒、女子挺身隊、

給員、満州義勇軍等々の遺家族及び傷病者、動員中の結核病者並びにその死亡者等々に対して、国家補償の見地から年金制度を実施せんとするものであります。

この年金制度は、一元化された体系を持つ総合的社会保障制度確立までの暫定的処置として行いまして、普通恩給、普通扶助料、一時扶助料等の受給予定者は別に国民年金法を制定し、老齢年金、遺児年金、母子年金としてその生活を保障せんとするものであります。階級差仮定俸給を撤廃し、高所得者の支給を停止し、年額所得三十万円を越えるものには支給を停止します。公務死の範囲を拡大します。遺族年金、家族加給は年額五千円といたします。支給額は年額九万六千円を標準基準所得とし、その三〇％を支給いたします。父母、祖父母の再婚の場合にもこれを支給いたします。なお、傷害年金につきましては、この年金範囲の拡大、第四款症までは年金を支給いたします。特別項症は、第一項症の金額にその十分の五以内の金額を加えたものといたします。第六項症以上家族加給は、遺族年金による家族と同額を支給いたします。その項別支給額は次のようにいたします。増加恩給十三万

七千三百六十六円に對しまして、わが党においては十四万円をこれに支給いたします。第二項症の十一万五千六百三十六円に對して十二万円、第三項症におきましては九万六千六百三十六円に對して十万円、第四項症におきましては六万五千六百三十六円に對して八万円、第五項症におきましては四万四千六百三十六円に對して六万円、第六項症におきましては三万八千六百三十六円に對して四万円、第七項症に對しましては、この政府案においては一時金八万五千円とあるのをごいいますが、これも年金にいたしまして年額二万円でございます。第一款症は一萬八千円、第二款症は一萬六千円、第三款症は一萬四千円、第一目症より第四目症までは一律に一時金三万円を支給する方針でございます。そのほかに、この年金は生活保護法の扶助料よりは差引かないことにするのでございます。

日本社会党が過去の戦争犠牲者に対する補償について企圖している内容方は、右の通りでございます。前時代的な、帝國政府的な職業軍人中心の観点なを捨て、時代の要望にこたえ、新時代的な立法によつて、窮乏にさらされてゐる多数同胞の可及的ゆたかな保護をせんとすることを希望いたし、本恩給法の一部改正法律案並びに右修正案に反對する次第であります。(拍手)

○議長(堤廣次郎君) 高橋等君。
〔高橋等君登壇〕
○高橋等君 私は、自由党を代表いたしました。恩給法一部改正に對し、修正案及び修正案を除く政府原案に賛成討論を試みるものであります。

願ひますれば、昭和二十七年、第三国会におきまして戦傷病者戦没者遺族等援護法を制定し、終戦以来久しきにわたつて顧みられなかつた遺族、傷病者に対する補償の一端を暫定的に措置いたしましたのが、当時われわれは、将来恩給制度を確立して、その処遇を改善することを要望し、政府もこれを確約いたしましたのであります。本日この願案が本会議の議題となりましたことは、まことに感慨深きを覚えるものであります。

本法案は、昭和二十一年いわゆる六八勅令によりまして停止または圧縮せられた軍人、軍属、戦傷病者及びその遺族に對します恩給を復活せんとするものであります。世上、軍人恩給法と称せられ、また、ただいま論じられましたように、一部の人は本法案をもつていわゆる旧職業軍人を優遇するものと非難し、國民を欺瞞せんといたして

おりますが、当然なるものはなほだしいものと言わねばなりません。(拍手)
本法案施行に要する経費四百五十億円のうち、実に九三％以上が遺族、傷病者に對しますものであります。本法は遺族傷病者恩給法と称すべきものであります。戦争責任はひとり旧軍人のみに転嫁すべきものではありません。この機会に旧軍人に對します恩給を復活せしめますことも、当然の措置と申さねばなりません。社会党在派の人々は、本法の制定は軍備再開の一環であると申されますが、遺族、傷病者等との補償は國家が當然すべきものでありまして、他の目的を持つことは、これらの人々を侮辱し、英霊を冒瀆するものと申さねばなりません。われわれも政府も十分この点を了承しておるのであります。社会党は、恩給にかえるに社会保障で行けと主張せられておる。しかし、社会保障でこれらの人々に保護を与えるのはよいが、恩給でやれば再軍備に関係があるということ、は、どういふわけでありましょう。御説明を承りたいと思ふのであります。

(拍手) 全国八百万遺族を初め傷病者、旧軍人の人々が求めておりますものは、社会保障ではなく恩給制度の確立であります。恩給制度が現存する以上、多数の民意を尊重いたしましたして、政府が恩給制度により補償の実施を企図いたしましたことは、これこそ民主的措置と申すべきものであります。

(拍手)
本法案の策定にあたりましては、政府が恩給特別審議会の答申を尊重いたしました。戦争犠牲者に對しますこと、及び現下財政上許される最大限の措置をなしておりますことに對しまして敬意を表するものであります。しかし、下級者に對します給手は厚くするを適當と考へられますので、これを兵長の職まで引上げる修正は適當な措置であります。六八勅令により停止、圧縮せられました恩給は、このたびの措置によりましてそれ／＼復活いたしたのであります。ひとり従来の七項症及び各款症については何らの措置がなされておられません。戦争におもひましまして、完全なからだを傷つけられ、不自由な生活を送つておるこれらの戦傷病者に對しまして、それ／＼増加恩給、傷病年金を支給することは当然と申さねばなりません。その他、二点に對します修正もきわめて當を得たものであります。修正四点に對し賛意を表するものであります。

雇用人及び嘱託の有給軍属や、国家總動員法に基き徴用せられた船員、学徒等の遺族、傷病者につきましては、戦傷病者戦没者遺族等援護法によつて措置され、本法と相まつて戦争犠牲者の補償がなされることは当然であります。特に、従来援護法の対象となつた人々で本法に漏れた者につきましては、一人残らず援護法において補償せられることを期待いたします。また、援護法制定以来すでに一年以上を経過いたしておりますが、いまだに年金、弔慰金の支払いがなされておられない者が多数あることは遺憾にたえません。本法の実施にあたりましては、十分受入れ態勢を整えるとともに、英断をもつて手続を簡易化し、多数の案件を迅速に処理せられることを強く政府に要望いたします。

本法による受給者の人々の中には、その給与が文官恩給と均衡がとれておられないこと、及び戦地加算及び通算が考慮せられておられないことにつき不満足の点が多いことと存じます。しかし、本年度四百五十億円は、いわゆる九箇月予算でありまして、来年度は約六百億円となります。援護法施行のための五十億、弔慰公債の元利払いを合計いたしますと、遺家族、戦傷病者を

中心とした来年度予算は実に八百億円に達するのであります。この種の補償に關しましては、金額は多いほどよく、範囲は広いほどよい。日本人であります以上は、これに反対する者はおられないはずであります。しかし、国家の財政には限度があり、国の存立を危うくしては補償も何もないのであります。このたびの措置は現下財政の許す最大のものであります。遺家族戦傷病者旧軍人の方々も十分なる理解を与えることと信じて疑わないところであります。

以上をもつて賛成の討論といたします。(拍手)

○議長(堤隆次郎君) 高瀬傳君。

(高瀬傳君登壇)

○高瀬傳君 ただいま上程されました恩給法の一部を改正する法律案に対する自由同党並びに改進黨の三派共同修正案に対し、改進黨を代表して賛成の意を表するものであります。(拍手)

そも／＼軍人に關する恩給は、昭和二十年十一月二十四日總司令部覚書によるわが政府勅令第六十八号、すなわち恩給法の特例に關する件によつて廃止または制限せられたものが、今日まで未解決のまま持ち越されたものであります。政府は、昨年四月二十八

日講和条約発効とともに、内外の事情を考慮して、昭和二十八年三月三十一日までその恩給権の復活を延期したものであることは、諸君御承知の通りであります。その間、政府は、旧軍人の恩給問題を調査審議するため恩給法特例審議會を設置し、同審議會は、十一月二十二日、内閣總理大臣に対し、旧軍人、軍属及びその遺族等の恩給に關する建議を行つたのであります。恩給法特例審議會は、その答申中に、恩給の復活を認め、左のごとき答申を行つたのであります。すなわち、国家公務員中、特に軍人にあつては、厳格な服務紀律に縛られ、転職の自由なく、しかも在職中の給与は単に生活を維持する程度のものでござい、永年公務に従事して老朽となり、また公務に基因して、あるいは傷病にかかり、あるいは死亡し、かくして経済的能力を失つても、在職中の給与はこれを十分に補うものとは言ひ得ない、よつて、国家は、使用者としての立場から、かかる能力の喪失に対して十分補うべきであり、恩給制度の本旨は実にここにありと思われ、よつて本審議會は、恩給制度の本旨にかんがみ、旧軍人軍属及び遺族の生活の現状を察し、これらの者に対し、すみやかに相當の恩給を支

給すべきものと認めた、というのであります。政府は、主としてこの答申の趣旨に基き、第十五国会において恩給法の一部を改正する法律案を提出いたしましたのであります。吉田内閣の解散により審議未了と相なりしましたことにより、まことに遺憾の至りにたえませ

ん。そも／＼國家が官公吏に対し恩給を与えることを法律によつて規定してある以上、これまでの分については、一応恩給権を認むるのは当然であり、この点、文官たるは武官たるは、本質的には差別はないのであります。現に文官の恩給がそのまま存置しておる以上、武官の恩給のみを認めないわけには行かないのであります。しかも、恩給受給の軍人の大部分は、戦争遂行の上になしたる指導力を持たなかつた下級將校、下士官、応召兵たちであり、いわゆる將軍連や中堅幹部などは總数の一割にも当らぬ少数でありまして、いわゆる恩給軍人は、ごく一部を除いては、戦争責任の稀薄な、むしろ國家の命令によつて機械のごとく動かされた気の毒な人々と言つても、それほど誤りではあるまいと思つてゐるのであります。しかも、彼らは、その在職中に於いて給与の一部から恩給積立金を法規

に従ひ國庫に納入しておつたのであります。すなわち、國家が當然の義務である恩給すら満足に支給し得ざる状態において、完全なる社會保障制度などあり得ないと確信するものであります。

軍人恩給が軍國主義の復活や再軍備に直結するとなすがときは、まったく思い過ぎである、かたくり信するものであります。(拍手)しかしながら、恩給給与のいかんは國家財政に大きな影響を及ぼし、給せらるべき恩給の内容は國家の經濟力に左右されるものと言わなければなりません。従つて、今回のごとく、軍の解体によつて一時に多量の退職者を出し、恩給の対象となるものが多量に達したる今日、敗戦後の脆弱な國家財政をもつてしては、軍人恩給廃止制限前の恩給の内容に相當の制限を加えたものであるべきことは當然のこととあります。従つて、われ／＼は、今回提示せられたる四百五十億の予算の範囲内において、でき得る限りの調整を行い、三派の隔意なき意見の交換により、相互互讓の精神により成立したものが今回の改正案であります。その第一点は、一、二等兵、上等兵の支給額を政府原案兵長と同額とす

る。その第二点は、第七項、第一款

症ないし第四款症を設け、第七項に

増加恩給、款症に傷病年金を支給す

る。但し、款症には扶養家族の加給は

給せず、しかも実施は二十九年四月一

日とする。その第三点は、増加恩給ま

たは傷病年金の事由発生後結婚した妻

に扶養家族加給を支給する。その第四

点は、恩給受給原因発生後、父母、祖父

母が結婚した場合、同一戸籍内にある

場合に限り恩給権を喪失せざることに

する等でありまして、特にわが改進黨

といたしましては、第一、第二の点は

強く主張して参つたところでありまし

た。これらの点が一応実現いたしました

であります。

なお、われ／＼は、戦犯にして処刑

された者を公務死とせよという主張を

持つておりましたが、これは、将来戦

犯の釈放との問題に関連し、政府とし

ても適当な処置をとられる立場になか

つたことはこれを了といたしますが、

本日白山丸によつてモンティンルバ

り十七柱の戦犯処刑者の英霊が歸つて

参りました。これを迎えた実際の状態

を山下引揚委員長から拝聴いたしまし

て、われ／＼国民感情が、いかにこれ

らの戦犯にして処刑された者を公務

死と認めても、これに反対する者はな

い、この事実をまのあたり見まして、

これを要するに、わが改進黨は、今

回の恩給法の審議にあたり、遺族、傷

病者、老齢軍人等の救済を主眼とし

て、政府にその善処方を要望して参り

ましたが、これらの点につき、今回の

修正案を通じ、その実現に一步を進め

たことは、まことに欣快にたえざるこ

ころであります。(拍手)

以上をもちまして三派共同提案にな

る修正案に賛意を表するものでありま

す。(拍手)

○議長(堤隆次郎君) 堤ツルヨ君

〔堤ツルヨ君登壇〕

○堤ツルヨ君 ただいま議題となつて

おります恩給法の一部を改正する法律

案に對しまして、条件付賛成討論を行

うものでございます。

わが日本社会党は、恩給制度そのも

の根本的改革を考慮しつつあり、国

家財政ともならみ合せ、文官並びに旧

軍人を通じて、一層合理的な年金法と

する所存であります。このたびも、で

きますならば、年金法を提出するつも

りであつたのでございますが、あまり

に全面的かつ根本的修正でありますの

で、技術的また時間的に、代案を出す

ことは今期中は不可能に近く、修正案

の提出を一応次会に譲り、わが党の方針

を明らかにしまして、今回は自由党以下

保守三派の修正案にやむなく賛成して

ます。これだけの大金を使うのなら、

もつとより以上に国民の生存権を考え

つつ、能率的に使うべきであると存じ

ます。(拍手)

そこで、わが党は、次のごとき構想を

持つてゐることを明らかにし、原案並

びに修正案に反対というのではなく、

いな、むしろ、もつとよいものにした

いという考えから、条件付賛成をいた

すものであります。

以下、わが党はなほ不満とし、

なおかつ、かくあらねばならぬという

数点を指摘して、その主張を明らかに

しておきたいと存じます。

第一に、政府みずから前国会以来

五大法案の一つだと称する本法は、再

軍備に連なる軍人恩給の復活であると

いう考えを払拭することはできません。

政府は、MSAの援助により、い

わゆる木村試案といわれる警備五箇年

計画なるものをもつて保安隊をますます

充実強化し、かつての軍国日本を再

び実現せんとし、国民の一部にも旧軍

国日本へのノスタルジアを持つ者さえ

ある。また、保安隊が、ラヂオを通し

て、国民の前で自分のことを軍人々と

と指摘している今日、まさに憲法をめ

ぐつて重大危機に直面しております

が、これの伏線として将来に備える意

國が明らかに見えており、逆コース、反動吉田内閣の性格を露骨に物語つております。(拍手) 安隊の処遇については何らこれと関連はないと政府は答えておりますが、保安隊が正真正正の軍隊に増れて返り咲いたときには、本法への横すべりは疑う余地もありません。戦傷病者、戦没者遺族等を國が償わなければならないという國民感情を利用して、また戦争犠牲者を償うという美名のもとに、再び指揮棒をとらんとする、かつての職業軍人に応えなければならぬ政府の欺瞞策であることは否定できません。(拍手) その証拠に……「反対しろ」と呼び、その他荒言する者多し) まあ黙つて聞きなさい。(笑聲)——その証拠に、過ぐる本年四月、衆参両院の選挙の際、われわれでなければ恩給法の改正並びに遺族保護はやつてくれる者がいない、社会主義政党政は遺族や老齢軍人を顧みない、恩給法に対して反対してじやまをすると言伝これ勢めた保守政の方々のあさはかなふるまいを思い起しまして、思ひ半ばに過ぎるものがあります。(拍手)ここに、わが党は、軍人恩給の復活には断固として反対するが、國のための戦争犠牲者である戦傷病者、戦没者遺族、老齢軍人に対しし

ては、國が完全な保障をしなければならぬということを明白にいたします。しこうして、第二に問題となりますのは、軍隊のない今日、旧軍隊の十七級をそのまま生かして、階級による支給差別をつけておる点であります。もちろん、保守三派の修正案は、下を兵長まで切り上げて、やや下に厚くとの志を生かしてはおりますが、それにしても十四階級は現存することになります。何がために十七階級を法の文面にうたつたかと政府にたゞしすと、支給額の基準を定めるために持ち出したと答えております。基準を定めるためにどうしても必要ならば、算定の際これを使つたとしても、別の記号でも考慮すべきが当然でありますのに、國民に納得の行かぬ旧十七階級を正々堂々と打出して、何ら政治的考慮を払おうとしない政府の態度は、まさしく再軍備への伏線なりという証拠を如実に物語つております。(拍手)語るに落ちるとはこのことでございます。それなればこそ、馬が座敷に上つてあぐらをかいたたぐいだと世間で悪評されるのであります。特に不要な疑惑をさへ招く原因ともなつております。しかしながら、わが党は、第三に本法とつづんで真剣に考慮いたします

のは、老齢軍人並びに普通扶助料受給者、すなわち軍人遺族に対しては、社会保障の見地に立つて、これが生活を保障しなければならぬということでございます。かつては軍人として國のために働いた人々が、当時薄給に甘んじ、今は苦しい戦時下に、経済上の獲得能力を喪失して、生活苦に追い込まれてゐる状態を國家が見捨てるといふことがときは、もつてのほかであります。当然これは保障の対象として考えられなければなりません。また、旧軍人の遺族が扶助料を停止されて参りました占領中の事情は、國民ひとしく同情にたえ得ないところでありまして、これが生活保障も、老齢軍人同様、國がなすべきことは必然であります。さらに第四に、戦傷病者、戦没者遺族等に対しては十分な國家の償いがなされなければならないことは、前々國會以来わが党が力説して來たところで、御承知の通りであります。防衛とか、自衛とか、祖國再建とかという言葉を國民の前にしいる前に、政府みずからこれら戦争犠牲者への血もあられもある償いをすべきで、われわれは、若年の旧軍人や、高所得者や、旧階級による高給者への高額支給を避けて、これらの金を眞の犠牲者に重点的に償ふべきであると主張するところに、原案や修正案との思想の違いがあります。(拍手)従つて、わが党は、社会保障制度の確立されるまで、老齢軍人、戦争犠牲者に、暫定的措置として特別臨時立法をもつて臨むべきであり、軍人恩給の復活をうまくこれにからませて、國民の目をごまかさんとする政府や保守三派の行き方に対して、徹底的にその主張の異なることを明らかにいたします。が、しかし、公明らかにいたします。が、しかし、公明会にも反映されたごとく、一日も支給の早からんことを望む一千万受給者の背に腹はかえられぬ立場や心情を考へて、このたびは一時同調することにいたしました。断じて欺瞞法案に眩惑されてゐるのではないことを御承知願ひたいのであります。

以下、具体的にわが党の案を示しておきたいと思ひます。普通恩給については、若年停止を五十五才とし、これに半額支給、六十才よりは全額として、厚生年金の支給年齢と同様にします。しかも、老齢の年齢を高くすれば、逆に高級軍人のみが対象となるおそれがあることも考えなければなりません。文官の恩給はもちろんこれに準じて改正されるべきであります。次に、高所得者は三十万円として、これより以上の収入のある方々は支給を停止します。旧軍人でも、戦後方向転換をして社会的に優位にあり、年間収入三十万円以上もある方は、やむにやまれぬ犠牲者にその金をまわすべきであるとの考えであります。(拍手) 次に、仮定俸給額は十七階級を撤廃しなければなりません。所得額によつて、わが日本社会党は次の五階級といたします。社会情勢にマツチさせるべきであるとの主張を持つておるからであります。すなわち、大將以下少佐までは少佐に引きおろす、二等兵以上兵長までは兵長に切り上げて、最高を二十万円とし、最低を七万円として、支給率はこれの三分の一とするのであります。また、左派社会党のごとく、普通恩給をフラット制にとの主張もありませんが、一般國民に対する養老年金制度の確立さえない今日、これは適当でないとの考えを持つものでござい

ます。次に、軍人遺族の援助料は、普通恩給の場合と同じく五階級とし、普通恩給の二分の一を支給しますが、家族加給は一人につき月額四百円、やはり年三十万円以上の高所得者に対しては

支給を停止して、普通恩給の場合と同様に扱うことにいたします。

次に、一時恩給を認めないという政府の考え方は、百五十万の受給資格者を失格せしめる原因となり、大きな本改正案の欠陥であり、また筋が通らないとして、各党から委員会においてその非を論議されて参りました。書類の不備であることが、とうてい調査不可能などと逃げを打っておりますが、実は本法の改正を五百七十七億というわくの中にはめようという意思以外に何ものもなく、もとの庶召軍人を中心とする一兵卒への誠意の一片のかけらさえもないという処置となつております。

(拍手) かつて戦時中、将校商売、下士勝手、兵隊ばかりが国のため、という歌が戦場や兵營で歌われましたが、その精神が依然として政府の本法改正の中に今日なお歴然とかがえて、はなはだ遺憾であります。かてて加えて、在職年通算の問題で、七年以上継続していないとの理由で、二度三度庶召のとき目にあつて北に南に転戦させられた人々を顧みないという行き方は、いかなるものでございましょう。上官の命令一下、たまの命をさした、かつての忠義な兵隊を除外することは、常識さえも覆われるのでございまして、おそろくこれら英霊は浮ばれませんまい。遺族も涙をのんで泣き入りであります。お互いにわが身に置きかえてみれば、事理はおのずから明らかであり、どうしても国家経済が許さないというのならば、将来に問題を残して、次期年度には、恩給からはずして別わくとしてでも、しかるべき処遇を打立てなければならぬことを強調いたします。

次に、戦死者の公務扶助料であります。普通公務と特殊公務の区別をなくしたことは当然として、またここにも階級差のあることを認めなければ行けません。復員局の陸海軍戦死者推計報告によりますと、百六十七万五千の戦死者のうち百五十二万が元上等兵、兵長、伍長、軍曹、曹長などの下士官、兵であります。ゆえに、これらの平均をとつて標準を定め、戦死者を濃厚との精神を盛りんとするものであります。一片の赤紙による庶召の戦死者の大多数の平均の上位ならば国民感情とも合致するものであるとわが党は信じています。

次に、傷病軍人の増加恩給について、厳として階級差を撤廃し、症状別によることを原則とします。一個の人間が、かたわになるほどのけがをしたとき、金持ちだから、上層階級だから、その傷は値が高いということが、民主主義のもとに許されまじうか。(拍手) 貧富、階級の別なく、一つの生命は同じ法のもとで平等に扱われ、保障されております。しかるに、旧軍人の階級差を傷病軍人にまで強制して、将官の傷ならば高く償うが、元一兵卒の傷ならば、同じ傷でも十七階級にわけて安く償うておけばよいという政府の行き方には納得できません。旧態依然たる階級意識を捨てて、その差を撤廃し、普通恩給を合せて、せめてものねぎらいの対象にすることにしなければなりません。

さらに、七項以下四款症までが、三派の修正によりましてその対象となつたことは御同慶にたえませんが、同時に、これらの方々には年金として支給し、また一目から四目までは年金として差上げるべきものと存するのでございします。十五億ないし十九億の国家予算をさらにプラスして、若年者や高所得者よりも、むしろ傷病軍人全部を対象とすることにしなければなりません。

また、白衣の傷病軍人が橋のたもとにギターをかなでて募金をし、街頭に物こいをする、これらの目をおおわしめる社会問題を幾多投げかけておる傷病軍人の生活実態は知り過ぎるほど知る吉田内閣が、見て見ぬふりをして、法のわく外にこの人々を捨て去らんとする精神は、容赦できません。飛行機や、戦車や軍艦、鉄砲のたまなどと同様、戦争の元手に人の子や父をさんざん使つて、かたわにし、戦争に負けたから、もうお前たちはしかたがないと言わんばかりに、こわれた兵器同様、社会の片すみで泣き入りせよというのは、どうしてもふに落ちません。保安隊に愛国と挺身を訓練しつつあるという吉田政府の再軍備方針との矛盾は、何と翻切つたらよいのか。わが党が第一目以下第四目までに年間二万四の一時金をもつてこれを償えという主張は、ここに根拠があるのでございします。(拍手)

最後に、国家給動員法の対象を含め、給員、国民義勇隊及び当時の国家給動員法等に基いて徴用され、昨年度の援護法の対象になつた方々を全部この適用者としなければならぬこと、特につけ加えておきたいと存じます。戦争犯罪人の死刑にされた人々、戦死された人々につきましては、改進党から御所論がございましたから省略いたしますと存じます。

最後に、政府に申し上げておきたいのは、全国からわれわれ代議士の手元に集まつて参りますところの戦傷病者、戦死者遺家族の不満の声は、その数を数えることができません。当然公務死として、またこれに準ずるものとして、国家の償い並びに補償を受けなければ英霊が浮ばれない、仏が浮ばれないというところの遺族の戸、現に大臣に質問をいたしましたも、大臣は、現在援護庁において十萬の未裁定のものがある、その未裁定のものはほとんど査定困難で、難事中の難事だと答えておるのでございます。援護庁まで書類の届きましたものはまだましな方で、市町村長の手元で、また県の世話課で、とうていこれは対象にならないといつて捨て去られたものなどを考えますときに、二、三十万は苦情を申し、国を恨んでおる遺族、戦傷病者のあることを忘れてはなりません。(拍手) もし政府に誠意があるものならば、本法につけ加えるに苦情処理機関の設置をもつて、これらの英霊にこたえ、遺族の補償をなすべきが誠意ある国家としてのあり方であると存するのであります。(拍手)

以上をもつて私の討論は終わりますが、詳細な資料は議長の手元に提出いたしますので、速記録にとどめられん

昭和二十八年七月二十二日 衆議院會議第二十六号 行政機關職員定員法の一部を改正する法律案外五件

ことを特に申し上げておきたいのでございます。

以下残りの五法案に對しましては、さらに賛成の意をつけ加えまして私の討論を終ります。(拍手)

〔本号の末尾参照〕

○議長(堤康次郎君) 濱地文平君。

〔濱地文平君登壇〕

○濱地文平君 私は、自由党を代表いたしまして、ただいま議題となつております恩給法改正に對する三派修正案について賛意を表したいと存じます。具体的問題につきましては、各討論がすでに行われておりますので、私はここにこれを省略いたしまして、概論を申し述べて本案に賛成をいたしたいと存するのであります。

遺家族援護法が、恩給復活までの暫定措置として、きわめて不得要領のまま立法されていた關係上、その不都合を是正する意味において、今回本法が制定されたことは、当然のこととして賛成をいたすものであります。従つて、今回の恩給法改正が遺家族の援護補償に至大の関連を有することは申すまでもございせん。遺家族援護法の不徹底が、全国数百万の遺家族に非常な不平不満をもたらしておることは、天下周知の事実でありまして、親心の

ない吉田内閣の失政の現われと申すべきであります。(拍手)よつて、今回の恩給法は、これらの点をできるだけは正して、戦争犠牲者に報いなければならぬことは申すまでもありません。しかるに、今回政府の提出いたしました改正案が、場当たりで、きわめて不徹底なものであります關係上、われわれはこれに修正を加えたのであります。

つら／＼考えますに、およそ吉田自由党内閣くらい、自主性に乏しくて、社会政策をてんとして顧みざる内閣は、前代未聞であります。(拍手)自己の提出した予算案があれだけ大幅に修正され、提出法案が次々と根こそぎに修正されても、さらに責任を顧みざるのみか、各閣僚間に一貫した思想統一はみじんもない。数々の食言をあえてしながら、責任の一切をほかかぶりしておる厚顔無恥は、憲政の冒瀆であり、民主政治の怨敵として、断じて許さるべきことではあります。(拍手)

本恩給法については、社会党諸君の反対意見も傾聴すべきものがあります。が、しかし、われ／＼は、恩給そのものの根本理念はあくまでも、国家公共に多年貢献した者に對し、老齢後生活を獲得せしむるというのが本旨と存じますので、再軍備への前提とか、あるいは戦争責任者に恩恵を与えるというふうな趣旨でないことは御了承願ひたいのであります。

本修正は、委員長報告の通り一応了承いたしますが、政府は、遺家族が一箇年わずかに二万五千円ぐらいで生活ができるかどうか、また五万円の弔慰金債が、やみ市場で三万五千円内外で取引されているという現状を、一体御承知かどうか。一片の親心があらば、その運営におきましても、自主的に考慮されんことを強く要望するものであります。なおまた、本法成立後は、恩給担保金融の方途等もあわせて御考慮を願ひたいと存じます。

最後に、私は、政府が戦争途中において神奈川県小田原市に疎開した恩給局を、今日なおそのまま放任しておるが、ごとき無責任さをすみやかに清算して、これを東京に移転し、事務処理上迅速を期せられ、もつて受給者に遅滞なく善処されんことを強く要望して、本法修正に對し賛意を表するものであります。(拍手)

○議長(堤康次郎君) これにて討論は終局いたしました。

まず日程第一ないし第四の四案を一括して採決いたします。日程第一ないし

し第三の委員長の報告は可決でありまして、日程第四の委員長の報告は修正であります。四案を委員長報告の通り決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(堤康次郎君) 起立多数。よつて四案とも委員長報告の通り決しました。(拍手)

次に、日程第五及び第六の両案を一括して採決いたします。両案の委員長の報告はいずれも修正であります。両案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと稱する者あり〕

○議長(堤康次郎君) 御異議なしと認めます。よつて両案は委員長報告の通り決しました。(拍手)

第七 中小企業金融公庫法案(内閣提出)

○議長(堤康次郎君) 日程第七、中小企業金融公庫法案を議題といたします。委員長の報告を求めます。通商産業委員長大西顯夫君。

中小企業金融公庫法案
中小企業金融公庫法
目次
第一章 總則(第一条―第八条)

第二章 役員及び職員(第九条―第十八条)

第三章 業務(第十九条―第二十条)

第四章 會計(第二十一条―第二十九条)

第五章 監督(第三十条―第三十二条)

第六章 補則(第三十三条―第三十五条)

第七章 罰則(第三十六条―第三十八条)

附則

第一章 總則

(目的)

第一条 中小企業金融公庫は、中小企業者の行う事業の振興に必要な長期資金であつて、一般の金融機関が融通することを困難とするものを融通することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「中小企業者」とは、左に掲げるものをいふ。

一 資本の額又は出資の総額が一千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が三百人(商業又はサービス業を主たる事業とする事業者については三十人)を主たる事業とする事業者者については千人)以下の会社及び個人であつて、政令で定める業種に属する事業(以下「特定事業」という)を行うもの

二 中小企業等協同組合、農業協同組合、農業協同組合連合会、水産業協同組合、森林組合及び森林組合連合会であつて、特定

事業を行ふもの又はその構成員の三分の二以上が特定事業を行ふ者であるもの

三 医業を主たる事業とする法人であつて、常時使用する従業員の数が三百人以下のもの（前二号に掲げるものを除く。）

四 調整組合及び調整組合連合会（法人格）

第三条 中小企業金融公庫（以下「公庫」という。）は、法人とする。

（事務所）

第四条 公庫は、主たる事務所を東京都に置く。

2 公庫は、主務大臣の認可を受けて、必要な地に従たる事務所を置くことができる。

（資本金）

第五条 公庫の資本金は、政府の一般会計からの出資金百億円と第三十三条第六項の規定により政府の産業投資特別会計から出資があつたものとされた金額との合計額とする。

（登記）

第六条 公庫は、政令で定めるところにより、登記しなければならぬ。

2 前項の規定により登記を必要とする事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

（名称の使用制限）

第七条 公庫でない者は、中小企業金融公庫という名称又はこれに類する名称を用いてはならない。

（民法の準用）

第八条 民法（明治二十九年法律第八十九号）第四十四条（法人の不法行為能力）、第五十条（法人の住所）及び第五十四条（代表権の制限）の規定は、公庫に準用する。

第二章 役員及び職員

（役員）

第九条 公庫に、役員として、総裁一人、理事四人以内及び監事二人以内を置く。

（役員職務及び権限）

第十条 総裁は、公庫を代表し、その業務を総理する。

2 理事は、総裁が定めるところにより、総裁を補佐して公庫の業務を掌理し、総裁に事故があるときはその職務を代理し、総裁が欠員のときはその職務を行ふ。

3 監事は、公庫の業務を監査する。

（役員任命）

第十一条 総裁及び監事は、主務大臣が内閣の承認を得て任命する。

2 理事は、総裁が主務大臣の認可を受けて任命する。

（役員任期）

第十二条 総裁、理事及び監事の任期は、四年とする。

2 総裁、理事及び監事は、再任されるることができる。

（役員欠格事項）

第十三条 左の各号の一に該当する者は、総裁、理事又は監事となることができない。

一 国務大臣、国会議員、政府職員（審議会、協議会等の委員その他これに準ずる地位にある者であつて、非常勤のものを除く）

く、又は地方公共団体の議会の議員

二 政党の役員

（役員兼職禁止）

第十四条 総裁、理事及び監事は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。

（代表権の制限）

第十五条 公庫と総裁との利益が相反する事項については、総裁は、代表権を有しない。この場合は、監事が公庫を代表する。

（代理人の選任）

第十六条 総裁は、理事又は公庫の職員のうちから、公庫の業務の一部に關し一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する代理人を選任することができる。

（役員及び職員地位）

第十七条 公庫の役員及び職員は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

（退職手当）

第十八条 公庫は、役員及び職員に對する退職手当の支給の基準を設けようとするときは、あらかじめ主務大臣の承認を受けなければならない。これを變更しようとするときも、同様とする。

第三章 業務

（業務の範囲）

第十九条 公庫は、第一条に掲げる目的を達成するため、中小企業者に對する貸付の業務を行ふ。

2 公庫は、前項に掲げる業務の外、第三十三条第一項の規定により承認した権利義務の処理に關する業務を行ふことができる。

（業務委託等）

第二十条 公庫は、主務大臣の認可を受けて、金融機関に對し、その業務の一部を委託することができる。

2 前項の規定により業務の委託を受けた金融機関（以下「受託者」という。）の役員又は職員であつて、当該委託業務に従事する者は、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

（業務の方法）

第二十一条 公庫は、業務開始の際、業務の方法を定め、主務大臣の認可を受けなければならない。これを變更しようとするときも、同様とする。

2 前項の業務の方法には、左の事項を定めておかなければならない。

一 貸付金の使途、貸付の相手方、利率、償還期限、据置期間、貸付金額の限度、償還の方法、担保に關する事項等貸付に關する業務の方法

二 業務委託の基準

（事業計画及び資金計画）

第二十二条 公庫は、四半期ごとに、事業計画及び資金計画を作成し、主務大臣の認可を受けなければならない。これを變更しようとするときも、同様とする。

第四章 會計

（予算及び決算）

第二十三条 公庫の予算及び決算に關しては、公庫の予算及び決算に關する法律（昭和二十六年法律第九十九号）の定めるところによる。

（国庫納付金）

第二十四条 公庫は、毎事業年度の損益計算上利益金を生じたときは、これを翌事業年度の五月三十一日までに国庫に納付しなければならない。

2 前項の規定による国庫納付金は、同項に規定する日の属する會計年度の前年度の政府の歳入とする。

3 第一項の利益金の計算の方法並びに同項の規定による国庫納付金納付の手續及びその附屬する會計については、政令で定める。

（借入金）

第二十五条 公庫は、主務大臣の認可を受けて、政府から資金の借入をすることができる。

2 政府は、公庫に對して資金の貸付をすることができる。

3 前項の貸付金については、利息を免除し、又は通常の条件より公庫に有利な条件を附することができ。

4 第一項に規定する場合を除く外、公庫は、資金の借入をしてはならない。

（余裕金の運用等）

第二十六条 公庫は、左の方法による外、業務上の余裕金を運用してはならない。

一 国債の保有

二 資金運用部への預託

2 公庫は、業務に係る現金を国庫以外に預託してはならない。

(資金の交付)

2 公庫は、業務を行ふため必要があるときは、受託者に対し貸付に必要な資金を交付することができる。

(会計帳簿)

2 公庫は、主務大臣が定めるところにより、業務の性質及び内容並びに事業の運営及び経理の状況を適切に示すため必要な帳簿を備えなければならない。

(会計検査院の検査)

2 公庫は、主務大臣が監督する。但し、公庫を当事者又は参加人とする訴訟については、法務大臣が監督する。

(監督)

2 主務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、公庫に対して業務に関し監督上必要な命令をすることができ

(役員) (役員) (役員)

2 主務大臣は、公庫の役員が左の各号の一に該当するに至つたとき

(役員) (役員) (役員)

2 主務大臣は、公庫の役員が左の各号の一に該当するに至つたとき

(役員) (役員) (役員)

2 主務大臣は、公庫の役員が左の各号の一に該当するに至つたとき

は、これを解任することができる。

一 この法律又はこの法律に基く命令に違反したとき。

二 刑事事件により有罪判決の言渡を受けたとき。

三 破産の宣告を受けたとき。

四 心身の故障により職務を執ることができないとき。

3 主務大臣は、總裁又は監事を前項第一号又は第四号の規定により解任しようとするときは、内閣の承認を得なければならない。

(報告及び検査)

3 主務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、公庫若しくは受託者に對して報告をさせ、又はその職員に公庫若しくは受託者の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿書類その他必要な物件を検査させることができる。但し、受託者に対しては、当該委託業務の範囲内に限る。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第六章 補則

(日本開発銀行からの中小企業者に対する貸付に係る債権等の承継)

3 日本開発銀行が政府の米國対日援助見返資金特別会計及び復興金融公庫から承継した中小企業者に対する貸付に係る債権並

びに日本開発銀行の中小企業者に対する貸付に係る債権であつて、政令で定めるもの並びにこれらに附随する権利義務は、政令で定めるところにより、公庫が承継するものとする。

2 日本開発銀行が政府の米國対日援助見返資金特別会計から承継した中小企業者に対する貸付に係る債権及びこれに附随する権利義務を、前項の規定により公庫が承継したときは、日本開発銀行法(昭和二十六年法律第八号)第四十九条の二第二項の規定による政府の貸付金のうち、公庫が承継した債権のその承継の日における帳簿価額の合計額に相当する金額が、その承継の日において日本開発銀行から政府の産業投資特別会計に返済されたものとし、その返済されたものとされた貸付金の額に相当する金額が、その承継の日において同特別会計から公庫に対し貸し付けられたものとする。

3 日本開発銀行が復興金融公庫から承継した中小企業者に対する貸付に係る債権及び日本開発銀行が昭和二十八年三月三十一日までに付した中小企業者に対する貸付に係る債権並びにこれらに附随する権利義務を、第一項の規定により公庫が承継したときは、その承継した債権のその承継の日における帳簿価額の合計額に相当する金額が、その承継の日において日本開発銀行から公庫に対し貸し付けられたものとする。

4 公庫は、毎事業年度、第二項の政府の貸付金及び前項の日本開発銀行の貸付金に対し、政令で定めるところにより、利息を支払わなければならない。

5 公庫は、日本開発銀行が昭和二十八年四月一日以後に行つた中小企業者に対する貸付に係る債権及びこれに附随する権利義務を、第一項の規定により承継したときは、その承継した債権のその承継の日における帳簿価額の合計額に相当する金額を、政令で定めるところにより、日本開発銀行に支払わなければならない。

6 第二項の規定による政府の貸付金は、政令で定めるところにより、外、政令で定めるところにより、政令で定める時期において返済されたものとなるものとし、その返済されたものとされた政府の貸付金の額に相当する金額が、当該時期において政府の産業投資特別会計から公庫に対し出資されたものとする。

(商工組合中央金庫に対する貸付)

3 商工組合中央金庫は、前項の貸付金に対し、政令で定めるところにより、利息を支払わなければならない。

4 商工組合中央金庫は、公庫の成立の日から二年をこえない期間内において政令で定める日までに、第二項の貸付金を返済しなければならない。

(主務大臣)

3 主務大臣は、この法律における主務大臣は、通商産業大臣及び大蔵大臣とする。

第七章 罰則

3 第三十六條 第三十二條第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合においては、その行為をした公庫の役員若しくは職員又は受託者の役員若しくは職員を三万円以下の罰金に処する。

3 第三十七條 左の場合においては、その違反行為をした公庫の役員又は職員を三万円以下の過料に処する。

一 この法律により主務大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかつたとき。

二 第六條第一項の規定に違反して登記をすることを怠り、又は不実の登記をしたとき。

三 第十九條に規定する業務以外の業務を行つたとき。

四 第二十六條の規定に違反して業務上の余裕金を運用し、又は現金を国庫以外に預託したとき。

五 第三十条第二項の規定による主務大臣の命令に違反したとき。

第三十八条 第七條の規定に違反して中小企業金融公庫という名称又はこれに類する名称を用いた者は、一万円以下の過料に処する。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 主務大臣は、設立委員を命じて、公庫の設立に関する事務を処理させる。

3 設立委員は、設立の準備を完了した上、遅滞なく、政府に対し資本金の払込の請求をしなければならない。

4 資本金の払込があつた日（資本金が分割して払込まれる場合においては、第一回の払込があつた日）において、設立委員は、その事務を公庫の総裁に引き継がなければならない。

5 総裁は、前項の事務の引継を受けた日において、設立の登記をしなければならない。

6 公庫は、設立の登記をすることによつて成立する。

7 米国対日援助見返資金特別会計法（昭和二十四年法律第四十号）が廃止されるまでの間は、第五條中「産業投資特別会計」とあるのは「米国対日援助見返資金特別会計」と、第三十三条第二項中「政府の産業投資特別会計」とあるのは「同特別会計」と、同条第六項中「産業投資特別会計」とあるのは「米

国対日援助見返資金特別会計」と読み替へるものとする。

8 登録税法（明治二十九年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第十九条中第二号ノ五及び第二号ノ六をそれぞれ第二号ノ六及び第二号ノ七とし、第二号ノ四の次に次の一号を加える。

二ノ五 中小企業金融公庫自己ノ為ニスル登記又ハ登録

9 印紙税法（明治三十二年法律第五十四号）の一部を次のように改正する。

第五条中第五号ノ四を第五号ノ五とし、第五号ノ三の次に次の一号を加える。

五ノ四 中小企業金融公庫ノ宛スル証書、帳簿

10 所得税法（昭和二十二年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第三条第五号中「及び農林漁業金融公庫」を、「農林漁業金融公庫及び中小企業金融公庫」に改める。

11 法人税法（昭和二十二年法律第二十八号）の一部を次のように改正する。

第四条第二号中「農林漁業金融公庫」の下に「中小企業金融公庫」を加える。

12 中小企業庁設置法（昭和二十三年法律第八十三号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中第五号の次に次の一号を加える。

五の二 中小企業金融公庫に関すること。

13 大蔵省設置法（昭和二十四年法律第四十四号）の一部を次のように改正する。

第十二条第一項第三号中「国民金融公庫の下に」、中小企業金融公庫を加え、同条第二項中「第二号から第五号まで及び第七号から第九号まで」を「第二号から第九号まで」に改める。

14 国庫出納金等端数計算法（昭和二十五年法律第六十一号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「農林漁業金融公庫」の下に「中小企業金融公庫」を加える。

15 予算執行職員等の責任に関する法律（昭和二十五年法律第七十二号）の一部を次のように改正する。

第九条第一項中「農林漁業金融公庫」の下に「中小企業金融公庫」を加える。

16 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第七百四十三条第三号中「農林漁業金融公庫」の下に「中小企業金融公庫」を加える。

17 公庫の予算及び決算に関する法律の一部を次のように改正する。

第一条中「及び農林漁業金融公庫」を、「農林漁業金融公庫及び中小企業金融公庫」に改める。

中小企業金融公庫法案に対する修正案

中小企業金融公庫法案に対する修正

中小企業金融公庫法案の一部を次のように修正する。

第五条中「百億円」を「百三十億円」に改める。

中小企業金融公庫法案（内閣提出）に関する報告書

〔最終号の附録に掲載〕

〔大西彌夫君整理〕

○大西彌夫君 ただいま議題となりました中小企業金融公庫法案について、通商産業委員会における審議の経過並びに結果を概要報告申し上げます。

わが国経済の自立体制を確立するためには、その基礎となす中小企業の振興をはかることが目下の喫緊事であり

ますが、このためには、その必要な設備資金及び長期運転資金を積極的に導入することが刻下の急務であること

は、言をまたないところであります。しかるに、かかる資金は、長期かつある程度低利であることを必要とする関係上、一般金融機関の融通にまづことは困難であり、従つて国家資金により

調達する必要があるものであります。このにおいて、中小企業者に対する長期金融の特別な恒久的政府機関として中小企業金融公庫を設立しようとするものであります。以上が本法案を提案した理由であります。

次に、本法案の要点的概略を申し上げますと、第一に、資本は全額政府出資とし、これは一般会計からの百億円と、産業投資特別会計からの法定出資金との合計額であります。第二に、業務は中小企業者に対する設備資金及び長期運転資金の貸付を行うのでありますが、その業務の一部を金融機関に委託することができるとしてあります。また貸付限度は一企業者当り貸付

累計一千万円以下、貸付金利は年一割、償還期限は一年以上最長五年、すなわち償還期間は一年以内を予定し、これら貸付に関する業務の方法及び業務委託の基準は業務方法書に記載することとしてあります。第三に、公庫役員については、総裁及び監事は政府任命とし、理事の任命についても主務大臣の認可を要するものとしてあります。なお公庫は、政府から資金の借入れをなし得るものとし、今後の追加出資とともに貸付の財源となし得ることといた

昭和二十八年七月二十二日 衆議院會議録第二十六号 開拓融資保証法案外一件

しております。以上が本法律案の要旨であります。

本案は、六月十八日本委員会に付託せられ、六月二十三日政府より提案理由を聴取したのであります。七月四日質疑に入り、十五日、十七日、十八日の三日間にわたり行われ、十七日には大蔵、農林両委員会との連合審査をいたしましたのであります。質疑の内容については会議録を御参照願います。

引続き十八日質疑を終了後、改進黨長谷川四郎君より、本公庫出資金のうち、一般会計よりの百億円を百三十億円に増額すべしとの趣旨の提案がなされたのであります。

続いて、討論を省略し、長谷川四郎君提出の修正案につき採決したところ、総員賛成をもつて可決したのであります。次に修正部分を除く原案について採決したところ、全会一致をもつて可決した次第であります。なお、自由党小平久雄君より、本案につき附帯決議を付すべき旨の提案があり、全員賛成の上、附帯決議を付することに決した次第であります。

右御報告申し上げます。(拍手)
○議長(堤康次郎君) 討論の通告があります。これを許します。吉川久衛君。

「吉川久衛君登壇」

○吉川久衛君 ただいま議題と相なりました中小企業金融公庫法案に対し、各党各派を代表して賛成の意を表したいと思ひます。

御承知のごとく、わが国の産業構造は、欧米諸国に比較して中小企業の比率の高いことが重要な特質となつており、従ひまして、今後のわが国の経済自立達成のためには中小企業の健全な発達をはかりますことの必要なことは、いまさら強調するまでもないことと存じます。しかしながら、中小企業は、他の大企業に比して経済的基礎が脆弱であります。関係上、資金、特に長期資金の不足に苦しみ、この資金不足が逆にその経済的基礎を弱体化させるという悪循環に悩まされておる実情にあります。

ただいま議題になつております中小企業金融公庫法案は、かかる中小企業に対し長期資金の融通をはかり、もつてこれらの行う事業の振興に資せんとするものであります。真に時宜に適した対策と確信するのであります。

由來、中小企業は、通産省所管のものが多いのでありますが、その他農林、運輸、厚生等の所管に属するものもたくさんございます。特に農林漁業におきましては、これに直接関係する中小企業は、業種においてもきわめ

て広汎であり、事業所においても非常に多数に上つてゐるのであります。たとえば、農業に關係ある業種としては農産物の加工工業、食品工業、林業に關係あるものとしては製材業、漁業に關係あるものとしては水産加工工業、製氷冷凍業等、また農林漁業の生産資材を製造する各種工業等、最も代表的な例であります。これらはいずれも中小企業の中では高いウェイトを占めるものであつて、その従事する人口も多数に上つておるのであります。

従來の中小企業に対する融資実績を見ますと、的確には判定しがたいのであります。が、商工組合中央金庫の実績では、全体の三割以上にも達してゐるのであります。のみならず、これらの業種は、たとえば農産物加工工業、すなわち澱粉製造業、神油業のごとき、国の重要政策である農産物価格安定措置と至大な関連を持つものであります。すし、製粉、精麦等の産業は、食糧政策、ひいては国民の食生活に影響するところ多大のものがあります。製材業は森林政策と密着する等、いずれも国民生活並びに国民経済再建上重要な地位を占むものであることは異論のないところであらうと存じます。また、運輸省所管に属するものといつたし

ましては運輸業、厚生省所管には医薬品製造業等の、国民生活に不可欠な重要部門が少からずあるのであります。これら各省所管の中小企業の業種が、ひとしく本法案の恩恵に浴し、それぞれ健全なる発展をはかるべきことは、もとより当然のこととあります。かかる意味において、本法案に対し心から賛意を表するものであります。

しかるに、ただいまの御報告にもありましたごとく、通産委員会において付せられました附帯決議中、第一項に「あります食付対象については、通産省所管の業種にウェイトを置き」という点は何らの理由がないばかりでなく、同じ中小企業でありながら、役所の管轄を異にするというだけで差別待遇を受けることに相なり、国民は法の前に平等であるべきとする憲法の精神にもとるものであると存じます。前述のごとく、各省所管の中小企業はいずれも国民経済上重要部門でありますので、すべからず通産省所管の業種とまつたく対等かつ公平に保護助成され、処遇するべきが至当であると存じます。

以上の理由によりまして、この附帯決議から「通産省所管の業種にウェイトを置き」といふ字句を削除することを条件として賛成したいと思ひます。(拍手)
○議長(堤康次郎君) これにて討論は終局いたしました。

採決いたします。本案の委員長の報告は修正であります。本案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。
「異議なし」と呼ぶ者あり
○議長(堤康次郎君) 御異議なしと認めます。よつて本案は委員長報告の通り決しました。

第八 開拓融資保証法案(内閣提出、参議院送付)

第九 農産物価格安定法案(足立

篤郎君外二十三名提出)

○議長(堤康次郎君) 日程第八、開拓融資保証法案、日程第九、農産物価格安定法案、右両案を一括して議題といたします。委員長長の報告を求めます。農林委員会理事足立篤郎君。

開拓融資保証法案

開拓融資保証法

目次

第一章 総則(第一条―第九条)

第二章 保証協会の業務(第十

条―第十七条)

第三章 保証協会の会員 (第十八条—第二十八条)

第四章 保証協会の設立 (第二十九条—第三十四条)

第五章 保証協会の管理 (第三十五条—第三十九条)

第六章 保証協会の解散及び清算 (第四十条—第四十九条)

第七章 保証協会の監督 (第五十条—第五十九条)

第八章 罰則 (第六十条—第六十九条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、開拓者の農業経営に必要な資金の融通を円滑にするため、開拓者の団体と政府又は都道府県との共同の出資によつて設立される開拓融資保証協会が会員の金融機関に対する債務を保証する制度を確立し、もつて開拓地における農業生産力の発展と農業経営の確立を促進することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律で「開拓農業協同組合」とは、開拓者を主たる構成員とする農業協同組合（北海道にあつては、開拓者を構成員の全部又は一部とする農業協同組合）であつて政令で定めるところにより、都道府県知事が指定したものをいい、「都道府県開拓農業協同組合連

合会」とは、都道府県の区域をこえない区域を地区とする農業協同組合連合会であつて開拓農業協同組合を主たる構成員とするものをいい、「全国開拓農業協同組合連合会」とは、全国を地区とする農業協同組合連合会であつて都道府県開拓農業協同組合連合会を主たる構成員とするものをいう。

第三条 都道府県知事は、前項の規定により指定した農業協同組合が政令で定める事由に該当するに至つたときは、政令で定めるところによりその指定を取り消すことができる。

第四条 この法律で「金融機関」とは、農林中央金庫及び資金の融通を業とするその他の法人であつて政令で定めるものをいう。

第五条 開拓融資保証協会（以下「保証協会」という。）は、法人とする。

第六条 保証協会は、都道府県開拓融資保証協会（以下「地方保証協会」という。）及び中央開拓融資保証協会（以下「中央保証協会」という。）とする。

第七条 保証協会の住所は、その主たる事務所の所在地にあるものとする。

第八条 保証協会は、その名称中に「開拓融資保証協会」という文字を用いなければならない。

第九条 保証協会でない者は、その名称中に「開拓融資保証協会」という文字又はこれと紛らわしい文字を用いてはならない。

第十条 保証協会は、政令で定めるところにより、登記をしなければならない。

第十一条 保証協会は、政令で定めるところにより、登記を必要とする事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

第十二条 前項の規定により登記を必要とする事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

第十三条 地方保証協会は、左に掲げる業務を行う。

一 左に掲げる資金の借入により、会員が金融機関に対して負担する債務の保証

二 会員である開拓農業協同組合がその組合員である開拓者に対してその農業経営に必要な資金を貸し付けるために必要な資金

三 前号に掲げる業務に附帯する業務

第十四条 中央保証協会は、左に掲げる業務を行う。

一 前条第一号に掲げる業務により、地方保証協会が負担する保証債務の保証

二 会員である全国開拓農業協同組合連合会が、その連合会を直接又は間接に構成する開拓農業協同組合の組合員である開拓者の農業経営に必要な事業を行うために必要な資金の借入により、金融機関に対して負担する債務の保証

第十五条 地方保証協会への交付金

第十六条 中央保証協会は、地方保証協会の行う業務の円滑化を図るため必要があると認めるときは、第六十条の規定により主務大臣の承認を受けた収支予算に基づき、地方保証協会に対し、その業務を行うのに必要な経費の一部に充てる

第十七条 政府は、中央保証協会に対し、一億円を出資する。

第十八条 昭和三十八年七月二十一日、衆議院会議録第二十六号、開拓融資保証法案外一件

(区域)

第六条 地方保証協会の区域は、都道府県の区域により、中央保証協会の区域は、全国とする。

第七条 保証協会の住所は、その主たる事務所の所在地にあるものとする。

第八条 保証協会は、その名称中に「開拓融資保証協会」という文字を用いなければならない。

第九条 保証協会でない者は、その名称中に「開拓融資保証協会」という文字又はこれと紛らわしい文字を用いてはならない。

第十条 保証協会は、政令で定めるところにより、登記をしなければならない。

第十一条 保証協会は、政令で定めるところにより、登記を必要とする事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

第十二条 前項の規定により登記を必要とする事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

第十三条 地方保証協会は、左に掲げる業務を行う。

一 左に掲げる資金の借入により、会員が金融機関に対して負担する債務の保証

二 会員である開拓農業協同組合がその組合員である開拓者に対してその農業経営に必要な資金を貸し付けるために必要な資金

三 前号に掲げる業務に附帯する業務

第十四条 中央保証協会は、左に掲げる業務を行う。

一 前条第一号に掲げる業務により、地方保証協会が負担する保証債務の保証

二 会員である全国開拓農業協同組合連合会が、その連合会を直接又は間接に構成する開拓農業協同組合の組合員である開拓者の農業経営に必要な事業を行うために必要な資金の借入により、金融機関に対して負担する債務の保証

第十五条 地方保証協会への交付金

第十六条 中央保証協会は、地方保証協会の行う業務の円滑化を図るため必要があると認めるときは、第六十条の規定により主務大臣の承認を受けた収支予算に基づき、地方保証協会に対し、その業務を行うのに必要な経費の一部に充てる

三 地方保証協会に対する業務の指導

四 前号に掲げる業務に附帯する業務

2 地方保証協会がその定款及び業務方法書の定めるところに従つて前条第一号の保証をしたときは、その時に、その保証により地方保証協会が負担した債務について、中央保証協会が、その定款及び業務方法書の定めるところに従つて前項第一号の保証をしたものとみなす。但し、中央保証協会がその保証をすれば、これによつて、当該地方保証協会に対する保証の金額が、中央保証協会がその業務方法書の定めるところに従つてあらかじめ地方保証協会に通知した当該地方保証協会に対する保証の金額の最高限度をこえることとなるときは、この限りでない。

(中央保証協会への通知)

第十二条 地方保証協会は、第十條第一号の保証をしたときは、省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を中央保証協会に通知しなければならない。

(地方保証協会への交付金)

第十三条 中央保証協会は、地方保証協会の行う業務の円滑化を図るため必要があると認めるときは、第六十条の規定により主務大臣の承認を受けた収支予算に基づき、地方保証協会に対し、その業務を行うのに必要な経費の一部に充てる

第十四条 昭和三十八年七月二十一日、衆議院会議録第二十六号、開拓融資保証法案外一件

四九一

ための資金を交付することができ
る。

(基金)

第十四条 保証協会は、第五、第十九条又は附則第五項の規定による出資金、次条第二項の規定による繰入金及び保証協会の負担する保証債務の弁済に充てて、その条件として都道府県その他の団体から交付された金額を、その負担する保証債務の弁済に充てて、左の方法によつて管理しなければならない。保証協会が保証債務の弁済によつて得た求償権の行使により取得した金額(その保証債務の弁済のため支払つた金額をこえる部分を除く。)についても、また同様とする。

一 業務方法書で定める金融機関への預金

二 国債証券、地方債証券又は業務方法書で定める金融機関の発行する債券の保有

(剰余金の処分)

第十五条 保証協会は、毎事業年度の剰余金の全部を、準備金として積み立てなければならない。

2 前項の準備金は、欠損のてん補に充て、又は前条の基金に繰り入れる場合を除いては、取りくずしてはならない。

(事業年度)

第十六条 保証協会の事業年度は、七月一日から翌年六月三十日までとする。但し、設立当初の事業年

度は、保証協会の成立の日から翌年六月三十日までとする。

(業務の委託)

第十七条 保証協会は、業務方法書で定めるところにより、その業務(債務の保証の決定を除く。)の一部を、地方保証協会にあつては都道府県開拓農業協同組合連合会に、中央保証協会にあつては全国開拓農業協同組合連合会に委託することができる。

2 都道府県開拓農業協同組合連合会又は全国開拓農業協同組合連合会は、農業協同組合法(昭和二十二年法律第百三十二号)第十条の規定にかかわらず、前項の規定による業務の委託を受け、当該業務を行うことができる。

第三章 保証協会の会員

(会員の資格)

第十八条 地方保証協会の会員たる資格を有する者は、地方保証協会の区域内に住所を有する左に掲げる者とする。

一 開拓農業協同組合
二 都道府県開拓農業協同組合連合会

2 中央保証協会の会員たる資格を有する者は、左に掲げる者とする。

一 地方保証協会
二 全国開拓農業協同組合連合会(会員の出資)

第十九条 会員は、出資一口以上を有しなければならない。

2 出資一口の金額は、地方保証協会にあつては千円とし、中央保証協会にあつては一万円とする。

3 出資は、現金をもつて、出資の各口につきその金額を払い込むものとする。

4 会員は、出資の払込について、相殺をもつて保証協会に對抗することができる。

5 会員の責任は、その出資額を限度とする。

(持分の譲渡)

第二十條 会員は、保証協会の承認を得なければ、その持分を譲り渡すことができない。

2 会員でない者が持分を譲り受けようとするときは、加入の例によらなければならない。

3 持分の譲受人は、その持分について、譲渡人の権利義務を承継する。

4 会員は、持分を共有することができない。

(議決権)

第二十一条 保証協会の会員は、各一個の議決権を有する。

2 会員は、定款で定めるところにより、書面又は代理人をもつて議決権を行うことができる。

3 前項の規定により議決権を行う者は、出席者とみなす。

4 代理人は、代理権を証する書面を保証協会に提出しなければならない。

(加入)

第二十二条 会員たる資格を有する者が地方保証協会に加入しようとするときは、地方保証協会は、正当な理由がないのに、その加入を拒んではならない。

2 地方保証協会に加入しようとする者は、定款で定めるところにより、加入につき地方保証協会の承認を得て、引受出資口数に應ずる金額を払い込み、又は会員の持分の全部若しくは一部を承継した時に会員となる。

第二十三条 中央保証協会が成立したときは、地方保証協会は、すべて中央保証協会の会員となる。中央保証協会の成立後に地方保証協会が成立したときも、また同様とする。

2 全国開拓農業協同組合連合会の中央保証協会への加入については、前条の規定を準用する。

(脱退)

第二十四条 地方保証協会の会員は、左の事由によつて脱退する。

一 会員たる資格の喪失
二 解散
三 除名

2 除名は、定款で定める事由に該当する会員につき、総会の議決によつてすることができる。この場合には、保証協会は、その総会の会日の十日前までにその会員に対してその旨を通知し、且つ、総会

で弁明する機会を与えなければならない。

3 除名は、除名した会員にその旨を通知しなければ、これをもつてその会員に對抗することができない。

第二十五条 地方保証協会の会員は、事業年度の終において脱退することができる。但し、左の各号の一に該当する場合は、この限りでない。

一 地方保証協会が当該会員の債務を保証している場合
二 地方保証協会が当該会員に代つて債務を弁済したことにより取得した求償権を有する場合

三 地方保証協会が当該会員に対しその脱退を承認しない旨を通知した場合

四 地方保証協会と保証契約を結んでいる金融機関が地方保証協会に対し当該会員の脱退について異議を申し出た場合

五 中央保証協会が地方保証協会に対し当該会員の脱退について異議を申し出た場合

2 会員は、前項の規定により脱退しようとするときは、六箇月前までに地方保証協会に予告しなければならない。

3 地方保証協会は、前項の規定による予告があつたときは、第一項第四号の金融機関及び中央保証協会に対し、当該会員の脱退について異議があれば地方保証協会の当

該事業年度の終了の日までにこれを申し出るべき旨を、遅滞なく(前項の規定による予告があつた後に地方保証協会と新たに保証契約を結ぶに至つた金融機関に対しては、その契約の締結の際又は締結後遅滞なく)催告しなければならぬ。但し、第一項第三号の通知をするときは、この限りでない。

4 地方保証協会は、当該会員の脱退によりその業務の遂行に著しい支障を及ぼす場合でなければ、第一項第三号の通知をしてはならない。

5 金融機関は、当該会員の脱退により地方保証協会が現に当該金融機関と結んでいる保証契約に基く債務の弁済に支障を及ぼす場合でなければ、第一項第四号の異議の申出をしてはならない。

6 中央保証協会は、当該会員の脱退によりその業務の遂行に著しい支障を及ぼす場合でなければ、第一項第五号の異議の申出をしてはならない。

第二十六条 地方保証協会は、その解散により中央保証協会から脱退する。

2 全国開拓農業協同組合連合会の中央保証協会からの脱退については、前条第一項第五号及び第六項の規定を除き、前二条の規定を準用する。

(脱退者に対する払い戻し)

第二十七条 会員が脱退したときは、その者は、定款で定めるところにより、その出資額の全部又は一部の払い戻しを請求することができる。

2 会員が脱退した場合において、保証協会が当該会員の債務を保証しているときはその債務につきその者に代つて弁済をしないことが明らかになるまで、保証協会が当該会員に代つて債務を弁済したことにし、その者に代つて求償権を有しているときは当該求償権に係る債務が完済されるまでは、保証協会は、その者に代つて前項の払い戻しを停止することができる。

3 第一項の規定による請求権は、脱退の時(前項の規定により払い戻しを停止されたときは、払い戻しを請求することができなくなるに至つた時)から二年間行われないときは、時効によつて消滅する。(出資口数の減少)

第二十八条 会員は、定款で定めるところにより、その出資口数を減少することができる。

2 前項の場合には、第二十五条(中央保証協会の会員の出資口数の減少については、同条第一項第五号及び第六項を除く。)及び前条の規定を準用する。

第四章 保証協会の設立
(発起人)

第二十九条 保証協会を設立するに

は、第十八条に掲げる者で保証協会の会員にならうとするもの七人以上が発起人とならなければならない。

2 発起人は、定款及び業務方法書を作成しなければならない。

3 定款には、発起人が署名するものとする。

(創立総会)

第三十条 発起人は、定款及び業務方法書を作成したときは、会日の二週間前までにこれを会議の日時及び場所とともに公告して、創立総会を開かなければならない。

2 発起人及び保証協会の設立に同意した会員たる資格を有する者は、創立総会の開会までに、書面によつて出資の引受をしなければならぬ。

3 定款及び業務方法書の承認、事業計画の認定その他設立に必要な事項の決定は、創立総会の議決によらなければならない。

4 創立総会では、定款及び業務方法書を修正することができる。

5 創立総会の議事は、会員たる資格を有する者であつてその開会までに出席したものの半数以上の出席し、その議決権の三分の二以上で決する。

6 創立総会については、第二十一条及び民法(明治二十九年法律第八十九号)第六十六条(表決権のない場合)の規定を準用する。

(設立の認可の申請)

第三十一条 発起人は、創立総会の終了後遅滞なく、定款、業務方法書及び事業計画書を主務大臣に提出して、設立の認可を申請しなければならない。

(設立の認可)

第三十二条 主務大臣は、前条の認可の申請があつた場合において、左の各号の一に該当せず、且つ、その事業が健全に行われると認められるときは、設立の認可をしなければならない。

一 設立の手續又は定款、業務方法書若しくは事業計画の内容が法令又はこれに基く行政庁の処分と違反するとき。

二 定款、業務方法書又は事業計画に虚偽の記載があり、又はその記載が欠けているとき。

三 区域を同じくする他の保証協会が既に成立しているとき。

2 中央保証協会にあつては、これに対する出資の額が政令で定める額に達しないときは、前項の規定にかかわらず、設立の認可をしないことができる。

(理事への事務の引渡)

第三十三条 設立の認可があつたときは、発起人は、遅滞なくその事務を理事に引き渡さなければならない。

2 理事は、前項の規定による事務の引渡を受けたときは、遅滞なく、第三十条第二項の規定による

出資の引受をした者に対し、その出資の払込をさせなければならない。

(成立の時期)

第三十四条 保証協会は、主たる事務所の所在地で設立の登記をすることによつて成立する。

第五章 保証協会の管理

(定款に記載すべき事項)

第三十五条 保証協会の定款には、左の事項を記載しなければならない。

一 目的

二 名称

三 区域

四 事務所の所在地

五 業務

六 事業年度

七 会員たる資格並びに会員の加入及び脱退に関する規定

八 会員の出資の払込の方法

九 剰余金の処分及び損失の処理に関する規定

十 準備金に関する規定

十一 役員の数、職務の分担及び選任に関する規定

十二 公告の方法

十三 残余財産の処分

(業務方法書に記載すべき事項)

第三十六条 保証協会の業務方法書には、左の事項を記載しなければならない。

一 基金の管理方法

二 保証の金額の合計額の最高限度

三 一 被保証人についての保証の金額の最高限度 四 保証に係る借入資金の種類及びその借入期間の最高限度 五 保証契約の締結及び変更に関する事項 六 被保証人の守るべき条件に関する事項 七 保証債務の弁済に関する事項 八 求償権の行使方法及び償却に関する事項	任する。但し、第二号の規定による役員の数に、理事及び監事につき、それぞれその定数の二分の一をこえることができない。 一 会員の役員 二 開拓又は金融に関する半職経験を有する者であつて、地方保証協会にあつては都道府県知事が、中央保証協会にあつては主務大臣が推薦したもの 2 設立当初の役員は、前項の規定に準じ、創立総会において選任する。	2 理事は、必要があると認めるときは、何時でも臨時總會を招集することができる。 第四十四条 会員が、総会員の五分の一以上の同意を得て、會議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面を理事に提出して總會の招集を請求したときは、理事は、その請求のあつた日から二十日以内に總會を招集しなければならない。	書及び總會の議事録を主たる事務所に備えて置かなければならぬ。 2 会員名簿には、各会員について左の事項を記載しなければならない。 一 名称及び住所 二 加入の年月日 三 出資口数及び出資各日の取得の年月日 3 基金明細書には、第十四条の基金について、その金額及び取得又は繰入の年月日を記載しなければならない。	(役員に関する民法の適用) 第四十九条 役員については、民法第四十四条第一項(法人の不法行為能力)、第五十二条第二項(理事の業務執行)、第五十三条から第五十六条まで(理事の代表権等)及び第五十九条(監事の職務)の規定を準用する。この場合において、民法第五十六条中「裁判所」とあるのは、「主務大臣」と読み替へるものとする。 (總會の決議事項) 第五十条 左の事項は、總會の議決を経なければならない。 一 定款の変更 二 業務方法書の変更 三 規約の設定、変更及び廃止 四 毎事業年度の事業計画の設定及び変更 五 事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案及び損失処理案 3 定款又は業務方法書の変更は、主務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。 4 前項の認可の申請があつた場合には、第三十二条の規定を準用する。
二 中央保証協会にあつては、前項に掲げる事項の外、第十一条第二項第一号の規定による地方保証協会への通知に関する事項を記載しなければならない。 (規約) 第三十七条 左の事項は、定款及び業務方法書で定めなければならない事項を除いて、規約で定めることができる。 一 總會に関する規定 二 業務の執行及び会計に関する規定 三 役員に関する規定 四 その他必要な事項 (役員の数) 第三十八条 保証協会に、役員として理事及び監事を置く。 2 理事の定数は、五人以上とし、監事の定数は、二人以上とする。 (役員を選任) 第三十九条 保証協会の役員は、定款で定めるところにより、左に掲げる者のうちから總會において選	第四十条 役員の任期は、二年とする。但し、定款で三年以内において別段の期間を定めたときは、その期間とする。 2 設立当初の役員の任期は、前項の規定にかかわらず、創立總會で定める期間とする。但し、その期間は、一年をこえてはならない。 (役員兼任禁止) 第四十一条 何人も、理事、監事及び保証協会の使用人のうち二以上を兼ねてはならない。 (理事の自己契約等の禁止) 第四十二条 保証協会が理事と契約するときは、監事が保証協会を代表する。保証協会と理事との訴訟についても、また同様とする。 (總會の招集) 第四十三条 理事は、毎事業年度一回通常總會を招集しなければならない。	2 理事は、必要があると認めるときは、何時でも臨時總會を招集することができる。 第四十四条 会員が、総会員の五分の一以上の同意を得て、會議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面を理事に提出して總會の招集を請求したときは、理事は、その請求のあつた日から二十日以内に總會を招集しなければならない。 第四十五条 理事の職務を行う者がないとき、又は前条の請求があつた場合において理事が正当な理由がないのに總會の招集の手続をしないときは、監事は、總會を招集しなければならない。 (会員に対する通知又は催告) 第四十六条 保証協会が会員に対してする通知又は催告は、会員名簿に記載したその者の住所(その者が通知又は催告を受ける別の場所を保証協会に通知したときは、その場所)にあてれば足りる。 2 前項の通知又は催告は、通常到達すべきであつた時に到達したものとみなす。 3 總會招集の通知は、その会日の十日前までに、その會議の目的たる事項を示してしなければならない。 (定款その他の書類の備付及び閲覧) 第四十七条 理事は、定款、業務方法書、規約、会員名簿、基金明細	4 会員、出資者及び保証協会の債権者(保証協会が保証契約を結んでいる金融機関を含む。次条において同じ)は、第一項の書類の閲覧を求めることができる。 (決算関係書類の提出、備付及び閲覧) 第四十八条 理事は、通常總會の会日の一週間前までに、事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分案又は損失処理案を監事に提出し、且つ、これらをその会日まで主たる事務所に備えて置かなければならない。 2 会員、出資者及び保証協会の債権者は、前項の書類の閲覧を求めることができる。 3 第一項の書類を通常總會に提出するときは、監事の意見書を添付しなければならない。	第五十条 左の事項は、總會の議決を経なければならない。 一 定款の変更 二 業務方法書の変更 三 規約の設定、変更及び廃止 四 毎事業年度の事業計画の設定及び変更 五 事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案及び損失処理案 3 定款又は業務方法書の変更は、主務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。 4 前項の認可の申請があつた場合には、第三十二条の規定を準用する。

(総会の議事)

第五十一条 総会の議事は、この法律、定款又は規約に特別の定めがある場合を除いて、出席した会員の議決権の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決するところによる。

2 議長は、総会で選任する。

3 議長は、会員として総会の議決に加わることができない。

(特別決議事項)

第五十二条 左の事項は、総会員の半数以上が出席し、その議決権の三分の二以上の多数による議決を必要とする。

一 定款の変更

二 会員の除名

(総会に関する民法の適用)

第五十三条 総会については、民法第六十四条(総会の決議事項)及び第六十六条(表決権のない場合)の規定を適用する。この場合において、同法第六十四条中「第六十二条」とあるのは、「開拓融資保証法第四十六条第三項」と読み替えるものとする。

第六章 保証協会の解散及び清算

(解散事由)

第五十四条 保証協会は、左の事由によつて解散する。

一 総会の決議

二 破産

三 第六十三条第二項の規定による解散の命令

2 解散の決議は、総会員の三分の二以上が出席し、その議決権の三分の二以上の多数による議決を必要とする。

3 解散の決議は、主務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

4 主務大臣は、前項の認可の申請があつた場合において、解散の決議の手續が法令若しくはこれに基く行政庁の処分又は定款に違反しないと認められるときは、同項の認可をしなければならない。

(清算人)

第五十五条 保証協会が解散したときは、破産による解散の場合を除いては、理事がその清算人となる。但し、総会で他人を選任したときは、この限りでない。

(清算事務)

第五十六条 清算人は、就職の後滞りなく、保証協会の財産の状況を調査し、財産目録及び貸借対照表を作り、財産処分の方法を定め、これを総会に提出してその承認を求めなければならない。

第五十七条 清算人は、保証協会の債務を弁済してなお残余財産があるときは、これを出資者に対し定款で定めるところにより分配しなければならない。

2 前項の規定により出資者に分配することが出来る額は、その出資額を限度とする。

3 第一項の規定による分配の結果なお残余財産がある場合におけるその財産の処分については、政令で定める。

第五十八条 清算事務が終了したときは、清算人は、遅滞なく、決算報告書を作り、これを総会に提出してその承認を求めなければならない。

(民法及び非訟事件手続法の適用)

第五十九条 保証協会の解散及び清算については、民法第七十三条(清算法人)、第七十五条(裁判所に係る清算人の選任)、第七十六条(清算人の解任)及び第七十八条から第八十三条まで(清算人の職務権限等)並びに非訟事件手続法(明治三十一年法律第十四号)第三十五条第二項(法人の解散及び清算の監督の管轄)、第三十六条(検査人の選任)、第三十七条(二)清算人等の報酬)、第三十五条ノ二、第十五条第二項及び第三項(意見の聴取等)、第三百三十七條前段(清算人の選任又は解任の裁判)及び第三百三十八條(清算人不適格者)の規定を適用する。この場合において、民法第七十五条中「前条」とあるのは、「開拓融資保証法第五十五条」と読み替えるものとする。

第七章 保証協会の監督

(事業計画及び収支予算の承認)

第六十条 中央保証協会は、毎事業年度開始前に、事業計画及び収支予算を主務大臣に提出して、その承認を受けなければならない。これに變更を加えようとするときも、また同様とする。

(業務又は財産状況の報告の徴収)

第六十一条 主務大臣は、保証協会の業務又は財産の状況に關して監督上必要があると認めるときは、保証協会又は保証協会から業務の委託を受けた者(以下「受託者」という)からその業務又は財産の状況に關し報告を徴することができ、但し、受託者に対しては、その委託された業務の範囲内に限る。

(業務又は会計状況の検査)

第六十二条 会員が、総会員の十分の一以上の同意を得て、保証協会の業務又は会計が法令若しくはこれに基く行政庁の処分又は定款、業務方法書若しくは規約に違反する疑があることを理由として検査を請求したときは、主務大臣は、その保証協会の業務又は会計の状況を検査しなければならない。

2 主務大臣は、保証協会又は受託者の業務又は会計が法令若しくはこれに基く行政庁の処分又は定款、業務方法書若しくは規約に違反する疑があるとき、その保証協会又は受託者の業務又は会計の状況を検査することができる。この場合には、前条但書の規定を適用する。

3 主務大臣は、保証協会の業務又は会計の状況につき、毎年一回を

常例として検査をしなければならない。

(法令等の違反に対する措置)

第六十三条 主務大臣は、第六十一条の規定により報告を徴した場合又は前条の規定により検査を行つた場合において、保証協会の業務又は会計が法令若しくはこれに基く行政庁の処分又は定款、業務方法書若しくは規約に違反すると認めるときは、その保証協会に対して、役員解任、業務の停止その他必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。

2 保証協会が前項の規定による命令に従わなかつたときは、主務大臣は、その役員を解任し、又はその保証協会の解散を命ずることができる。

(議決の取消)

第六十四条 会員が、総会員の十分の一以上の同意を得て、総会(創立總會を含む)の招集手續又は議決の方法が法令若しくはこれに基く行政庁の処分又は定款、業務方法書若しくは規約に違反すること

を理由として、その議決の日から三十日以内に、その議決の取消を請求した場合において、主務大臣は、その違反の事実があると認めるときは、当該議決を取り消すことができる。

(主務大臣)

第六十五条 この法律で「主務大臣」とあるのは、農林大臣及び大蔵大臣

臣とする。但し、第六十一条及び第六十二条に規定する主務大臣の権限は、農林大臣又は大蔵大臣が各々単独に行使用することを妨げない。

2 この法律に規定する主務大臣の権限は、政令で定めるところにより、その一部を都道府県知事に行わせることができる。

第八章 罰則

第六十六条 第六十一条の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は第六十二条の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、三万円以下の罰金に処する。

2 保証協会の役員若しくは受託者の代表者又は保証協会若しくは受託者の代理人、使用人その他の従業者がその保証協会の業務又は受託者の受託した業務に関して前項の違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その保証協会又は受託者に対しても同項の刑を科する。

第六十七条 左の場合には、保証協会の役員又は清算人を三万円以下の過料に処する。

一 この法律の規定により主務大臣の認可又は承認を受けなければならない場合、その認可又は承認を受けなかつたとき。

二 第九条第一項の規定に基く政令の規定による登記を怠り、又は虚偽の登記をしたとき。

三 この法律の規定に基く保証協会が行うことができる業務以外の業務を行つたとき。

四 第十四条又は第十五条の規定に違反したとき。

五 第四十一条の規定に違反したとき。

六 第四十三条第一項、第四十四条又は第四十五条の規定に違反したとき。

七 第四十七条又は第四十八条の規定に違反して書類を備えて置かず、その書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は正当な理由がないのにその書類の閲覧を拒んだとき。

八 第五十六条又は第五十八条の書類に記載すべき事項を記載せず、又は虚偽の記載をしたとき。

九 第五十七条の規定に違反したとき。

十 第五十九条で準用する民法第七十九条第一項又は同法第八十一条第一項に規定する公告を怠り、又は虚偽の公告をしたとき。

十一 第五十九条で準用する民法第七十九条第一項の期間内に債権者に弁済をしたとき。

十二 第五十九条で準用する民法第八十一条第一項の規定に違反して破産宣告の請求を怠つたとき。

第六十八条 第八条第二項の規定に違反した者は、一万円以下の過料に処する。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 中央保証協会が成立したときは、財団法人中央開拓信用基金協会は、農林中央金庫への預入又は農林中央金庫の発行する農林債券の取得に充てることを条件とする政府からの貸付金の借入によつて政府に対し負担している一億円の債務及び財団法人中央開拓信用基金協会が、その貸付の条件に従い当該貸付金をもつて取得した農林債券に基き農林中央金庫に対して有する権利は、中央保証協会が、その成立の時に承継する。

3 前項の規定により中央保証協会が承継した政府からの貸付金一億円は、その承継の時に、第五条第二項の規定により政府から出資されたものとみなす。

4 財団法人中央開拓信用基金協会に対し政府が貸し付けた貸付金一億円について中央保証協会がこれを承継する時までに生じた利息は、免除する。

5 財団法人中央開拓信用基金協会は、中央保証協会の設立の際において、政令で定める金額を、預金又は証券をもつて中央保証協会に出資することができる。

6 地方保証協会が成立したときは、その成立の時に、当該地方保証協会は、その区域内に住居を有する財団法人都道府県開拓信用基金協会の有する一切の権利義務を承継し、当該財団法人都道府県開拓信用基金協会は、解散する。

7 中央保証協会の成立の時に、当該地方保証協会がその定款及び業務方法書の定めるところに従つて現に負担している保証債務は、その時に、すべて中央保証協会によつてその定款及び業務方法書の定めるところに従つて保証されたものとみなす。

8 地方保証協会の成立の時に、当該地方保証協会の区域を地区とする都道府県開拓農業協同組合連合会が金融機関に対し現に負担している債務のうち地方保証協会がその業務として保証することができるとするに、当該地方保証協会の成立後三箇月以内に、当該都道府県開拓農業協同組合連合会及び当該金融機関からその保証を求められたときは、当該地方保証協会は、これを拒んではならない。

9 地方保証協会が前項の規定による保証をした場合において、当該都道府県開拓農業協同組合連合会が、当該保証に係る債務の弁済の担保に充てることを条件として都道府県から補助金の交付又は貸付金の貸付を受け、その条件に従つ

てこれらを金融機関に預け入れていたときは、当該交付、貸付又は預入につき当該都道府県開拓農業協同組合連合会の有する債権債務は、その保証の時に、地方保証協会が承継する。

10 地方保証協会が成立していない都道府県の区域を地区とする農業協同組合連合会が開拓者の農業経営に必要な資金を貸し付けるために金融機関に対して中央保証協会の成立の時に、現に負担している債務のうち中央保証協会が保証することが相当であると認められるものについて、中央保証協会の成立後三箇月以内に、当該農業協同組合連合会及び当該金融機関からその保証を求められたときは、中央保証協会は、第十一条第一項の規定にかかわらず、その保証をすることができる。

11 前項の規定により中央保証協会が農業協同組合連合会の債務を保証している場合において、当該農業協同組合連合会の地区を区域とする地方保証協会が成立し、当該債務を保証したときは、その保証の時に、当該債務に係る中央保証協会の保証債務は、消滅する。

12 大蔵省設置法(昭和二十四年法律第四十四号)の一部を次のように改正する。

第十二条第一項第九号中「漁業信用基金協会」を開拓融資保証協

三 管理上の必要により売り払うとき。

(生産者団体に対する措置)

第八條 農林大臣は、必要があると認めるときは、生産者団体に対し、第一条の目的を達成するため必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

2 政府は、生産者団体が農林大臣の承認又は勧告を受けて第一条の目的を達成するために農産物等の販売の調整を行う場合において必要があるときは、必要な資金のあつ、旋その他の必要な措置を行うものとする。

(農産物等に関する調査)

第九條 農林大臣は、農産物等(甘し、及び馬鈴し、を含む。以下本項において同じ。)の生産費、需給事情その他農産物等の価格の安定に關して必要な事項を調査するため必要があるときは、農産物等の生産者又は生産者団体から必要な事項の報告を徴し、又はその職員にこれらの者の営業所、事業所、倉庫等に立ち入らせ、帳簿書類その他業務に關係のある物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を証する証票を携帯し、関係人の要求があるときは、これを呈示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 食糧管理特別會計法(大正十年法律第三十七号)の一部を次のように改正する。

第一条中(てん菜生産振興臨時措置法(昭和二十八年法律第二号))ニ依り政府ノ買入ルル甜菜糖ヲ含ム以下同シ)を「及農産物価格安定法(昭和二十八年法律第 号)ニ依り政府ノ買入ルル農産物等(以下農産物等ト謂フ)に、第二

条、第三条、第四条ノ三、第六条第一項及び第六條ノ五中「食糧」を「食糧及農産物等」に改め、附則第六項を次のように改める。

飼料供給安定法(昭和二十七年法律第三百五十六号)ノ規定ニ依ル飼料及てん菜生産振興臨時措置法(昭和二十八年法律第二号)ノ規定ニ依ル甜菜糖ノ買入、売渡、保管又ハ検査ニ關スル一切ノ歳入歳出ハ当分ノ間本會計ノ所屬トス

コノ場合ニ於テ第二条、第三条、第四条ノ三、第六條第一項及第六條ノ五中「食糧及農産物等」トアルハ「食糧、農産物等、飼料及甜菜糖」ト読替フルモノトス

3 農林省設置法(昭和二十四年法律第五十三号)の一部を次のように改正する。

第四條第四十七号の二の次に次の一号を加える。

四十七の三 農産物等(農産物価格安定法(昭和二十八年法律第 号)第二条第一項の農産物等をいう。以下同じ。)の買入、保管及び売渡を行うこと。

第四十八條第三号の次に次の一号を加える。

三の二 農産物等の買入及び売渡の価格の決定並びにてん菜糖の買入の価格の決定に關すること。

第四十九條に次の一号を加える。

三 農産物等及び輸入飼料の保管並びに輸入飼料たる麦類の売渡を行うこと。

第五十條に次の一号を加える。

五 農産物等及び輸入飼料の買入及び売渡(輸入飼料たる麦類の売渡を除く)を行うこと。

農産物価格安定法案(足立龍郎君外二十三名提出)に關する報告書
〔最終号の附録に掲載〕

〔足立龍郎君登壇〕

○足立龍郎君 ただいま議題となりました、内閣提出、參議院送付、開拓融資保証法案並びに不肖足立龍郎外二十三名提出、農産物価格安定法案につきまして、農林委員会における審議の経過並びに結果の概要を御報告申し上げます。

まず開拓融資保証法案につきまして申し上げます。

現在開拓農家総戸数は約十五万戸に達し、これら開拓農民が耕作する農地の総面積は二十万町歩に上るのであります。わが国の食糧自給度の向上に重要な役割を果していることは御承知の通りであります。これら開拓農民に對しまして、政府は昭和二十三年以降、開拓者資金融通法に基きまして、長期低利の資金を直接融通いたし、開拓政策の推進に努めて参りました。さ

らに昭和二十五年より、開拓者、都道府県及び政府がそれぞれ一定の金額を繰出して借入れの担保とする開拓信用基金制度を創設いたし、これによつて開拓者が農林中央金庫から肥料資金その他の短期資金の融通を受ける

が、この両制度によりまして長短両資金の融通の円滑化を期して来たのであります。近來開拓農民の短期資金の融通に對する需要はますます増加している状況にかんがみ、今般の開拓信用基金制度に法的根拠を与え、もつてこれが整備、確立を期するため、本法案の提出となつたのであります。

次に本法案の要旨をごく簡単に申し上げます。

上げますと、開拓者の団体を構成員とする開拓融資保証協会を中央及び各都道府県に設立いたし、保証財源の管理、債務保証業務の運営等を明確かつ適切にいたしますとともに、政府及び都道府県の出資によるこの制度への助成の方途を明らかにする等、本制度に對する育成強化の措置を講ずることとし、もつて開拓地における農業生産力の発展と農業経営の確立とを促進しようとするものであります。

本法案は、去る六月二十五日予備付託となり、七月一日提案理由の説明を聴取いたしました。次いで七月十三日本付託となり、續いて昨二十一日質疑を行いましたところ、改進黨金庫委員から、開拓農民は劣悪な立地条件のもとにあり、その経済的基盤も脆弱であるから、融資の利子は極力低廉とすべきであるとの御発言があり、これに對し政府側より御趣旨に沿う旨の答弁がございました。

質疑を終局、討論を省略して採決を行いましたところ、全会一致をもつて原案の通り可決いたしました次第でございます。

次に、農産物価格安定法案について申し上げます。

次に、農産物価格安定法案について申し上げます。

次に、農産物価格安定法案について申し上げます。

御承知のごとく、農業生産力は近時著しく増大して参り、これに伴い農産物に対する統制は漸次緩和せられ、米以外の農産物は今や統制を撤廃せらるるに至りました。しかしながら、これから農産物の生産者はいずれも零細農民であります上に、農産物の特質として、出まわり期が一定時に集中いたしましたので、需要の変化に即応した調節をすることが非常に困難な実情にありま

すので、価格は常に相当の変動を示し、正常な価格水準から低落する傾向も見られ、零細な生産農家に深刻な影響を与えまして、今後における生産減退のおそれのあることはもちろん、ひいては農産物の需要者及び関連産業にも悪影響を及ぼすものと考えられるのであります。かかる実情にかんがみまして、麦類につきましては、統制廃止とともに、食糧管理法の規定に基づき、生産者からの申入れに依りて無制限に買入れることといたし、強力な価格支持の方策を講じて参りました。また穀粉につきましては、昨二十七年年度から行政措置により一定数量の買上げを行い、いも類の価格安定に対する間接的支持を行ふことといたしました。しかしながら、かような行政措置による臨時的対策をもつては十分にその目的を達することができませんので、米

麦以外の重要な農産物につきまして価格安定の制度を確立することの必要を痛感いたし、ここに、本法案を提出する次第であります。

次に、本法案の内容につきまして重要な点を申し上げますと、第一に、生切干、菜種、穀粉を対象として、生産者団体の自主的販売の調整を促進するとともに、国自身もまた必要に応じてこれらの買入れを行い、農産物価格の安定をはかること、第二は、政府の買入れ数量については、生産者団体の意見を聞き、需給事情を勘案して、価格保持に必要とする買上げ数量を決定する。また必要に応じて価格の低落を防止するため、生産者団体に対し必要な勧告を行い、資金のあつせんを行うことといたしました。第三は、政府の買入れ価格につきましては、農業バリエーションに基いて算定される価格に需給事情を織り込み、これに生産費その他の経済事情を参照して定め、また加工品については、加工に要する経費等を加算するのであります。なお、この価格の決定については生産者団体に諮り、またその意見を尊重することといたしてあります。第四は、政府買入れのこれら農産物の売渡しについては、市価に悪影響を及ぼさないように留意いたし、特

定の場合以外には、原則として政府の買入れ基準価格を下らないように、時価で売り渡すこととした等でございます。す。

本法案は、七月十七日農林委員会付託と相なり、同日提案者を代表して私から提案理由の説明をいたしました。次いで昨二十一日質疑を行いましたところ、社会党等委員から、大豆のとき油脂並びに蛋白質源として重要な農産物は本法案の対象にすべきであるとの御意見があり、これに対し、提案者並びに政府側から、根本的考え方

は同意であるから、その必要の生じた場合は御趣旨に沿うよう善処する旨の答弁がございました。

質疑を終局、討論に移りましたところ、改進黨金子委員から、附帯決議を付して賛成したい旨の御発言がございました。続いて採決を行いましたところ、全会一致をもって原案の通り可決いたしました。次に、附帯決議についても全会一致をもちまして可決した次第であります。附帯決議の内容につきましては速記録に譲りたいと思っておりますので、御参照を願います。

右御報告申し上げます。(拍手)

○議長(堤隆次郎君) 両案を一括して採決いたします。両案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと叫ぶ者あり〕

○議長(堤隆次郎君) 御異議なしと認めます。よつて両案は委員長報告の通り可決いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

午後三時九分散会

出席國務大臣
農林大臣 保利 茂君
労働大臣 小坂善太郎君

出席政府委員
内閣官房長官 福永 健司君
通商産業政務次官 古池 信三君
中小企業庁長官 岡田 秀男君
中小企業庁 振興部長 石井由太郎君

朗読を省略した報告
一、昨二十一日次の法律の公布を奏上し、その旨参議院に通知した。

食品衛生法の一部を改正する法律
海軍代理士法の一部を改正する法律

海上衝突予防法
一、去る二十日、内閣総理大臣から国家公安委員に高野睦雄君を任命した

いので警察法第五條の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

一、昨二十一日内閣から、日本銀行法第十三条ノ三第十号の規定による報告書を受領した。

一、昨二十一日本院は次の内閣提出案(参議院回付)につき参議院に対して両院協議会を開くことを求めた。

農業災害補償法の一部を改正する法律案

一、昨二十一日大池事務総長から芥川参議院事務総長宛、本院は農業災害補償法の一部を改正する法律案両院協議会の協議委員に次の者を選挙した旨通知した。

坪川 信三君 渡邊 良夫君
平野 三郎君 足立 篤郎君
金子與重郎君 吉川 久衛君
足鹿 覺君 正木 清君
川俣 清吉君 安藤 覺君

一、昨二十一日議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

内閣委員
宮原幸三郎君 松村 謙三君
西村 榮一君 阿部 五郎君
人事委員 富田 健治君
地方行政委員

外務委員 三浦寅之助君 渡邊 良夫君
武蔵運十郎君 牧野 寛策君
大蔵委員 堀 ツルヨ君
厚生委員 遠藤 三郎君
水産委員
運輸委員 三和 精一君 持永 義夫君
山中 貞則君 青木 正君

昭和二十八年七月二十二日、衆議院會議第二十六号 議長の報告

四九九

昭和二十八年七月二十二日 衆議院會議録第二十六号 議長の報告

電気通信委員

石井光次郎君 緒方 竹虎君
小澤佐重喜君 戸塚九一郎君

労働委員

南條 徳男君

建設委員

逓達委員

赤澤 正道君

経済安定委員

秋山 利恭君

櫻井 奎夫君

決算委員

青木 正君

木村 俊夫君

議院運営委員

池田 勇人君

一、昨二十一日議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。

内閣委員

牧野 寛策君

赤澤 正道君

堤 ツルヨ君

人事委員

櫻井 奎夫君

地方行政委員

三浦寅之助君

外務委員

富田 健治君

池田 勇人君

和田 博雄君

大蔵委員

宮原幸三郎君

厚生委員

西村 榮一君

水産委員

緒方 竹虎君

運輸委員

木村 俊夫君

南條 徳男君

青木 正君

戸塚九一郎君

電気通信委員

秋山 利恭君

遠藤 三郎君

逓達委員 青木 正君

労働委員 持永 義夫君

建設委員 小澤佐重喜君

経済安定委員 松村 謙三君

石井光次郎君 阿部 五郎君

決算委員 山中 貞則君

議院運営委員 渡邊 良夫君

一、昨二十一日議長において、次の特別委員の辞任を許可した。

水害地緊急対策特別委員

田淵 光一君 受田 新吉君

一、昨二十一日議長において、次の通り特別委員の補欠を指名した。

水害地緊急対策特別委員

生田 宏一君 松前 重義君

一、労働委員長から提出した次の公職会開会承認要求に、議長は昨二十一日これを承認した。

公職会開会承認要求書

一、公職会を開こうとする議案

公共企業体等労働関係法の一部を改正する法律案(山花秀雄君)

外六名提出、衆法第二号

地方公営企業労働関係法の一部を改正する法律案(山花秀雄君)

外六名提出、衆法第三号

一、意見を聞く問題

昭和二十八年七月二十五日及び

二十七日 午後一時

右によつて公職会を開くに決したか

公共企業体等労働関係法の一部を改正する法律案及び地方公営企業労働関係法の一部を改正する法律案について

右によつて公職会を開きたいから衆議院規則第七十七条により承認を求める。

昭和二十八年七月二十日

労働委員長 赤松 勇

衆議院議長堤康次郎殿

一、昨二十一日労働委員長から次の公職会開会報告書を提出した。

公職会開会報告書

一、公職会を開く議案

公共企業体等労働関係法の一部を改正する法律案(山花秀雄君)

外六名提出、衆法第二号

地方公営企業労働関係法の一部を改正する法律案(山花秀雄君)

外六名提出、衆法第三号

一、意見を聞く問題

公共企業体等労働関係法の一部を改正する法律案及び地方公営企業労働関係法の一部を改正する法律案について

昭和二十八年七月二十五日及び

二十七日 午後一時

右によつて公職会を開くに決したか

ら衆議院規則第七十九条により報告する。

昭和二十八年七月二十一日

労働委員長 赤松 勇

衆議院議長堤康次郎殿

一、昨二十一日議員から提出した議案は次の通りである。

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(益谷秀次君)

外二十三名提出

一、昨二十一日委員会に付託された議案は次の通りである。

道路交通取締法の一部を改正する法律案(門司亮君外七名提出、衆法第三八号)

地方行政委員会 付託

港灣運送事業法の一部を改正する法律案(岡本忠雄君外七名提出、衆法第三十三号)

運輸委員会 付託

一、昨二十一日参議院に送付した条約は次の通りである。

戦争犠牲者の保護に関する千九百四十九年八月十二日のジュネーヴ諸条約への加入について承認を求めるの件

団結権及び団体交渉権についての原則の適用に関する条約(第九十八号)

の批准について承認を求めるの件

工業及び商業における労働監督に関する条約(第八十一号)の批准について承認を求めるの件

職業安全組織の構成に関する条約(第八十八号)の批准について承認を求めるの件

日本国とフランスとの間の文化協定の批准について承認を求めるの件

世界気象機関条約への加入について承認を求めるの件

一、昨二十一日参議院に送付した本院提出案は次の通りである。

半校圖書館法案

一、昨二十一日参議院に送付した内閣提出案は次の通りである。

建設案法の一部を改正する法律案

相互銀行法の一部を改正する法律案

国有財産法第十三条の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(正倉院の件)

国有財産法第十三条の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(皇居の件)

日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊の行為による特別損失の補償に関する法律案

漁船損害補償法の一部を改正する法律案

郵便物運送委託法の一部を改正する法律案

日本航空株式会社法案

公衆電気通信法案

有線電氣通信法案

有線電氣通信法及び公衆電氣通信法
施行法案

一、昨二十一日予備審査のため次の本
院議員提出案を参議院に送付した。

漁業法の一部を改正する法律案(鈴
木善幸君外三十四名提出)

港灣運送事業法の一部を改正する法
律案(岡本忠雄君外七名提出)

道路交通取締法の一部を改正する法
律案(門司亮君外七名提出)

一、昨二十一日参議院送付の次の内閣
提出案を可決した旨参議院に通知し
た。

食品衛生法の一部を改正する法律
案

海軍代理士法の一部を改正する法律
案

海上衝突予防法案

〔堤ヲルヨ君の演説参照〕
戦傷病者戦没者遺族等年金表

一、要旨
党は再軍備に連る軍人恩給の復
活に反対する。老令軍人、普通扶
助料受給者に対しては、社会保障
の見地に於てこれを認める。

戦傷病者戦没者遺族に對して
は、十分国家補償をなすべきであ
る。

軍隊のない今日、旧階級による
支給差別的政府案は妥当でない。

其他党は、社会保障制度の確立
されるまで、暫定的措置として本

要綱にもとづき特別立法をするも
のである。

二、普通恩給

(1) 若年停止

政府案より高一〇才を引上げ
て五五才より半額を支給し、六
〇才より全額を支給する。

(2) 文官恩給の改正

(1)に準じて文官恩給の若年停
止も同様に改正する。

(3) 高所得者に対する停止

普通恩給給付者にして恩給外
の所得が年額三〇万円を超える
者には、支給を停止する。

(4) 仮定恩給

階級別を撤廃し、所得額によ
つて次の五段階とする。

仮定恩給二〇万円以上のものは
二〇万円とする

同 一五万円以上のものは
一五万円とする

同 一〇万円以上のものは
一〇万円とする

同 七万円以上のものは
七万円とする

同 五万円以上のものは
五万円とする

(5) 支給率 一事に三分の一とす
る

(説明)

(イ) 若年停止の年令は厚生年金
の支給年令と同様とした。

(ロ) 老令の年令を高くすれば、
逆に高給軍人のみが対象とな
るおそれがある。

(ハ) 大東亞戦争以前と以後とを
區別することは論理的でな
い。

(ニ) フラット制は一般国民に對
する養老年金制の確立されな
い今日適当でない。

三、普通扶助料

普通恩給の支給方法に基きこれ
を支給する。支給額は普通恩給の
二分の一とする。家族加給は一人
につき月額四〇〇円とする。高額
所得者に対しては、普通恩給の場
合と同じく、年額所得三〇万円以
上の者には支給を停止する。

四、一時恩給

政府案による一時恩給は認めな
い。

(説明)
改進黨は応召軍人にかぎつて、
加算を認め恩給を支給しよう
としている。

五、公務扶助料

(1) 普通公務、特殊公務の差別を
廢する。

(説明)

(2) 階級差を撤廃する。
(3) 標準を上等兵、兵長、伍長、
軍曹の平均とする。

(4) 普通扶助料の三〇割を支給す
る。

(5) 家族加給を支給する。一人に
つき月額四百円とする。

六、増加恩給

(1) 階級差を撤廃し、症状別によ
る。

(2) 政府案より年金支給の範囲を
拡げる。すなわち、第四款症ま
で年金を支給し第四目症まで一
時金を支給する、よつて傷病軍
人全部が対象となる。

(3) 支給金額を次の通りとする。
特別項

第一項 一八〇、〇〇〇円

第二項 一五〇、〇〇〇円

第三項 一三〇、〇〇〇円

第四項 一〇〇、〇〇〇円

第五項 九〇、〇〇〇円

第六項 七〇、〇〇〇円

第七項 五〇、〇〇〇円

第八項 四五、〇〇〇円

第九項 三〇、〇〇〇円

第十項 二五、〇〇〇円

第十一项 二〇、〇〇〇円

第十二項 一五、〇〇〇円

第十三項 一〇、〇〇〇円

第十四項 五、〇〇〇円

第十五項 以下第四目まで同額と
し一時金とする。

支給金額 二〇、〇〇〇円

(4) 第五項以上のものには家族給
を支給する。

七、国家総動員法の対象を含める。

(1) 本支給は生活保護法から控除
しない。

(2) 給員、国民義勇隊、及び国家
總動員法等に基いて徴用され、
援護法の対象になつたもの、戦
犯拘留者及び未帰還者等につい
てもこれを適用する。

(3) 扶助料支給の場合に、父母、
祖父母が婚姻した場合にも支給
が出来るよう措置する。

(4) 内地又は外地で戦病死し又は
帰郷後死亡した者も公務死とし
て公務扶助料を支給する。

苦情処理機関の設置

一、調査資料の不十分なもの
二、査定の困難なもの
三、個々のケースについて特に考
慮を要するもの、
等については苦情処理機関を設

けて検討し、出来る限り此の法
律の対象にする機努力する。

八、(附)数字資料

(1) 審議會答申案

(A) 軍人仮定恩給年額表

階級 仮定恩給年額

大將 五六四、〇〇〇円

中将 四四七、六〇〇円

少將 三三八、四〇〇円

大佐 二八三、二〇〇円

中佐 二六四、〇〇〇円

少佐 二二六、〇〇〇円

大尉 一六八、〇〇〇円

中尉 一三二、〇〇〇円

少尉 一一五、二〇〇円

准士官 九九六、〇〇〇円

曹長 八二、〇〇〇円

軍曹 八〇、四〇〇円

伍長 七八、〇〇〇円

兵長 六八、四〇〇円

上等兵 六六、〇〇〇円

二等兵 六四、二〇〇円

一等兵 五八、五〇〇円

将官、佐官、尉官の各相
当官については各相当階
級の仮定恩給年額によ
る。

(備考) 右仮定恩給額は「昭和二
十三年六月三十日以前に給与事
由の生じた恩給の特別措置に関
する法律」が実施されたものと
した場合の昭和二十七年十月現
在の公務員の俸給給与水準を基
準としたものであつて、公務員
の俸給給与水準が改定された場
合には、それに応じ改められる
ものとする。

昭和二十八年七月二十二日 衆議院會議録第二十六号 議長の報告

(B) 増加恩給年額表

傷病程度区分	仮定年額が				
	額が三萬八千円以上のもの	額が三萬六千円から三萬八千円未満のもの	額が三萬四千円から三萬六千円未満のもの	額が三萬二千円から三萬四千円未満のもの	額が三萬円以下のもの
特別項症	三萬八千円	三萬六千円	三萬四千円	三萬二千円	三萬円
第一項症	三萬八千円	三萬六千円	三萬四千円	三萬二千円	三萬円
第二項症	三萬八千円	三萬六千円	三萬四千円	三萬二千円	三萬円
第三項症	三萬八千円	三萬六千円	三萬四千円	三萬二千円	三萬円
第四項症	三萬八千円	三萬六千円	三萬四千円	三萬二千円	三萬円
第五項症	三萬八千円	三萬六千円	三萬四千円	三萬二千円	三萬円
第六項症	三萬八千円	三萬六千円	三萬四千円	三萬二千円	三萬円

特別項症は、第一項症の金額にその十分の五以内の金額を加えたものとする。

(備考) 右金額は「昭和二十三年六月三十日以前に給付事由の生じた恩給の特別措置に関する法律」が実施されたものとした場合の昭和二十七年十月現在の公務員の俸給給付水準を基準としたものであつて、公務員の俸給給付水準が改定された場合にはそれに応じ改められるものとする。

(C) 傷病年金額表

傷病程度区分	仮定年額が				
	額が三萬八千円以上のもの	額が三萬六千円から三萬八千円未満のもの	額が三萬四千円から三萬六千円未満のもの	額が三萬二千円から三萬四千円未満のもの	額が三萬円以下のもの
第七項症	三萬八千円	三萬六千円	三萬四千円	三萬二千円	三萬円
第一項症	三萬八千円	三萬六千円	三萬四千円	三萬二千円	三萬円
第二項症	三萬八千円	三萬六千円	三萬四千円	三萬二千円	三萬円
第三項症	三萬八千円	三萬六千円	三萬四千円	三萬二千円	三萬円
第四項症	三萬八千円	三萬六千円	三萬四千円	三萬二千円	三萬円
第五項症	三萬八千円	三萬六千円	三萬四千円	三萬二千円	三萬円
第六項症	三萬八千円	三萬六千円	三萬四千円	三萬二千円	三萬円

(備考) 右金額は「昭和二十三年六月三十日以前に給付事由の生じた恩給の特別措置に関する法律」が実施されたものとした場合の昭和二十七年十月現在の公務員の俸給給付水準を基準としたものであつて、公務員の俸給給付水準が改定された場合にはそれに応じ改められるものとする。

(D) 公務扶助料年額算出率

(1) 公務による傷病のため死亡した場合

率	区内									
	(将官)	(佐官)	(尉官)	(准士官)	(曹長)	(軍曹)	(伍長)	(兵長)	(上等兵)	(下等兵)
12.0%	三萬八千円	三萬六千円	三萬四千円	三萬二千円	三萬円	二萬八千円	二萬六千円	二萬四千円	二萬二千円	二萬円
10.0%	三萬六千円	三萬四千円	三萬二千円	三萬円	二萬八千円	二萬六千円	二萬四千円	二萬二千円	二萬円	一萬八千円
8.0%	三萬四千円	三萬二千円	三萬円	二萬八千円	二萬六千円	二萬四千円	二萬二千円	二萬円	一萬八千円	一萬六千円
6.0%	三萬二千円	三萬円	二萬八千円	二萬六千円	二萬四千円	二萬二千円	二萬円	一萬八千円	一萬六千円	一萬四千円
4.0%	三萬円	二萬八千円	二萬六千円	二萬四千円	二萬二千円	二萬円	一萬八千円	一萬六千円	一萬四千円	一萬二千円
2.0%	二萬八千円	二萬六千円	二萬四千円	二萬二千円	二萬円	一萬八千円	一萬六千円	一萬四千円	一萬二千円	一萬円
0.0%	二萬六千円	二萬四千円	二萬二千円	二萬円	一萬八千円	一萬六千円	一萬四千円	一萬二千円	一萬円	八千円

普通扶助料の二分の一の率

(口) 増加恩給を受ける者が公務に起因する傷病によらずして死亡した場合

率	区内									
	(将官)	(佐官)	(尉官)	(准士官)	(曹長)	(軍曹)	(伍長)	(兵長)	(上等兵)	(下等兵)
12.0%	三萬八千円	三萬六千円	三萬四千円	三萬二千円	三萬円	二萬八千円	二萬六千円	二萬四千円	二萬二千円	二萬円
10.0%	三萬六千円	三萬四千円	三萬二千円	三萬円	二萬八千円	二萬六千円	二萬四千円	二萬二千円	二萬円	一萬八千円
8.0%	三萬四千円	三萬二千円	三萬円	二萬八千円	二萬六千円	二萬四千円	二萬二千円	二萬円	一萬八千円	一萬六千円
6.0%	三萬二千円	三萬円	二萬八千円	二萬六千円	二萬四千円	二萬二千円	二萬円	一萬八千円	一萬六千円	一萬四千円
4.0%	三萬円	二萬八千円	二萬六千円	二萬四千円	二萬二千円	二萬円	一萬八千円	一萬六千円	一萬四千円	一萬二千円
2.0%	二萬八千円	二萬六千円	二萬四千円	二萬二千円	二萬円	一萬八千円	一萬六千円	一萬四千円	一萬二千円	一萬円
0.0%	二萬六千円	二萬四千円	二萬二千円	二萬円	一萬八千円	一萬六千円	一萬四千円	一萬二千円	一萬円	八千円

(備考) 右(イ)及び(ロ)は「昭和二十三年六月三十日以前に給付事由の生じた恩給の特別措置に関する法律」が実施されたものとした場合の昭和二十七年十月現在の公務員の俸給給付水準を基準としたものであつて、公務員の俸給給付水準が改定された場合にはそれに応じ改められるものとする。

(2) 政府案

(イ) 政府は答申案の仮定年額を八六%乃至八九%に減額した。二等兵については九四%に減じた。答申案による所要経費七七〇億円(年金額六五二億円、一時恩給一一八億円)を、四五〇億円(年金額四三三億円、一時恩給一一五億円、傷病賜金一億四千百万円)として計上した。

(ロ) 普通恩給 一五〇〇〇人(二%)
公務扶助料 一五〇〇〇人(二%)
増加恩給 一五〇〇〇人(二%)
計 一八〇〇〇人
(説明) 廿八年度予算には公務扶助料の対象を一、五〇四、〇〇〇人と計上してある。尚、その家族は一人につき一人と推計している。普通恩給、増加恩給の家族は一人につき一、七人と推計している。

昭和二十二年二月一日軍人恩給廃止制限当時における軍人普通恩給受給者の階級別年令別人員

階級別	年令区分	40未満	40-44	45-49	50-54	55-59	60-64	65以上	計
大 将		人	人	人	人	人	人	100人	100人
中 将							100	600	700
少 将						100	200	800	1,100
大 佐							900	1,300	2,200
中 佐						200	500	1,400	2,100
少 佐						300	1,100	1,400	2,800
大 尉		200	600	200	400	700	1,300	1,800	5,200
中 尉		4,300	3,200	3,300	2,000	700	500	1,700	15,700
少 尉		100		400	2,500	2,500	1,400	1,100	8,000
准兵曹長		700	2,700	2,900	3,800	2,000	1,900	5,300	19,100
上等兵曹長		8,600	8,500	8,600	11,400	7,700	4,800	11,200	61,800
一等兵曹		54,500	24,900	10,400	3,400	1,900	1,500	7,300	103,900
二等兵曹		49,700	17,000	8,400	5,900	4,600	1,700	4,000	92,300
兵		241,700	40,500	17,300	4,500	2,900	2,000	21,100	330,000
合 計		360,800	94,700	52,500	33,700	23,600	17,900	59,100	645,000

(註) 階級別年令別は抽出方法により100調査した人員を拡大したものである。

昭和二十二年二月一日軍人恩給廃止制限当時における軍人増加恩給受給者の階級別症状等差別人員

階級別	症状等差別	特別項症	第一項症	第二項症	第三項症	第四項症	第五項症	第六項症	第七項症	合 計
大 将		人	人	人	人	人	人	人	人	2人
中 将				1	1	1	1	2		5
少 将			1			1		1	1	4
大 佐			1		2	2	4	7	2	18
中 佐					2		12	16	2	32
少 佐			1	1	7	5	14	23	6	57
大 尉		3	5	5	27	14	31	44	28	152
中 尉		4	4	8	79	55	152	222	197	711
少 尉		5	3	8	37	21	87	95	97	333
准兵曹長		6	3	5	73	56	118	228	202	686
上等兵曹長		7	14	17	146	94	215	539	514	1,586
一等兵曹		26	27	37	417	284	797	1,350	1,047	3,985
二等兵曹		30	17	43	522	288	799	1,369	1,149	4,217
兵		22	12	30	347	234	619	981	891	3,136
上 等 兵		119	103	208	2,135	1,328	3,727	5,317	4,222	17,159
一 等 兵		66	110	201	1,355	1,063	3,899	6,565	4,528	17,787
二 等 兵		12	42	59	269	169	898	1,486	523	3,458
合 計		300	343	623	5,419	3,614	11,350	19,295	13,394	53,338

(註) 昭和二十二年二月一日(恩給停止当時)に於ける軍人増加恩給受給者(傷病軍人)の階級別、症状等差別人員表

昭和二十一年勅令第68号施行後陽病賜金（第七項から第四款までの）の裁定を受けた者の階級別人員
（自昭和二十一年2月1日裁定）
（至昭和二十七年3月31日裁定）

症狀等差別階級別		第七項症	第一款症	第二款症	第三款症	第四款症	合計
大	將	人	人	人	人	人	人
中	將	2	2		1	1	6
少	將	2	3	2	2	6	15
大	佐	13	4	23	13	24	77
中	佐	18	7	15	13	26	79
少	佐	50	36	58	45	90	279
大	尉	128	68	164	96	215	671
中	尉	182	106	203	153	293	937
少	尉	160	76	211	130	320	879
准曹	尉長	209	129	277	152	381	1,148
曹	曹長	536	299	688	453	876	2,852
軍一等兵	曹	635	390	815	564	1,064	3,471
軍二等兵	曹長	833	547	1,048	730	1,462	4,620
兵	兵長	935	632	1,248	928	1,684	5,427
上等兵		1,574	927	2,053	1,197	2,718	8,465
一等兵		1,704	732	2,587	993	3,462	9,478
二等兵		364	107	556	158	562	1,747
合計		7,345	4,115	9,948	5,628	13,137	40,173

(一) 昭和二十二年勅令第6十八号以後に（第七項から第四款までの）裁定を受けた者の階級別人員表

症状等差別		第一款症	第二款症	第三款症	第四款症	合計
階級別		人	人	人	人	人
大 將		人				
中 將			2	1	2	5
少 將				2	2	4
大 佐			1	1	1	3
中 佐	1				1	2
少 佐			3	2	4	9
大 尉	7	15	9	22	53	
中 尉	81	178	152	285	696	
少 尉	28	70	80	142	320	
准 尉	45	96	47	139	327	
曹 長	96	313	185	374	968	
曹 長	438	997	918	1,596	3,949	
曹 長	541	1,035	942	1,607	4,125	
兵 長	334	763	558	1,309	2,964	
上等兵	2,253	4,825	4,423	9,083	20,584	
一等兵	2,042	6,334	4,817	12,017	25,210	
二等兵	356	809	1,110	689	2,964	
合計	6,222	15,441	13,247	27,273	62,183	

(乙) 大東亞戦争死没軍人の階級別人員表

区分		陸軍	海軍	軍	計
階級	大 將	7	9	16	16
	中 將	69	60	129	129
	少 將	139	285	424	424
	大 佐	407	310	717	717
	中 佐	1,222	651	1,873	1,873
	少 佐	2,444	3,283	5,677	5,677
	大 尉	17,654	3,851	21,505	21,505
	中 尉	25,802	4,556	30,361	30,361
	少 尉	12,222	7,594	19,816	19,816
	准兵曹長	15,888	24,279	40,167	40,167
階級	曹長	46,172	31,282	77,454	77,454
	一等兵曹	72,109	41,629	113,738	113,738
	二等兵曹	287,912	66,446	354,358	354,358
	兵 長	418,286	55,906	474,192	474,192
	上 等 兵	393,842	71,913	465,755	465,755
	一 等 兵	68,418	3,778	67,196	67,196
	二 等 兵	407	0	407	407
	合 計	1,358,000	315,785	1,673,785	1,673,785

(註) 陸海軍とも復員局の推計報告によるものである。

(2) 昭和二十六年三月三十一日現在軍人増加恩給受給者の階級別症状別人員表

症状等別 階級別		特項別症	第一項	第二項	第三項	第四項	第五項	第六項	合計
階級	大 將	人	人	人	人	人	人	人	人
	中 將				1		1	3	5
	少 將		1		1	2	1	2	7
	大 佐				12	3	12	19	46
	中 佐	2			11	5	25	23	66
	少 佐	1	2	2	32	19	50	58	164
	大 尉	11	6	8	91	46	129	155	446
	中 尉	10	5	13	146	106	254	283	817
	少 尉	13	7	15	81	84	148	145	493
	准兵曹長	15	6	11	125	115	229	269	770
階級	曹長	17	22	32	341	289	562	628	1,891
	一等兵曹	54	34	57	671	516	1,191	1,140	3,663
	二等兵曹	59	43	75	889	695	1,481	1,416	4,656
	兵 長	72	43	76	834	652	1,346	1,147	4,173
	上 等 兵	198	110	268	2,712	1,754	4,220	4,048	19,310
	一 等 兵	102	111	229	1,647	1,278	3,672	3,904	10,943
	二 等 兵	20	37	54	271	210	790	1,047	2,428
	合 計	542	427	840	7,865	5,775	14,116	14,287	43,884

